

第2章 沖縄振興の現状と課題

1 我が国及び本県経済社会の動向

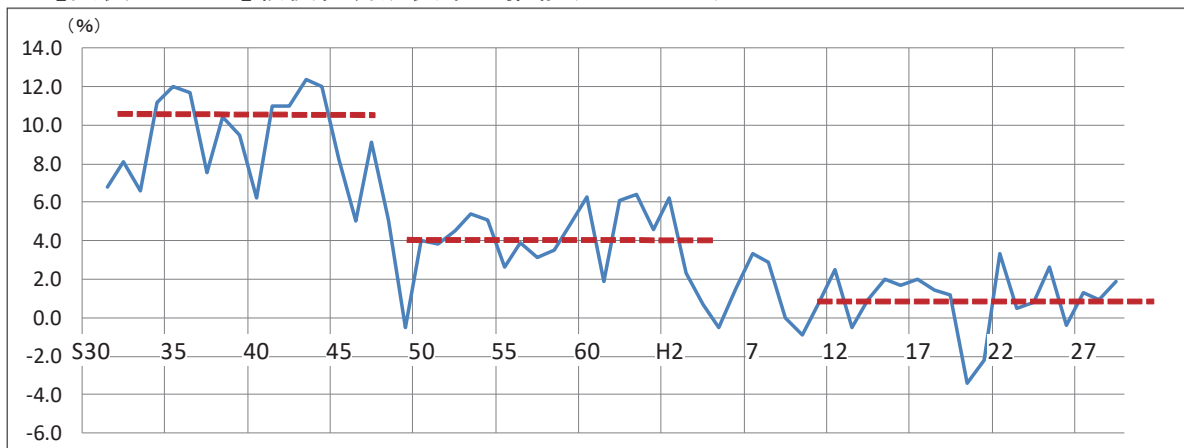
本項では、沖縄振興が図られてきた本土復帰以降の約50年、本県を取り巻く経済社会はどのようなものだったのか、動向を概観する。

次項の「2章2 これまでの沖縄振興の分野別検証」の前提として、沖縄振興が図られた当時の我が国や本県の経済社会状況を背景として概観しておくことにより、検証の助けとしたい。

(1) 我が国経済社会の動向

一般的に戦後以降の日本経済の成長段階は大きく3期に分けられる。すなわち、①終戦から高度成長期（平均実質GDP成長率10%程度）、②第1次オイルショック頃からバブル崩壊までの安定成長期（同4%程度）、③バブル崩壊以降の低成長期（同1%程度）の3段階である。ここでは、この3つの成長段階に分け、戦後の我が国の経済社会を概観する。【図表2-1-1-1】

【図表2-1-1-1】戦後経済成長率の推移(S30～H29)



注1：実質GDPの伸び率は、各期間の年度成長率の単純平均である。

注2：昭和30～55年度は「平成10年度国民経済計算(68SNA)」、昭和56～平成6年度は「平成21年度国民経済計算(93NA)」、平成7年度以降は「平成30年度7-9月四半期別GDP速報(2次速報値)」による。

出典：内閣府「国民経済計算」を基に沖縄県企画部企画調整課作成

ア 戦後復興と高度経済成長（昭和20年から昭和48年頃まで）

敗戦後の日本では、米国を中心とした占領当局により、財閥解体、労働民主化、農地改革といった大胆な改革が実施された。昭和20年から7年間にわたる占領当局による占領期間当初の政策は、日本が再び戦争を起こさないよう、軍事力の基礎となる重化学工業から、農業と軽工業へ転換することであり、戦時中の貿易封鎖も戦後数年間維持されていた。しかし、その後、昭和25年の朝鮮戦争勃発や冷戦激化等による占領政策の変更で、海外からの原材料輸入、製品輸出が再開された。朝鮮戦争特需によって国内に流入した外貨は、投機資金に向かうことなく、物不足で旺盛な国内需要に対応する生産につながり、さらに戦時中に老朽化した生産設備の更新を中心とする投資を可能にし、更なる生産増加につながっていった。

日本は昭和20年代終わり頃から昭和40年代終わり頃まで、約20年にわたって実質GDPで平均10%近くの高い経済成長率を持続した。鉄鋼、石油化学などの重厚長大産業が太平洋ベルト地帯に展開し、このような産業で供給された素材を用いた加工組立産業が発展した。さらに、生産年齢人口増加は、国内の乗用車、家電製品等の需要を見越した設備投資による好循環を生み出していった。

高度経済は、国民の生活を確実に豊かにしていった一方で、地域間格差や公害問題等の発生といった負の側面ももたらした。また、高度経済成長期には、集団就職等で地方から多くの若い男女が都市部へ労働力として移動することで、高い労働力配分の効率性を実現していたが、急激な人口移動は、都市部では過密問題、地方では過疎問題として起こってきた。このため、国は昭和37年、全国総合開発計画（全総）を策定し、全国の均等な発展を目指した。以後、全総は5次にわたって計画、実行されたが、平成17年に廃止され、現在は、国土形成計画に引き継がれている。

イ グローバル化の進展とバブル経済（昭和48年頃から平成3年頃まで）

昭和24年以後、高度経済成長期を通じて1ドル＝360円の固定相場制が続いていたが、昭和46年のニクソンショックを契機に各国が変動相場制へ移行してから、大幅な円高ドル安が進行した。さらに、昭和48年のオイルショックによってインフレが発生するなど、我が国は世界的な経済環境変化の影響を強く受けた。昭和47年からの列島改造ブームによる地価高騰等と相まって、狂乱物価とも言われたインフレは、国が総需要抑制策を講じたことで抑制されたが、消費低迷、大型公共工事の凍結・縮小等により、昭和49年は戦後初のマイナス成長となり高度成長は終わりを迎えた。

海外に目を向けると、昭和40年代終わりから昭和50年代は、世界的に経済のグローバル化が進み、NIEs（新興工業経済地域）と呼ばれる国、地域が低賃金により国際競争力を高め、アジアでは、韓国、台湾、シンガポール、香港が経済発展により注目を浴びた。昭和53年には中国が改革開放路線を採用し、日本企業も進出し始めた。

このような状況で我が国では、昭和50年代の高度経済成長期において産業の中心だった鉄鋼、石油化学などといった重化学工業が、エネルギーコストの上昇などのため後退し、かわって、自動車産業や情報機器、家電などエレクトロニクス技術を駆使した産業がリーディング産業となった。その後、組立加工型製品の米国向け輸出拡大と原油価格の低下により、昭和50年代後半から日本の経常収支黒字は大幅に増加した。

しかし、昭和58年以降、アメリカの経済停滞による財政赤字と経常収支赤字、いわゆる「双子の赤字」が拡大していき、昭和60年、国際収支不均衡の是正を目的に、先進5か国（G5）蔵相・中央銀行総裁会議で、円高ドル安に誘導する協調介入の合意、いわゆる「プラザ合意」が行われた。それ以降、円高が急激に進行していったため、円高不況となり、家電など多くの輸出関連企業が生産拠点を海外に移すことで国内産業が衰退する「産業の空洞化」の進展が懸念されるようになった。

国はこれらに対応するため、昭和62年、公共投資を中心とする総合経済対策の実施や公定歩合の引下げなど財政・金融面による景気刺激策を講じた。これを機に我が国

経済は景気回復へと向かうこととなったが、景気拡大が続く中で、土地や株式といった資産価格が急騰し、金融機関もそれらの投機に対し積極的に融資したことなどにより、いわゆる「バブル経済」と言われる極端な好景気が発生した。

ウ デフレ経済と人口減少社会の到来（平成3年以降）

昭和62年頃から始まった空前の好景気は、株価が平成元年末に、地価が平成3年に史上最高値をつけた後、急速に下落し、「バブル経済の崩壊」が起こった。その結果、国内需要が減退する中で物価下落が続くデフレ状態に陥った。

このような経済状況に対し、国は大型の経済対策を実施し、また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災後の復興需要や、携帯電話の急速な普及などの新規需要もあり、平成7年度、8年度の経済状況は比較的良好なものとなった。

しかし、平成9年の消費税率の引上げや、同年発生したアジア通貨危機による国内大手金融機関等の相次ぐ経営破綻は、家計消費や企業経営に大きな影響を与え、平成9年度の実質GDPはゼロ成長、10年度はマイナス成長となった。

バブル崩壊後、平成6年頃から雇用情勢が悪化し就職氷河期と呼ばれていたが、平成10年以降、経済危機のあおりを受け、更に厳しい就職難となった。この頃から就職をあきらめた若者達、ニートの問題が社会的に取り上げられるようになった。

バブル崩壊による資産価格下落が生んだ不良債権問題では、多くの金融機関がひたすら不良債権の精算時期を先送りし、新規貸付けに消極的になることで、経済活動の停滞が続き、「失われた10年」と呼ばれた。平成13年から小泉政権で本格的に不良債権処理に取り組んだ結果、主要銀行の不良債権は低下し、平成18年でほぼ解消した。

また、平成12年以降、中国、アメリカ経済の好調に支えられた輸出が伸び、平成14年からは、緩やかながら回復局面に入り、拡張期間としては高度経済成長期のいざなぎ景気を超える戦後最長のものとなった。輸出入を合計した対中貿易額は平成12年以降増え続け、平成19年に対米貿易額を超えて以降、我が国の最大の貿易相手国は中国となった。中国は高度経済成長を続け、平成22年に日本を超えGDP世界第2位となっている。

平成14年以降、長期の景気拡大が続いていたが、平成20年9月にアメリカで発生したリーマンショックによる影響で、日本も含めた世界同時不況に陥った。

我が国がリーマンショック後の2年連続のマイナス成長から立ち直りかけた平成23年に、東日本大震災は発生した。その被害は広域にわたり、推計被害額は16.9兆円に達すると公表された。

我が国の人口は、少子高齢化の急速な進行に伴い、平成17年の統計調査において初めて自然減となり、平成20年から本格的な人口減少社会が始まっている。平成26年には、更に進行する高齢化社会における社会保障等の財源として、消費税が引き上げられた。

少子高齢化の進行で、生産年齢人口が減少すると同時に消費人口は増加しており、平成26年頃から多くの業種で人手不足が深刻化してきた。このため、労働者一人当たりの労働生産性の向上や、女性、高齢者の更なる労働参加率向上が求められるようになった。

(2) 本県経済社会の動向

昭和47年の本土復帰以降、沖縄振興開発計画がスタートするが、沖縄が日本復帰を果たした時期は、日本本土は既に高度経済成長期の終盤であり、本県と本土との社会資本整備の遅れや生産基盤に大きな格差があった。

復帰後の集中的な社会資本等の整備に伴い、本県の産業・経済構造は大きく公的投資に依存する経済構造に変化した。第1次産業、製造業が逡減し、建設業とサービス産業が急激に比重を高め、現在にもつながる第3次産業に偏った、他県と異なる特殊な産業構造を有する県となっていった。これらは、終戦後約27年間、本県が米軍統治下にあった歴史的背景の影響が大きい。

ここでは、米軍統治時代、第1次から3次の振興開発計画、沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画の期間に分けて、本県がどのような経済社会をたどってきたのか概観する。

なお、本項で概観する統計数値の推移等については、「2章3 社会経済フレーム(計画展望値)の動向」における図表を参照されたい。

(「総人口の推移」：図表2-3-1、「産業別就業者数・完全失業率の推移」：

図表2-3-3、「県内総生産(名目)の推移」：図表2-3-4)

ア 米軍統治下時代(昭和20年度～昭和46年度)

沖縄は、戦後27年間、米軍統治下にあり、同時期の本土各県とは全く異なる施策が展開された。

本土では、アメリカと日本政府により、西側諸国の一員として経済復興を目指す施策が取られ、製造業を中心に高度経済成長が実現されたが、アメリカの沖縄政策は、米軍基地の安定運用が最優先とされ、住民の経済・社会・福祉の政策は、遅れることになった。また、本土では早い段階から1ドル=360円の輸出産業育成の固定相場が設定されたのに対して、沖縄では基地建設等の支払に有利な1ドル=120B円の軍票やドル通貨制が設定されていた。

米軍統治下の沖縄でも経済成長を果たし、昭和20年の人口33万人から、昭和47年の復帰直前には、96万人にまで急増した。しかし、その成長を支えたのは米軍関係収入や日米両政府からの援助だった。援助等の拡大が所得と消費を拡大させ、経済規模を成長させたが、資源や技術力の乏しさ、狭あいな市場、基盤整備の遅れ、優遇税制の欠如等の理由から生産力増大というよりも、輸入増大による経済成長となっていた。

沖縄戦で生産基盤や生活基盤に壊滅的被害を受けた沖縄経済が、米軍統治下で復興するためには、米国の援助、米軍基地の雇用、地代、建設工事等の基地収入に依存するしかない状況にあった。

以上のとおり、沖縄は、日本本土経済が大きく発展した昭和30年代から40年代終わりの高度成長期を通して米軍統治下にあり、経済社会の発展のための十分な資金投下がなかった。また、日本政府の産業政策が及ばないなど、社会生活基盤、産業基盤整備の絶対的な遅れと、製造業が育たないままで、昭和47年5月15日に日本に復帰することとなった。

イ 第一次沖縄振興開発計画（一次振計）期間（昭和47年度～昭和56年度）

一次振計期間中の本県経済社会は、昭和50年に開催された沖縄国際海洋博覧会に関連する大型公共投資や民間設備投資、観光客の増加に牽引され、昭和50年度までは全体的に好調に推移した。

しかし、沖縄国際海洋博覧会閉幕後は、公共投資の減少、民間設備投資の停滞、観光収入の減少などにより景気は次第に減速し、昭和51年度の県経済は、実質マイナス成長という状況となった。復帰に伴う基地従業員の大量解雇、オイルショック後の経済停滞による本土就職者の減少、離農、新規学卒者の滞留などが重なり、完全失業率は全国平均が2%程度で推移する中で、本県は昭和47年の3.7%から昭和52年の6.8%に上昇し問題化した。

失業率問題はあったものの、沖縄国際海洋博覧会の開催により観光地沖縄の知名度は全国的なものとなり、入域観光客数は昭和52年から再び増加し、社会資本整備に伴う公共工事とともに県経済を支え、第1次振興開発計画期間の10年間の本県経済は、順調に拡大した。

人口は、昭和47年の96万人から昭和56年の111万8千人に増加した。また、一人当たり県民所得は、昭和47年の44万円から昭和56年の129万円に増加した。

ウ 第二次沖縄振興開発計画（二次振計）期間（昭和57年度～平成3年度）

二次振計期間中の本県経済は、海邦国体の開催や公共投資、民間設備投資及び観光収入の伸びに支えられ比較的順調に推移した。特に観光・リゾート産業については、昭和62年にゆとりある国民生活を実現し、地域の振興を図ることを目的に「総合保養地域整備法（リゾート法）」が制定され、バブル経済を背景に民間投資による海浜リゾート施設の整備などが着実に進展したことや新規航空路線の拡充などにより、平成3年には入域観光客数が300万人を超えた。

本計画期間中においては、沖縄本島西海岸を中心とした大型リゾートホテルの開業や、昭和62年の沖縄自動車道の全線開通、沖縄コンベンションセンターの整備など、観光客の受入基盤が整備拡充されており、本県が目指す観光立県の重要な布石となった。

完全失業率は昭和57年の4.9%から平成3年の4.0%に低減し、人口は、昭和57年の113万人から平成3年の129万9千人に増加した。また、一人当たり県民所得は、昭和57年の136万円から平成3年の208万円に増加した。

エ 第三次沖縄振興開発計画（三次振計）期間（平成4年度～平成13年度）

三次振計期間中の本県経済は、バブル経済が崩壊し全国的に景気が低迷している中、公共投資や観光収入がおおむね順調に伸びたものの、民間設備投資や民間消費が低迷したことから、実質経済成長率は比較的低い伸びとなった。

また、平成7年に起こった米兵による少女暴行事件をきっかけに本県の基地問題が全国的に注目されるようになり、平成8年9月の橋本内閣総理大臣談話に基づき、本県の基本政策に関する協議を行う機関として沖縄政策協議会が設置され、沖縄振興のための特別な調整費（特別調整費）が創設されるなど、国として、沖縄に関連する施策の更なる充実、強化を図っていく姿勢が打ち出された。

平成9年には航空機燃料税の軽減措置が創設され、以降、平成10年には情報通信産

業地域、観光振興地域、特別自由貿易地域が創設された。また、特別自由貿易地域では法人税35パーセントの所得控除制度等が盛り込まれるなど優遇措置が拡充された。

こうした国による取組に加え、平成4年の首里城公園の開園もあり、平成10年には入域観光客数が400万人を超え、観光・リゾート産業は本県のリーディング産業に成長した。また、情報通信産業は、平成8年頃から大手コールセンターを中心に本県への立地が始まり、県は更なる企業誘致促進のため平成11年度から本土・沖縄間の通信コストの一部を支援する事業を開始した。

その一方で、バブル経済崩壊後の全国的な景気低迷により、完全失業率は平成4年の4.3%から平成13年の8.4%にまで悪化した。人口は、平成4年の123万9千人から平成13年の132万7千人に増加した。また、一人当たり県民所得は、平成4年の204万円から平成13年の206万円に増加した。

オ 沖縄振興計画期間（平成14年度～平成23年度）

沖縄振興計画期間中の我が国経済は、平成14年1月以降、回復局面に入り、拡張期間としてはいざなぎ景気を超える戦後最長のものとなった。このことは沖縄経済にも好影響となり、平成14年の美ら海水族館開館や、沖縄ブームと相まって観光客数は大幅に増加し、平成15年度入域観光客数は500万人を超え、平成18年度に復帰後の累計観光客数が1億人を突破した。また、新たなリーディング産業にまで成長してきた情報通信関連産業についても、本土沖縄間の通信コスト低減化や立地コストの安さなどを背景に、コールセンターのほかソフトウェア開発業等の企業立地が進んだ結果、同産業の生産額は平成12年の1,391億円から平成18年に2,252億円へ、雇用者数についても8,600人から19,765人に増加し、多くの雇用創出が図られた。

しかし、平成20年に発生したリーマンショックの影響が、時間差をおいて本県へ波及し、円高や旅行需要の冷え込み等による観光客の減少、外資や本土資本によるホテル・マンションの民間投資の抑制、業績悪化を受けての新卒採用抑制や県外求人への減少による雇用情勢の悪化等、県内景気は後退局面に転じた。

他方、国外に視点を移すと、平成19年に我が国の対中貿易額が対米貿易額を超え、平成22年に中国のGDPが日本を抜き世界第2位となるなど、中国をはじめとするアジア地域が急速に成長し、ますます経済のグローバル化が進展してきた。それまで不利とされてきた沖縄の地理的特性は、アジアの中心に位置する有利なものとして捉え直すことができるようになってきた。

また、情報通信技術の発展は、沖縄の距離的不利性を下げることで、情報通信関連産業をより集積させることを可能にした。

我が国の人口は、高齢化の急速な進行に伴い、平成20年から人口減少社会となったが、本県は令和12年（2030年）頃まで引き続き増加することが見込まれるなど、沖縄が有する潜在的可能性が見直され始めた。

本県では、このような時代環境の変化の中で、本県の未来を展望するため、県民意見を基に沖縄のあるべき姿、ありたい姿を示す道標となる長期的なビジョンとして、平成22年3月におおむね2030年を目途とした構想である「沖縄21世紀ビジョン」を県自らの手で策定した。

沖縄振興計画期間中、完全失業率は、我が国の緩やかな長期の景気回復に伴い、平成14年の8.3%から平成23年の7.1%にまで低減した。人口は、平成14年の133万6千人から平成23年の140万3千人に増加した。また、一人当たり県民所得は、平成14年の205万円から平成23年の202万円に減少した。

カ 沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）期間（平成24年度～令和3年度）

平成24年、本県では、広くアジアを見据えながら、長期的な観点から未来を展望し、県民全体で共有する沖縄の将来像を描いた「沖縄21世紀ビジョン」の実現を目標とする、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定した。

ビジョン基本計画期間における本県経済は、平成24年については前年発生した東日本大震災の影響でマイナス成長となったものの、平成25年度以降、観光産業を中心に好調に伸びてきた。

平成22年のチャーター便の運航、平成23年の数次ビザ発給開始や平成24年以降のLCC就航による中国人観光客の増加に加え、新たに創設された制度である一括交付金制度を活用した戦略的プロモーション活動等が、東アジア各国からの航空路線拡充や、クルーズ船寄港回数の増加につながった。入域観光客数は平成25年度から6年連続で過去最高を記録し、平成30年度は1,000万人となった。観光収入も同様に6年連続で過去最高を記録した。

本県が有する豊かな観光資源を目当てに日本国内のみならず、世界的なホテルブランドが次々進出してくるなど、アジア有数のリゾート地へとようになってきた。

また、観光リゾート産業・情報通信関連産業に続く、新たなリーディング産業の育成を図るため、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成に取り組んできた。取組の結果、国際物流においては、那覇空港の国際貨物取扱量が平成20年度の0.2万トンから平成30年度に12万トンとなり、約66倍と大幅に増加している。

一方、移輸出入については、一般に製造業の比率が高くサービス業の割合が低いほど移輸出入はプラスになる傾向にあり、本県は第3次産業中心の産業構造のため、復帰前から移輸入超過の状態が続いている。

雇用情勢も大きく改善し、有効求人倍率は、平成29年に1.11倍と復帰後初めて年間で1倍台を超え、平成30年は1.17倍と、平成24年から7年連続で上昇した。

また、完全失業率も、平成23年の7.1%から7年連続で改善し、平成30年は3.4%となり、昭和48年に記録した3.5%を45年ぶりに下回った。

全国と比べ非正規雇用者の割合が高い状況であることから、正規雇用の拡大など「雇用の質」の改善は重要となってきている。あわせて、全国と同様、本県でも多くの業種で人手不足が深刻化しており、労働者一人当たりの労働生産性の向上や、女性、高齢者の更なる労働参加率向上が求められるようになっている。

その一方で、平成27年度に実施した調査の結果、沖縄の子どもの貧困率が29.9%で、その割合が全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。深刻な子どもの貧困問題への対策の重要性が認識されるようになり、「沖縄県子どもの貧困対策計画」の策定や、沖縄子どもの未来県民会議の設立など、官民挙げた県民運動として様々な取組が進められている。

人口は、平成24年の141万2千人から平成29年の144万4千人に増加した。また、一人当たり県民所得は、平成24年の198万円から平成28年の227万円に増加した。

2 これまでの沖縄振興の分野別検証

昭和47年の本土復帰以降、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現を目標として、沖縄振興が図られてきた。

平成24年に県が策定したビジョン基本計画では、「沖縄らしい優しい社会の構築」が県民に安らぎと活力をもたらし、「強くしなやかな経済発展」を支え、同時に自立型経済の構築によって生み出された利益が優しい社会の構築に寄与するという、好循環関係を目指すことを施策展開の基軸的な考え方としている。

本項では、これら2つの基軸的考えに共通する「将来像実現の原動力となる人づくり」という枠組みを合わせた3つの枠組みに沿って、復帰以降の分野別の取組を点検することにより、沖縄振興の現状と課題を明らかにし、今後の対策の方向性を示すこととする。

(1) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築

米軍統治下の沖縄は、教育、福祉、保健医療等の環境整備等の面でも本土各県に比べ大きく遅れていたため、復帰後、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法による高率補助制度の活用により、学校、保育所、高齢者、障害者福祉施設、保健医療施設等の基本的な社会資本整備や体制面を含めた環境整備が着実に進められてきた。

また、島しょ県の不利性を克服する空港、港湾等の社会基盤や生活基盤も着実に整備が進み、観光リゾート産業や情報通信産業も順調に伸長してきた。一方、豊かな自然環境や地域の伝統行事が徐々に失われ、都市化・過疎化が進むにつれ、地域における連帯感が希薄化し、子育てや老後への不安が増加している状況を背景に、県民の多くから沖縄らしい優しい社会の構築を求める声が高まってきている。

ア 環境保全

本県は、亜熱帯海洋性気候の下、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息・生育する緑豊かな島々から構成され、固有の自然環境を有している。

こうした貴重な自然環境が存在する一方、昭和47年の本土復帰以降、社会資本整備をはじめとする各種開発が急速に進み、自然環境破壊や赤土等流出などの環境問題が顕在化した。

また、社会経済活動が進展し県民生活が豊かになる一方で、廃棄物の処分は大きな課題となった。さらに、廃棄物への対応については、狭あいな島しょ性や環境負荷などについても考慮することが求められるようになった。

このような背景の下、本県では、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、平成15年に「沖縄県環境基本計画」を策定した。平成25年には「第2次沖縄県環境基本計画」を策定し、総合的な環境保全施策を展開している。このように、環境基本計画に基づき実施した施策は、自然環境の保全や廃棄物の抑制などに一定の成果を上げている。

本県は、貴重な自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全、再生及び適正利用を推進するとともに、島しょ地域の特性を踏まえた循環型社会の構築などを目指している。

(7) 自然環境の保全・再生・適正利用**a 豊かな自然の保全****(現状)**

昭和47年、国は「自然環境保全法」を制定し、これを基として自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備を進めてきた。

昭和48年、本県においても、無秩序な自然破壊を防止するため「沖縄県自然環境保全条例」を制定した。また、県は、豊かな自然環境の実態把握のため、自然環境保全基礎調査を同年から実施しており、当該調査結果を施策の推進に活用している。昭和50年には「沖縄県自然環境保全基本方針」を定めるなど、自然環境保全の方向付けなどを行った。

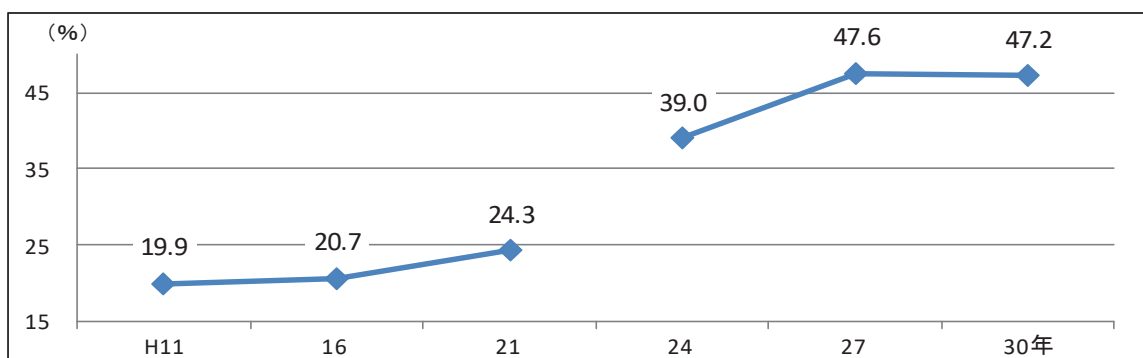
平成6年、河川や海域の生態系等に悪影響を及ぼしていた赤土等の流出問題に対応するため、県は「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定した。平成25年には、より一層、赤土等の流出量を削減するため「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、平成27年には「沖縄県赤土等流出防止対策行動計画」を策定した。

これらの関係法令、方針等に基づき、人間生活と調和のとれた自然環境の保全・創出等を図るため、本県では、野生生物の保護、自然環境の保全、自然公園の保護、赤土等流出防止対策等を行っている。

これらの取組などにより、県民意識調査の「豊かな自然が保全されていること」に対する県民満足度は、平成11年の19.9%から平成30年には47.2%と27.3ポイント向上している。

<県民意識調査における県民満足度の推移>

質問項目：豊かな自然が保全されていること（問4(1)）



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

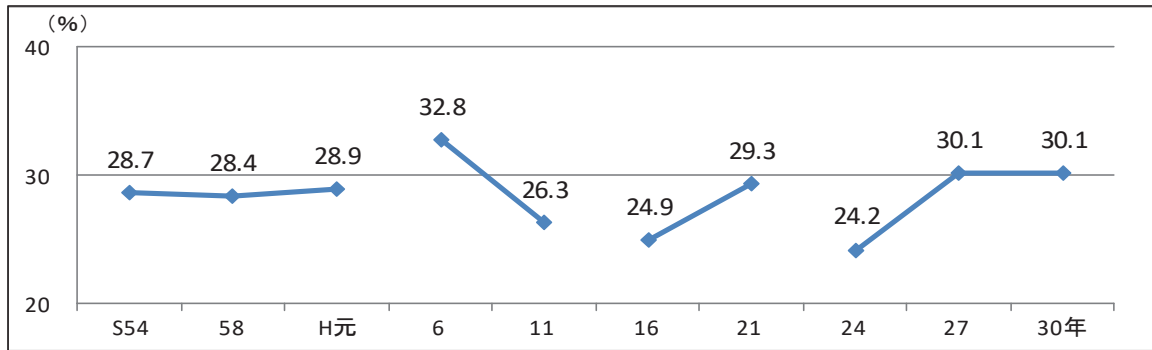
注2：質問項目の（）内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

注3：H11～H21の質問事項は、「豊かな自然を保全すること」。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

また、県民意識調査の環境汚染に関する県民満足度は、平成30年に30.1%となっており、昭和54年以降おおむね30%前後で推移している。

質問項目：赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなること(問4(3))



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の()内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

注3：H16、H21の質問事項は、「大気の流れ、河川の汚濁、赤土流出、騒音、悪臭、有害物質による環境汚染などがないこと」。

注4：H6～H11の質問事項は、「排気ガス、車や飛行機の騒音、畜舎からの臭いなどの公害がないこと」。

注5：S54～H元の質問事項は、「排気ガス、くるまや飛行機の騒音、豚ごやからのにおいなどの公害がないこと」。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

(a) 野生生物の保護

本県では、沖縄の野生生物相の状況を把握し、生息・生育域を次世代に引き継ぐため、野生生物の保護対策を講ずる基礎資料として「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）」を平成8年に製作した。以後、継続的に調査を重ね、平成18年に第2訂版、平成28年から平成29年にかけて第3訂版を発行した。

「レッドデータおきなわ」に掲載されている絶滅種数は、平成8年に23種（動物6種、植物16種、藻類1種）だったものが、平成18年に19種（動物9種、植物10種）となった。平成29年には水質・土壌の汚濁などの要因により、新たに「リュウキュウカワザンショウ」が絶滅種に加わるなど、21種（動物11種、植物10種）となった。【表2-2-1-1-1】 【表2-2-1-1-2】

【表2-2-1-1-1】 絶滅種数 (単位：種)

| カテゴリー分類群 | 平成8年 | 平成18年 | 平成29年 |
|----------|------|-------|-------|
| 動物 | 6 | 9 | 11 |
| 維管束植物 | 種子植物 | 7 | 5 |
| | シダ植物 | 9 | 5 |
| 菌類 | 0 | 0 | 0 |
| 蘚苔類 | 0 | 0 | 0 |
| 藻類 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 23 | 19 | 21 |

注1：絶滅と判断されていた種の生息が確認された事例があったため、絶滅種数が減少している。

出典：沖縄県環境部「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版 レッドデータおきなわ」(動物編・菌類編・植物編)

【表2-2-1-1-2】 沖縄の絶滅危惧種 (単位：種)

| カテゴリー 分類 | 絶滅 | 野生 絶滅 | 絶滅危惧 Ⅰ類 | 絶滅危惧 Ⅱ類 | 準絶滅 危惧 | 絶滅の恐れ のある地域 個体群 | 情報不足 | 合計 | |
|-------------|------|----------|------------|------------|-----------|-----------------------|------|-------|-----|
| 動物 | 11 | 0 | 251 | 279 | 317 | 20 | 113 | 991 | |
| 維管束植物 | 種子植物 | 5 | 3 | 319 | 161 | 42 | — | 77 | 607 |
| | シダ植物 | 5 | 0 | 57 | 32 | 12 | — | 3 | 109 |
| 菌類 | 0 | 0 | 9 | 9 | 4 | 2 | 61 | 85 | |
| 蘚苔類 | 0 | 0 | 32 | 28 | 5 | 0 | 14 | 79 | |
| 藻類 | 0 | 0 | 30 | 30 | 47 | 0 | 36 | 143 | |
| 小計 | 21 | 3 | 697 | 540 | 427 | 22 | 304 | 2,014 | |

注1：絶滅危惧Ⅰ類にはⅠAとⅠBを含んでいる。

出典：沖縄県環境部「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版 レッドデータおきなわ」(動物編、菌類編・植物編)

こうした希少種をはじめとする野生生物の保護のため、本県では「生物多様性おきなわ戦略」の推進やマングースなどの外来種対策を行っている。

マングース対策については、平成12年度から北部3村(国頭村、東村及び大宜味村)において駆除を実施し、北上防止柵を設置したほか、平成18年度には環境省と共同で「沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画」を策定し、北部地域における希少種の食害防止に取り組んでいる。マングースの完全排除を目指す第一防止柵以北におけるマングース捕獲数は、平成15年度から20年度まで、年間約500～600頭で推移していたが、平成19年度の619頭をピークに年々減少している。平成28年度には初めて100頭を下回り、平成29年度は28頭となるなど、マングースの生息数は着実に減少しているものと考えられる。

海域生態系を保全するための取組としては、サンゴ礁生態系の保全・再生を図るため、オニヒトデの駆除やサンゴ礁の再生実証事業などを行っている。

オニヒトデについては、昭和45年頃から異常発生し、サンゴの生育が危機的状況になったことから、大量発生時の集中的な駆除のほか、大量発生メカニズムの解明等調査研究を実施し、総合的な対策を講じている。昭和49年度から平成26年度までに累計で約255万匹のオニヒトデを駆除するなど、一定の成果を上げている。

サンゴ礁の再生実証事業については、平成23年度末より、特別調整費や一括交付金(ソフト)を活用し、恩納村の海域などでサンゴ種苗の植付けなどを実施している。平成23年度から平成28年度までに、3.42haの海域で累計約15万本のサンゴ種苗の植付けを行った。

鳥獣の保護について、本県では復帰後、第3次から第12次までの鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区や特別保護地区の設定を行っているほか、狩猟免許の交付、鳥獣保護の普及啓発など諸施策を実施してきた。

鳥獣保護区は、野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区がある。

復帰当時、川平湾鳥獣保護区（石垣市 1,500ha 昭和45年3月指定）、名護岳鳥獣保護区（名護市 414ha 昭和40年6月指定）など、県内の鳥獣保護区は県指定の保護区で19か所 2,964haであった。

その後、屋我地鳥獣保護区（名護市 3,680ha 昭和51年11月指定）、与那国鳥獣保護区（与那国町 300ha 昭和56年3月指定）が国において鳥獣保護区に指定されるなど、昭和57年度の県内鳥獣保護区は24か所 1万5,136ha（国指定4か所 4,248ha、県指定20か所 1万888ha）となった。

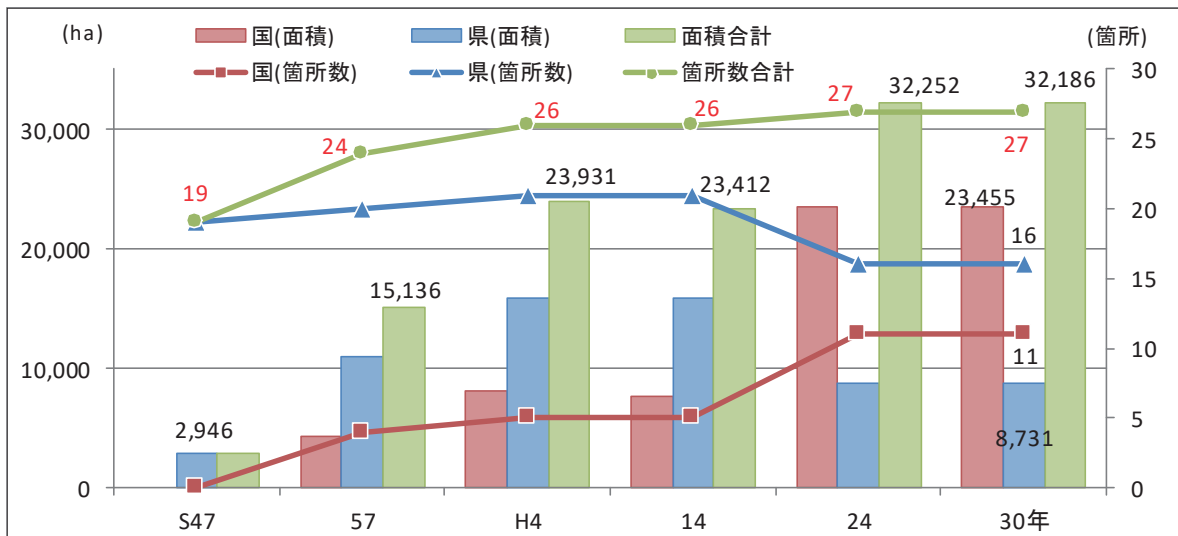
平成4年3月、国において西表鳥獣保護区（竹富町 3,841ha）が、昭和59年11月には県において伊良部鳥獣保護区（伊良部町（現：宮古島市） 4,946ha）が指定されるなど、平成4年度の県内鳥獣保護区は26か所 2万3,931ha（国指定5か所 8,089ha、県指定21か所 1万5,842ha）となった。

以後、更新等により平成14年度の県内の鳥獣保護区は26か所 2万3,412ha（国指定5か所 7,576ha、県内指定21か所 1万5,836ha）となるが、国指定の鳥獣保護区として、平成15年11月に名蔵アンパル鳥獣保護区（石垣市 1万218ha）、平成16年11月に大東諸島鳥獣保護区（南大東村、北大東村 4,521ha）が指定され、平成23年11月には西表鳥獣保護区（竹富町 1万218ha）が拡張されるなど、平成24年の県内鳥獣保護区は27か所 3万2,252ha（国指定11か所 2万3,462ha、県指定16か所 8,790ha）と大幅に増加した。

平成30年11月現在の県内の鳥獣保護区は、国指定鳥獣保護区が11か所 2万3,455ha、県指定鳥獣保護区が16か所 8,731haの計27か所 3万2,186haとなっており、復帰時と比較すると約11倍となっている。当該区域では、狩猟の禁止や一定の開発行為に対する規制が行われるなど、野生鳥獣の保護増殖に大きな役割を果たしている。【図表2-2-1-1-3】 【表2-2-1-1-4】

また、平成11年5月、国指定の鳥獣保護区である漫湖が国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された。平成24年、同じく国指定鳥獣保護区である与那覇湾が登録されるなど、平成30年3月現在、県内5か所がラムサール条約登録湿地となっている。

【図表2-2-1-1-3】 鳥獣保護区の推移



出典：沖縄県環境部「環境白書」

【表2-2-1-1-4】 鳥獣保護区の指定状況 (H30.11.1現在)

○県指定鳥獣保護区

| 種別 | 名称 | 所在地 | 鳥獣保護区 | | 特別保護地区 | |
|----------|----------|------|-------|------------------------|--------|------------------------|
| | | | 面積 | 期間 | 面積 | 期間 |
| | | | ha | | ha | |
| 森林鳥獣生息地 | 1 仲里 | 久米島町 | 245 | H27.11.15 H47.11.14 | 0 | |
| | 2 大保 | 大宜味村 | 240 | H16.11.1 H36.10.31 | 0 | |
| | 3 名護岳 | 名護市 | 371 | H27.11.1 H47.10.31 | 207 | H27.11.1 H47.10.31 |
| | 4 恩納 | 恩納村 | 458 | H27.11.15 H47.11.14 | 0 | |
| | 5 山田 | 恩納村 | 186 | H27.11.15 H47.11.14 | 0 | |
| | 6 比謝川 | 嘉手納町 | 8 | H18.9.26 H38.9.25 | 8 | H18.10.3 H38.10.2 |
| | 7 具志川 | 久米島町 | 290 | H27.11.15 H47.11.14 | 9 | H27.11.15 H47.11.14 |
| | 小計 | | 1,798 | 7カ所 | 224 | 3カ所 |
| 集団渡来地 | 8 伊良部 | 宮古島市 | 4,851 | H26.11.1 H46.10.31 | 0 | |
| | 9 粟国島 | 粟国村 | 764 | H24.11.1 H44.10.31 | 0.4 | H24.11.1 H44.10.31 |
| | 小計 | | 5,615 | 2カ所 | 0 | 1カ所 |
| 集団繁殖地 | 10 チービシ | 渡嘉敷村 | 62 | H24.11.1 H44.10.31 | 19 | H24.11.1 H44.10.31 |
| | 小計 | | 62 | 1カ所 | 19 | 1カ所 |
| | 11 狩俣・鳥尻 | 宮古島市 | 200 | H27.11.15 H47.11.14 | 0 | |
| 身近な鳥獣生息地 | 12 末吉 | 那覇市 | 19 | H18.9.26 H38.9.25 | 19 | H18.9.26 H38.9.25 |
| | 小計 | | 219 | 2カ所 | 19 | 1カ所 |
| | 13 屋嘉比島 | 座間味村 | 129 | H26.11.1 H46.10.31 | 129 | H26.11.1 H46.10.31 |
| 希少鳥獣生息地 | 14 西銘岳 | 国頭村 | 84 | H27.11.1 H47.10.31 | 30 | H27.11.1 H47.10.31 |
| | 15 佐手 | 国頭村 | 158 | H27.11.1 H47.10.31 | 58 | H27.11.1 H47.10.31 |
| | 16 与那覇岳 | 国頭村 | 666 | H27.11.1 H47.10.31 | 23 | H27.11.1 H47.10.31 |
| | 小計 | | 1,037 | 4カ所 | 240 | 4カ所 |
| 県指定合計 | | | 8,731 | 16カ所 | 502 | 10カ所 |

○国指定鳥獣保護区

| 種別 | 名称 | 所在地 | 鳥獣保護区 | | 特別保護地区 | |
|---------|-------------|--------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|
| | | | 面積 | 期間 | 面積 | 期間 |
| | | | ha | | ha | |
| 集団渡来地 | 1 屋我地 | 名護市 今帰仁村 | 3,217 | H28.11.1 H38.10.31 | 1,001 | H28.11.1 H38.10.31 |
| | 2 漫湖 | 那覇市 豊見城市 | 174 | H19.11.1 H39.10.31 | 58 | H19.11.1 H39.10.31 |
| | 3 与那覇湾 | 宮古島市 | 1,366 | H23.11.1 H43.10.31 | 704 | H23.11.1 H43.10.31 |
| 小計 | | 4,757 | 3カ所 | 1,763 | 3カ所 | |
| 集団繁殖地 | 4 仲の神島 | 竹富町 | 18 | H10.11.1 H30.10.31 | 18 | H10.11.1 H30.10.31 |
| | 5 池間 | 宮古島市 | 282 | H23.11.1 H43.10.31 | 0 | |
| | 小計 | | 300 | 2カ所 | 18 | 1カ所 |
| 希少鳥獣生息地 | 6 与那国 | 与那国町 | 1,040 | H22.11.1 H42.10.31 | 63 | H22.11.1 H42.10.31 |
| | 7 西表 | 竹富町 | 10,218 | H23.11.1 H43.10.31 | 9,999 | H23.11.1 H43.10.31 |
| | 8 名蔵アンパル | 石垣市 | 1,145 | H15.11.1 H35.10.31 | 157 | H16.11.1 H35.10.31 |
| | 9 大東諸島 | 南大東村 北大東村 | 4,251 | H16.11.1 H36.10.31 | 234 | H16.11.1 H36.10.31 |
| | 10 やんばる(安田) | 国頭村 | 1,279 | H21.11.1 H41.10.31 | 220 | H21.11.1 H41.10.31 |
| | 11 やんばる(安波) | 国頭村 | 465 | H21.11.1 H41.10.31 | 0 | |
| 小計 | | 18,398 | 6カ所 | 10,673 | 5カ所 | |
| 国指定合計 | | | 23,455 | 11カ所 | 12,454 | 9カ所 |
| 沖縄県合計 | | | 32,186 | 27カ所 | 12,956 | 19カ所 |

出典：沖縄県環境部「環境白書」

(b) 自然環境の保全

自然環境の保全について、本県は世界自然遺産登録やエコツアーリズムの推進と併せ、自然環境保全地域の指定や保全事業などを実施している。

自然環境保全地域とは、優れた状態を維持している森林、海岸、特異な地形地質など、自然的・社会的条件からみて特に保全が必要な地区で、自然環境保全法や沖縄県自然環境保全条例に基づき指定されるものである。

県内の自然環境保全地域については、沖縄県自然環境保全条例に基づき、昭和55年10月に与那国町の久部良岳自然環境保全地域(約130ha)や宇良部岳自然環境保全地域(約215ha)が指定された。そのほか、伊平屋村の後岳自然環境保全地域(約110ha)、伊是名村の伊是名山自然環境保全地域などが同じ年に指定されるなど、昭和57年度には10か所 794haであった。

昭和58年6月には竹富町西表島の崎山湾(約128ha)が自然環境保全法に基づき国の自然環境保全地域として指定されたほか、平成元年3月には名護市の嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域(約156ha)が沖縄県自然環境保全条例に基づき指定された。これにより、平成4年度の県内の自然環境保全地域は12か所

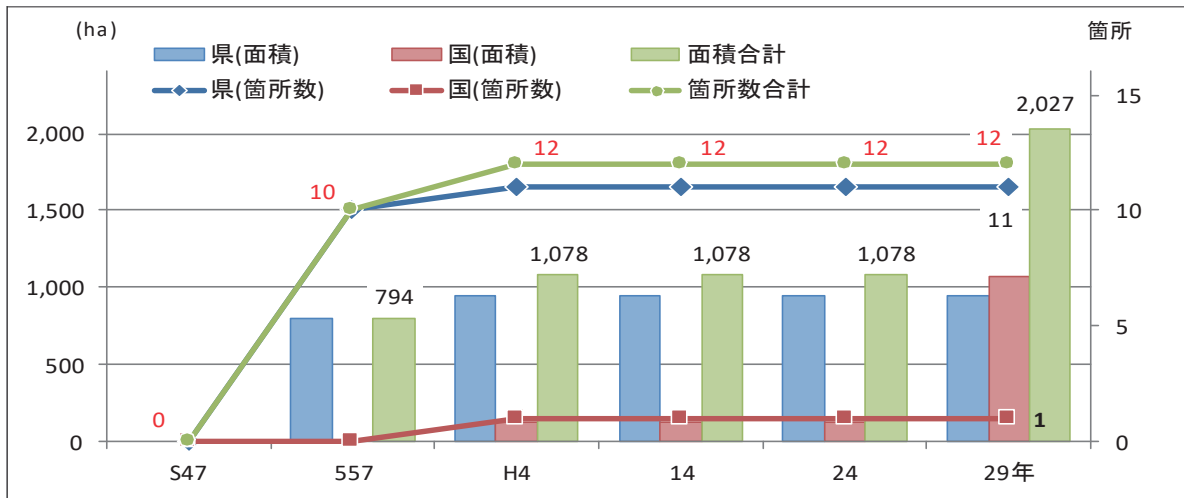
1,078ha（国：1か所 128ha、県：11か所 950ha）となった。

平成27年2月には、竹富町西表島の崎山湾が新たに区域拡張され崎山湾・網取湾自然環境保全地域（1,077ha）として指定された。この海域は、アザミサンゴの巨大な群体をはじめ、海中生物相が豊かで自然度が高く、我が国で唯一の「海域特別地区」となっている。

平成29年度の県内の自然環境保全地域は、国及び県を合わせて12地域 約2,027ha（平成30年3月現在）となっている。指定地域では、工作物の新築や指定動植物の採捕・殺傷等が規制されるなど、自然環境の保全に大きく寄与している。

【図表2-2-1-1-5】 【表2-2-1-1-6】

【図表2-2-1-1-5】 自然環境保全地域の推移



出典：沖縄県環境部「環境白書」

【表2-2-1-1-6】 自然環境保全地域の状況

| 指定 | 地域名 | 位置 | 面積 (ヘクタール) | | | 自然環境の特性 | 指定年月日 |
|----|-----------------|------|------------|--------|-------|--|------------|
| | | | 特別地区 | 普通地区 | 計 | | |
| 国 | 崎山湾・網取湾自然環境保全地域 | 竹富町 | 1,077 | — | 1,077 | 本地域はミドリイシ類をはじめとする他種のサンゴからなるサンゴ群集が発達し、湾内の深みにはアミトリセンベイサンゴの大規模な群集が存在するなど、豊富な海中生物相を有している。 | 昭和27年2月17日 |
| 県 | 久部良岳自然環境保全地域 | 与那国町 | 13.21 | 117.04 | 130.3 | ピロウ林がよく発達し、与那国島固有の群落である。また、与那国の動物の主要生息地である。 | 昭和55年10月6日 |
| | 宇良部岳自然環境保全地域 | | 46.98 | 168.27 | 215.3 | 山頂部にはウラジロガシの優占する林分があり、山頂部から南側傾斜面にかけてはイタジイ林が発達し、サンニヌ台から新川鼻にかけては、地形、地質、植生の上から極めて複雑な様相を呈している。 | 〃 |
| | 東崎自然環境保全地域 | | — | 43.57 | 43.6 | 隆起サンゴ礁に発達するコウライシパーソナレムグラ群集及び未風化の砂岩の平坦地によく発達するコウライシパーシマニシキソウ群集がみられる。 | 〃 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------|----------|--------|----------|-------|--|------------|
| 県 | 比川地先自然環境保全地域 | 与那国町 | 2.30 | — | 2.3 | この地域は標高1mにあり、大潮時には一部冠水する凹凸のはげしい隆起サンゴ礁からなりたっている。常時海風をうけるミズガンビ群集は、風圧を直接うけているため、樹冠はかり込まれたような奇観を呈している。 | 昭和55年10月6日 |
| | 田名の久葉山自然環境保全地域 | 伊平屋村 | 13.06 | 16.00 | 29.1 | 北側斜面には風衝植生が発達し、南側斜面はビロウの単純林で占められ、特異の景観を呈している。 | 〃 |
| | 後岳自然環境保全地域 | | — | 109.91 | 109.9 | 伊平屋島の山は、タンナ山、後岳、アサ岳、腰岳、賀陽山、阿波岳と連なっており、山麓部から中腹にかけて、尾根部や稜線に沿ってリュウキュウマツが優占している。これらの山々は一体となって島を保全する上で重要な役割をはたしている。 | 〃 |
| | 腰岳自然環境保全地域 | | 6.84 | 56.43 | 63.3 | | |
| | 賀陽山自然環境保全地域 | | — | 94.46 | 94.5 | | |
| | 阿波岳自然環境保全地域 | | — | 53.16 | 53.2 | | |
| | 伊是名山自然環境保全地域 | 伊是名村 | 4.15 | 49.25 | 53.4 | リュウキュウマツの純林、ウバメガシの純林が発達している。 | 〃 |
| | 嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域 | 名護市 | 68.07 | 88.09 | 156.2 | イスノキの優占する天然林、ヒナカンアオイ、カツウダケカンアオイ等の固有種がみられる。 | 平成元年3月3日 |
| 合計 | | 1,231.61 | 796.18 | 2,027.79 | | | |

出典：沖縄県環境部「環境白書」

(c) 自然公園の指定

自然公園とは、優れた自然の風景地の保護と利用を目的に、自然公園法や沖縄県立自然公園条例に基づいて指定される公園である。自然公園には、国立公園、国定公園及び県立公園があり、国や県において指定、管理されている。

県内の自然公園については、昭和40年10月に「沖縄海岸政府立公園」1万9,366ha及び「沖縄戦跡政府立公園」5,003haがそれぞれ指定された。また昭和47年4月には「西表政府立公園」4万4,606haが指定された。その後、昭和47年5月の沖縄の本土復帰に伴い、「西表政府立公園」は「西表国立公園」に、「沖縄海岸政府立公園」は「沖縄海岸国定公園」に、「沖縄戦跡政府立公園」は「沖縄戦跡国定公園」にみなされることとなった。

昭和47年度時点の県内の自然公園は、3か所 6万8,975ha（国立：1か所 4万4,606ha、国定：2か所 2万4,369ha）であった。

昭和48年1月に県は「沖縄県立自然公園条例」を制定し、昭和58年5月には、本県初の県立自然公園として、久米島のほぼ全域とその周辺海域を含む1万1,577ha（陸域：5,941ha、海域：5,636ha）を区域とする「久米島県立自然公園」を指定した。当該県立公園の指定を受け、昭和57年度の県内の自然公園は、4か所 9万5,958ha（国立：1か所 4万4,606ha、国定：2か所 3万9,775ha、県立：1か所 1万1,577ha）となった。

その後も、県内の優れた自然の風景地を保護し、利用の増進を図るため、自然

公園の指定が行われ、平成7年9月に「伊良部県立自然公園」(5,739ha 陸域：3,415ha、海域：2,324ha)を、平成9年8月に「渡名喜県立自然公園」(1,602ha 陸域：342ha、海域：1,260ha)を指定した。

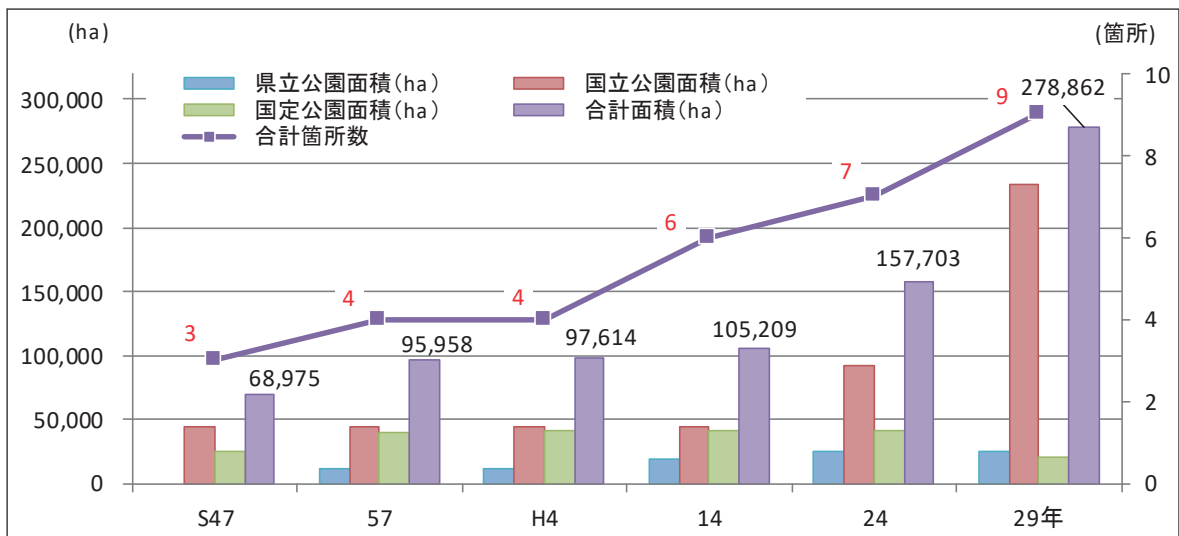
これら県立自然公園の指定が進んだ結果、平成14年度の県内の自然公園は、6か所 10万5,209ha(国立：1か所 4万4,860ha、国定：2か所 4万1,431ha、県立：3か所 1万8,918ha)となった。

平成23年3月には、多良間島と水納島のほぼ全域とその周辺海域を含む5,300ha(陸域：2,153ha、海域：3,147ha)が、「多良間県立自然公園」として県によって指定された。また、平成24年3月には、石垣島の一部を西表国立公園に編入し「西表石垣国立公園」として、9万1,676ha(陸域：2万1,958ha、海域：6万9,718ha)が国によって指定された。これらの結果、平成24年度の県内自然公園は7か所 15万7,703ha(国立：1か所 9万1,676ha、国定：2か所 4万1,518ha、県立：4か所 2万4,509ha)となった。

平成26年3月には、昭和62年の釧路湿原国立公園の指定以来27年ぶりに全国31番目の国立公園として、慶良間諸島及びその周辺海域を合わせた9万3,995ha(陸域：3,520ha、海域：9万475ha)が「慶良間諸島国立公園」として指定された。そのほか、平成28年9月には、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネなど多くの希少動植物が生息・生育する国頭村、大宜味村、東村の一部及びその周辺海域 1万7,292ha(陸域：1万3,622ha、海域：3,670ha)が「やんばる国立公園」として指定された。

これら国立自然公園の指定が進んだ結果、平成29年度(平成30年3月現在)の県内自然公園は9か所 27万8,862ha(国立：3か所 23万3,437ha、国定：2か所 2万916ha、県立：4か所 2万4,509ha)と平成24年度の自然公園面積と比較して大きく増加している。昭和47年度の6万8,975haと比較しても約4倍に増加している。【図表2-2-1-1-7】 【表2-2-1-1-8】

【図表2-2-1-1-7】 自然公園の推移



出典：沖縄県環境部「環境白書」

【表2-2-1-1-8】 自然公園の状況

| 公園名 | 陸域面積(ヘクタール) | | | | 海域面積(ヘクタール) | | | 合計 | 指定年月 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------|-------------|---------|---------|---------|----------|
| | 特別保護地区 | 特別地域 | 普通地域 | 計 | 海域公園地区 | 普通地域 | 計 | | |
| 西表石垣国立公園 | 5,181 | 28,814 | 6,658 | 40,653 | 15,923 | 65,574 | 81,497 | 122,150 | S47.5.15 |
| 慶良間諸島国立公園 | 305 | 2,962 | 253 | 3,520 | 8,290 | 82,185 | 90,475 | 93,995 | H26.3.5 |
| やんばる国立公園 | 789 | 11,827 | 1,006 | 13,622 | 0 | 3,670 | 3,670 | 17,292 | H28.9.15 |
| 沖縄海岸国立公園 | 72 | 2,290 | 2,510 | 4,872 | 126 | 10,859 | 10,985 | 15,857 | S47.5.15 |
| 沖縄戦跡国立公園 | 29 | 521 | 2,577 | 3,127 | | 1,932 | 1,932 | 5,059 | S47.5.15 |
| 久米島県立自然公園 | | 3,383 | 2,742 | 6,125 | | 5,743 | 5,743 | 11,868 | S58.5.30 |
| 伊良部県立自然公園 | | 562 | 2,853 | 3,415 | | 2,324 | 2,324 | 5,739 | H7.9.1 |
| 渡名喜県立自然公園 | | 251 | 91 | 342 | | 1,260 | 1,260 | 1,602 | H9.8.1 |
| 多良間県立自然公園 | | 332 | 1,821 | 2,153 | | 3,147 | 3,147 | 5,300 | H23.3.29 |
| 合計 | 6,376 | 50,942 | 20,511 | 77,829 | 24,339 | 176,694 | 201,033 | 278,862 | |

出典：沖縄県環境部「環境白書」

(d) 赤土等流出防止対策

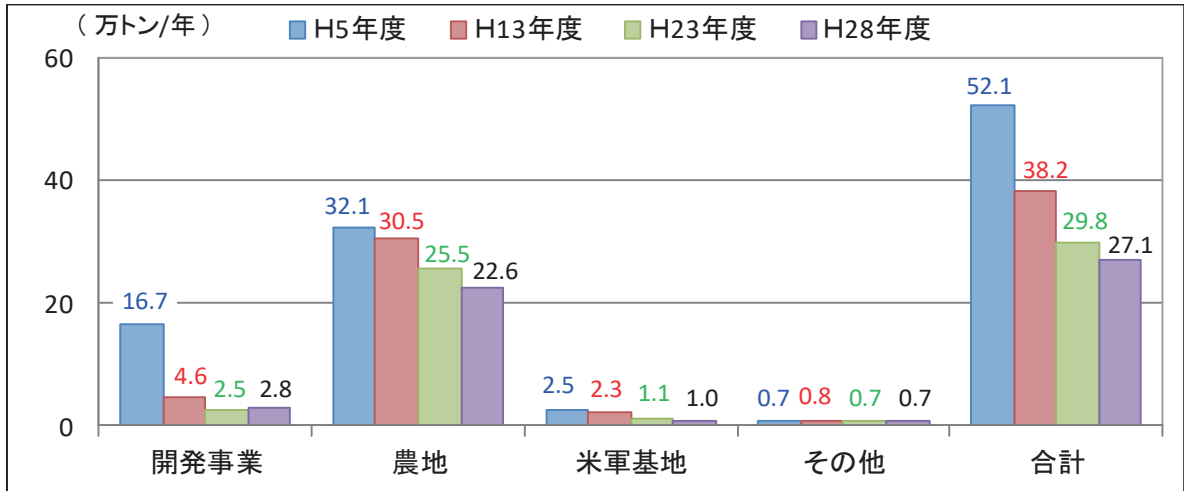
本県特有の問題である赤土等の流出については、本土復帰以降、大規模な公共工事や民間のリゾート施設、ゴルフ場等の開発によって河川などに大量に流出し、海域環境の悪化や水産業、観光産業へ大きな影響を及ぼし社会問題化した。

このような赤土等流出問題に対応するため、平成6年、沖縄県赤土等流出防止条例が制定された。同条例は、事業現場の規制や土地の適正な管理を促進することにより、赤土等の流出を抑制し、自然環境の保全を図ることを目的としている。具体的には、一定規模以上の事業行為を行う場合に、事業者に対し赤土等流出防止対策の内容について事前に届出若しくは通知を行うよう定めるほか、濁水を一定の排出基準値以下で排出するよう義務付けている。

また、本県では、条例に基づく規制と併せ、平成7年から海域の赤土等の堆積状況を把握するためのモニタリング調査を行っているほか、沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価項目として「赤土等による水の濁り」を規定した。

このような取組の結果、赤土等の年間流出量については、条例制定前の平成5年度に比べて平成13年度は約7割、平成23年度には約6割、平成28年度には約5割まで削減されている。【図表2-2-1-1-9】

【図表2-2-1-1-9】 赤土等年間流出量の推移



出典：沖縄県環境部環境保全課調べ

このほか、本県では平成25年9月に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を、平成27年3月には「沖縄県赤土等流出防止対策行動計画」を策定し、総合的な施策を講じている。

(課題)

本県は、亜熱帯海洋性気候の下、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な動植物が生息・生育している。しかし、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物の多様性が失われていくことが危惧されている。

これらの課題に対応するため、国立自然史博物館を県内に誘致するなど、生物多様性の情報発信、教育研究、人材の育成等を推進する必要がある。また、希少野生生物の保全に向けて、生息状況など実態把握調査を行うとともに、希少種の指定や保護区の設定、保護増殖事業等に取り組む必要がある。

マングース等の外来種（国外及び国内由来）は、在来種の生存を脅かすなど課題があることから、外来種対策に継続して取り組むとともに、効果的な駆除方法についても確立する必要がある。

沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域の保全に向けては、自然保全地域などの自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定を推進する必要がある。特に、やんばる地域及び西表島については、世界自然遺産登録に向け、関係機関等との連携や遺産価値の維持管理手法の構築など、条件整備が必要である。

赤土等の流出については、海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業へ負の影響が及ぶなど産業振興の観点からも課題となっている。「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、流域協議会の設立・活動支援など流出防止に向けた地域住民の主体的な取組を促進するほか、赤土等流出の実態に応じた農地等各種発生源対策の強化など総合的な対策が必要である。

(イ) 循環型社会の構築

a 廃棄物の抑制

(現状)

家庭等から排出される一般廃棄物量は、統計を取り始めた昭和44年度から50年代にかけては30万トン台で推移していたが、社会経済活動の進展及び県民生活の向上などに伴い、昭和60年代頃から増加傾向が顕著になり、昭和63年度に40.8万トン、平成6年度に49.5万トン、平成11年度には51.3万トンとピークに達した。

その後減少に転じたが、平成21年度以降再び緩やかに増加傾向となり、平成29年度の一般廃棄物の総排出量は約46.5万トンとなっている。

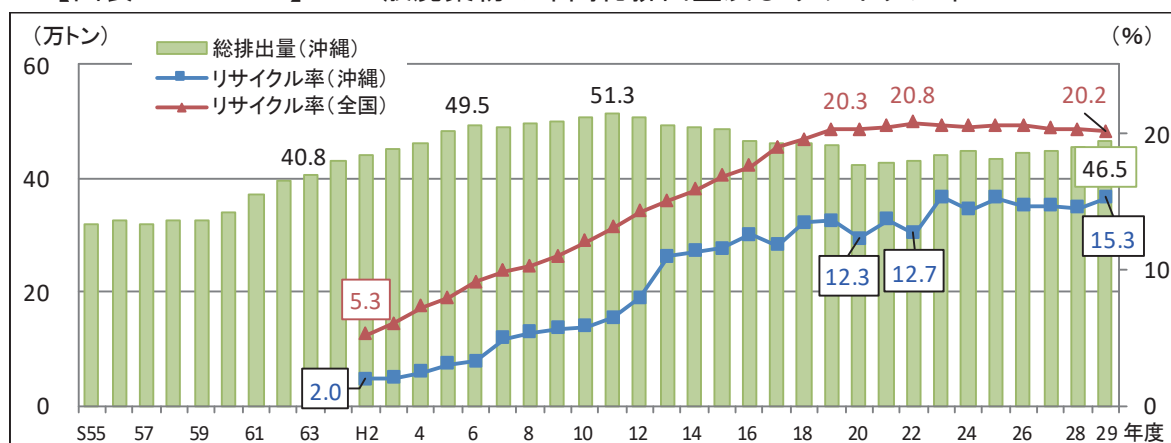
排出量に占める再生利用の割合を示す「リサイクル率」は、平成9年に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)や平成13年に施行された「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)などの各種リサイクル関連法が整備されたこと、また、市町村による分別収集の進展等により年々向上し、平成2年度の2.0%から平成29年度には15.3%と13.3ポイント改善されている。

しかしながら、本県は地理的要因などから資源循環コストが高いという構造的不利性を抱えており、リサイクル率は全国と比較して依然として低い状況にある。

平成2年度における全国のリサイクル率との差は3.3ポイント(本県2.0%、全国5.3%)であったが、その後全国との差が広がり始め、平成20年度は沖縄のリサイクル率12.3%に対し全国20.3%、また、平成22年度は沖縄のリサイクル率12.7%に対し全国20.8%と、沖縄のリサイクル率が全国の値を8ポイント以上下回る年もあった。

平成29年度、沖縄のリサイクル率15.3%に対し全国20.2%と4.9ポイント下回っている。【図表2-2-1-1-10】

【図表2-2-1-1-10】 一般廃棄物の年間総排出量及びリサイクル率



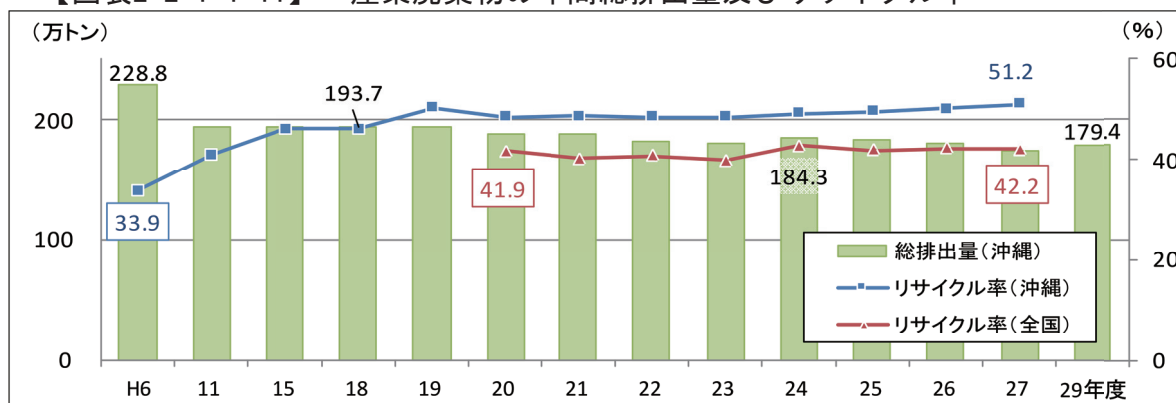
出典：沖縄県環境部「廃棄物対策の概要」

県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物量(動物のふん尿を除く)の排出量は、平成6年度に228.8万トンであった。その後年々減少しつづけ、平成18年度には193.7万トン、平成29年度には179.4万トンとなった。

本県の産業廃棄物のリサイクル率については、平成6年度に33.9%であったが、3R（廃棄物の排出を抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）することによる資源循環）の推進や平成12年の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行、平成16年の「沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）」の制定などにより年々向上し、平成27年度には51.2%と全国の42.2%と比較して9.0ポイント上回っている。

【図表2-2-1-1-11】

【図表2-2-1-1-11】 産業廃棄物の年間総排出量及びリサイクル率



出典：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」及び沖縄県環境部「廃棄物対策の概要」を基に沖縄県環境部環境整備課作成

（課題）

本県の産業廃棄物の排出量及びリサイクル率はおおむね横ばいで推移し、全国平均より高水準にあるものの、一般廃棄物の排出量は近年緩やかな増加傾向にあり、そのリサイクル率は全国平均を大幅に下回っている。加えて、今後は入域観光客数の増加等による事業系一般廃棄物の増加が懸念される。

また、本県は、島しょ地域という地理的要因に起因する輸送費の発生、小規模処理に起因する低い効率といった他県と比較して資源循環コストが高いという構造的不利性を抱えている。

このような不利性を克服し、良好な生活環境と世界に誇る自然環境を保全するため、新たなリサイクル技術の導入やプラスチック製品の利用削減など、更なる3Rの取組の推進を図り、循環型社会を構築する必要がある。

イ 文化

本県は、亜熱帯・島しょの風土の中で、古くから日本本土はもとより中国や東南アジア等、諸外国との交易・交流を通して独自の文化を生み出してきた。

また、本県には、琉球王朝時代に日本や中国、東南アジア諸国との交易を通して磨き上げられた数多くの伝統工芸品（陶器、漆器、織物、紅型）がある。

このような本県独自の文化的遺産である文化財や豊かな文化芸術を保全・継承するための種々の取組を推進し、文化芸術の基盤となる文化施設の整備を行うとともに、伝統工芸の継承・発展に取り組んできた。

これらの取組などにより、文化財の保全・継承、文化芸術の振興が図られ、また、工芸品生産額が増加するなど、一定の成果が得られている。

本県では、平成25年10月に本県の文化芸術の振興に関する「沖縄県文化芸術振興条例」を制定し各種施策を推進するとともに、先人達により守り伝えられてきた沖縄の文化を次世代に継承するために、県民一人ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化を支えることのできる環境づくりを推進している。

また、伝統工芸品を製造する伝統工芸産業の持続的な成長発展を図るとともに、沖縄の個性豊かな文化資源の戦略的な産業化を促進し、新たな成長産業として育成することにより、文化振興と産業振興が相乗効果を生み出す環境を整備している。

(7) 伝統文化の保全・継承及び文化の創造

a 文化財の保全・継承・活用

(現状)

本県の文化財は、亜熱帯地域の島しょという風土の中で、先史時代から育まれてきたものであり、「万国津梁の鐘」に刻まれているように琉球王国時代の我々の先人が日本本土のみならず韓国、中国、東南アジア諸国と盛んに交易をする過程で醸成されてきたものである。

これらの文化財は、本県にとって歴史・芸術・学術・鑑賞上価値の高いものであり、極めて貴重な文化的遺産であることから、かけがえのない共有の財産として保存・保護し、いかに後世に伝えるかが重要となる。

本県の文化財保護行政は、昭和25年に本土で立法化していた「文化財保護法」を基に、昭和29年、琉球政府において文化財保護法が制定されたことに始まる。

文化財の保全・継承・活用については、本県の復帰と同時に、「沖縄県文化財保護条例」を制定し、重要な文化財について指定、保護するとともに、整備や活用を図っている。また、市町村においても条例の制定・改正が相次ぎ、文化財の指定、保護、整備活用等が図られるようになった。

本県の文化財は、今次大戦で未曾有の戦禍を被り、その多くが消失又は破壊された。このような戦災文化財の復元整備として、崇元寺石門の復元整備に始まり、園比屋武御嶽石門の復元、守礼門の復元、円覚寺総門の復元、弁財天堂の復元、天女橋の修理、首里城城郭等の復元整備、円覚寺石牆（土留め石積）の復元整備を行った。

このような復元整備の強化とともに、その活用が促進される中、平成12年12月、人類共通の文化遺産として「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界遺産に登録され、県民の文化財に対する意識は高揚してきている。世界遺産登録に伴い、各市

町村においても地域に所在する多様な文化財の保護継承が推進されている。

令和元年10月31日に発生した火災により、首里城正殿を含む建物8棟及び北殿南殿等に保管されていた歴史的価値を有する文物が多数焼失した。そのため、本県では令和元年12月26日に「首里城復興の基本的な考え方」を策定し、焼失した貴重な文化財等の復元や、国内外へ散逸した文化財の収集を行うという取組の方向性を示した。

埋蔵文化財に関しては、南城市サキタリ洞遺跡や石垣市白保竿根田原洞穴遺跡の発掘調査を行うことにより、約2万年前の保存状態が良好な旧石器人骨を発見し、日本人の起源を知る上で重要な成果を得た。そのほか、駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財の分布調査として、宜野湾市西普天間住宅地区の確認調査を行った。

また、本県では、琉球王国時代の外交文書集「歴代宝案」の編集刊行事業を推進している。「歴代宝案」は、本県の15世紀から19世紀までの対外通交貿易史及び外交交渉史を解明する上で第一級の史料である。戦災で散逸した同史料を復元編集し、一般の県民が利活用しやすいかたちで刊行・普及することにより、歴史研究の進展に役立てるとともに、国際化時代における県勢発展の基礎資料として活用し、沖縄の文化振興に役立てることとしている。

その他の史料編集として、先史時代から現代までの自然・歴史・文化を網羅した体系的な歴史書を編纂し、本県の正史として、歴史認識、文化意識の一層の活性化を促すことを目的として、「新沖縄県史」の編集刊行を行っている。

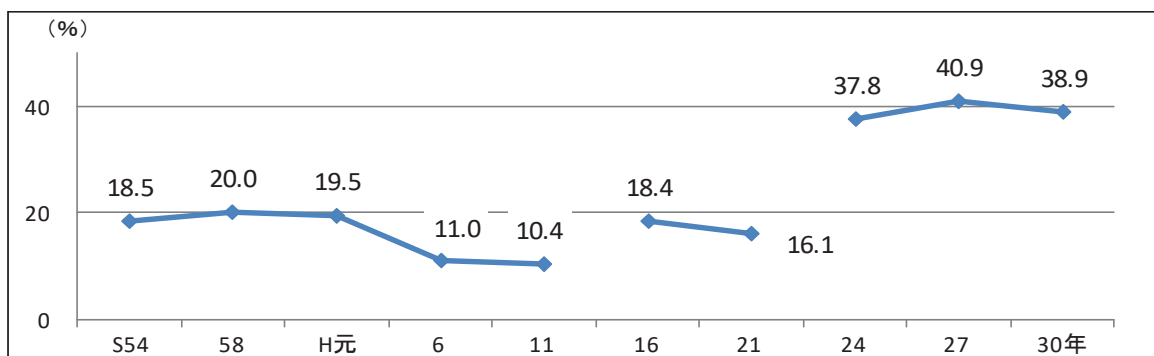
後継者育成の取組としては、ユネスコ無形文化遺産となった芸能「組踊」や重要無形文化財の工芸技術に指定されている喜如嘉の芭蕉布、宮古上布、久米島紬等の伝承者の養成を図っている。

伝承者養成数（累計）は、平成30年度に1万1,194人となり、後継者の育成が図られている。

これらの取組などにより、県民意識調査の沖縄文化の保全・継承等に関する県民満足度は、昭和54年の18.5%から平成30年には38.9%と20.4ポイント向上している。

<県民意識調査における県民満足度の推移>

質問項目：魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること（問4(6)）



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の（）内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

注3：H16、H21の質問事項は、「びん型、やき物、琉舞、三味線などの伝統工芸や文化が盛んになること」。

注4：S54～H11の質問事項は、「びん型、おり物、やき物などの伝統郷芸がさかんになること」。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

(a) 文化財の指定件数

本県では、埋蔵文化財の発掘調査や各種文化財の価値を明らかにするための基礎調査を実施し、新たな指定を着実に増やすとともに、文化財の適切な保護及び保存・管理を図っている。

本県の文化財は、昭和49年度の国指定文化財64件、県指定文化財167件、市町村指定文化財107件の合計338件から、平成30年度の国指定文化財165件、県指定文化財267件、市町村指定文化財981件の合計1,413件と約4倍に増加している。その要因は市町村での指定文化財の取組が積極的になされたことによるものである。

【表2-2-1-2-1】

【表2-2-1-2-1】 文化財指定状況（平成30年5月1日現在）

単位：件

| 種 別 | 合 計 | 国・県 合 計 | 国 指 定 | | | 県指定 | 市町村 指 定 |
|---------|-------|------------|-------|-------|-----|-----|------------|
| | | | 計 | 指 定 | | | |
| | | | | 国宝・特別 | 指 定 | | |
| 合 計 | 1,413 | 432 | 165 | 8 | 157 | 267 | 981 |
| 有形文化財 計 | 371 | 150 | 34 | 2 | 32 | 116 | 221 |
| 建造物 | 74 | 41 | 23 | 1 | 22 | 18 | 33 |
| 絵画 | 18 | 11 | — | — | — | 11 | 7 |
| 彫刻 | 17 | 11 | — | — | — | 11 | 6 |
| 工芸品 | 120 | 55 | 2 | — | 2 | 53 | 65 |
| 書跡・典籍 | 26 | 10 | 2 | — | 2 | 8 | 16 |
| 古文書 | 58 | 8 | 1 | — | 1 | 7 | 50 |
| 考古資料 | 5 | 4 | 2 | — | 2 | 2 | 1 |
| 歴史資料 | 53 | 10 | 4 | 1 | 3 | 6 | 43 |
| 無形文化財 計 | 33 | 26 | 12 | — | 12 | 14 | 7 |
| 芸能 | 17 | 14 | 6 | — | 6 | 8 | 3 |
| 工芸技術 | 13 | 11 | 6 | — | 6 | 5 | 2 |
| 空手・古武術 | 1 | 1 | — | — | — | 1 | — |
| 口承文芸 | 1 | — | — | — | — | — | 1 |
| その他 | 1 | — | — | — | — | — | 1 |
| 民俗文化財 計 | 337 | 34 | 9 | — | 9 | 25 | 303 |
| 有形 | 135 | 19 | — | — | — | 19 | 116 |
| 無形 | 202 | 15 | 9 | — | 9 | 6 | 187 |
| 記念物 計 | 672 | 222 | 110 | 6 | 103 | 112 | 450 |
| 史跡 | 401 | 95 | 41 | — | 40 | 54 | 306 |
| 名勝 | 43 | 23 | 14 | 1 | 13 | 9 | 20 |
| 天然記念物 計 | 228 | 104 | 55 | 5 | 50 | 49 | 124 |
| 動物 | 44 | 39 | 22 | 5 | 17 | 17 | 5 |
| 植物 | 147 | 47 | 22 | — | 22 | 25 | 100 |
| 地質 | 29 | 12 | 7 | — | 7 | 5 | 17 |
| 天然保護区域 | 7 | 5 | 3 | — | 3 | 2 | 2 |
| 植物・地質 | 1 | 1 | 1 | — | 1 | — | — |

出典：沖縄県教育庁「令和元年度版文化財課要覧」

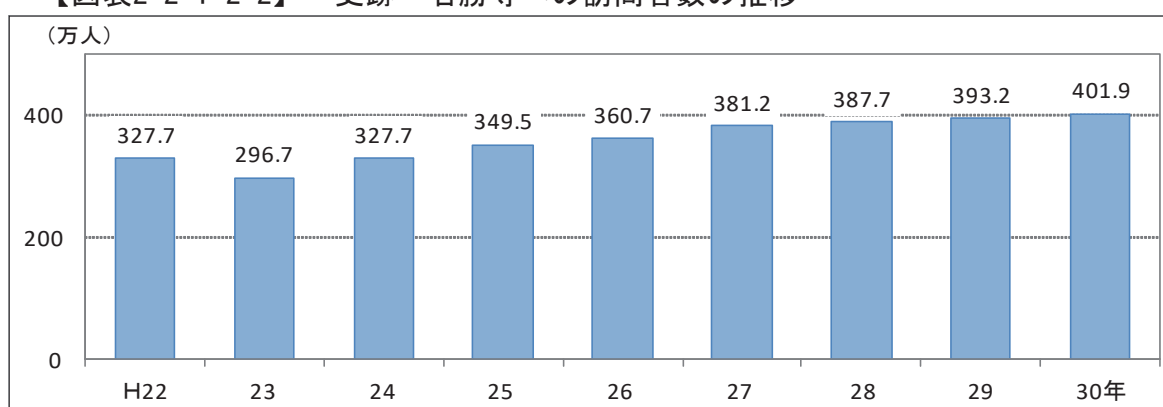
文化財には、建造物、美術工芸等の有形文化財、芸能や工芸技術、空手・古武術等の無形文化財、富盛の石彫大獅子等の有形民俗文化財や多良間の豊年祭等の無形民俗文化財、史跡・名勝や天然記念物からなる記念物に加え、埋蔵文化財がある。

世界遺産としては、平成12年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が登録され、平成22年11月に重要無形文化財「組踊」が登録された。世界遺産への登録は、本県独自の歴史・文化が世界的に認められたことを意味するとともに、県民一体となった文化財の保全、活用への努力に対する評価でもある。これら価値の高い文化遺産を一層確実に次世代へ守り伝えていく責任を国際社会に対して負うことになったといえる。

(b) 史跡・名勝等への訪問者数

史跡・名勝等への訪問者数は、統計を取り始めた平成22年の327万7千人から、平成30年の401万9千人と8年間で74万2千人増加している。【図表2-2-1-2-2】

【図表2-2-1-2-2】 史跡・名勝等への訪問者数の推移



出典：文化庁「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」を基に沖縄県教育庁文化課作成

これまで30か所の史跡・名勝等を保存整備し、その活用を図ったことにより、訪問者数は着実に増加しており、県内各地に所在する史跡・名勝等が観光振興につながっている。特に、世界遺産であり、今帰仁城跡をはじめとする9つの史跡・名勝からなる「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、地域文化資源として、郷土史学習やイベントの場として活用されるとともに、歴史的景観と調和する風景づくりを推進することで観光地として定着している。

(課題)

文化財は県民共有の財産であり、その保護を図り後世に伝えるためには、文化財保護の目的と指定の重要性における県民の理解が不可欠であることから、県内各地に所在する文化財の多方面からの公開・活用を推進するとともに、文化財保護意識の高揚に取り組む必要がある。

首里城正殿等の早期の復旧・復興に向けては、技術者や資材の確保、文化財の収集等、様々な課題があるため、国や那覇市等の関係機関と連携の下、積極的な取組を進めていく必要がある。

また、地域の文化財を保存・継承・活用する機運を醸成するためには、児童生徒を対象とした公演などの教育普及活動や県民を対象とした講演会や企画展などの普及活動に長期にわたって取り組む必要がある。

後継者育成の取組としては、ユネスコ無形文化遺産となった芸能「組踊」や重要無形文化財の工芸技術に指定されている芭蕉布、宮古上布、久米島紬等の伝承者養成事業を実施しているものの、後継者不足が課題となっている。

伝統芸能や伝統工芸の後継者育成は、長年にわたる技術や技芸の修練と研鑽が必要であることから、長期的・継続的に取り組む必要がある。

b 文化芸術の振興 (現状)

本県は、その地理的・歴史的な背景によって培われた独自の豊かな文化芸術を有している。これらの伝統的な文化芸術を保全・継承し、さらに創造的発展を図り、持続可能なものとするための取組を推進してきた。

文化芸術の振興については、文化芸術の形成・発展を担う人材育成の拠点として、昭和61年4月に県立芸術大学を開学した。

県立芸術大学は、美術工芸学部、音楽学部、大学院（修士課程、博士課程）を開設し、沖縄文化が作り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究することを基本的な精神として建学の理念に掲げ、国内外の芸術文化界で活躍する人材を輩出し、本県の文化芸術の振興に寄与している。

また、県民の多様な文化芸術活動の奨励及び鑑賞の機会を提供することで、県民文化の向上に寄与することを目的に昭和47年度から毎年、沖縄県芸術文化祭を開催している。

さらに、本県では、県内各地域で世代を越えて受け継がれてきた言葉である「しまくとぅば」に対する県民の関心と理解を深め、しまくとぅばの継承・普及促進を図ることを目的として、平成18年に「しまくとぅばの日に関する条例」を制定し、毎年9月18日を「しまくとぅばの日」として定めた。

平成25年度には、「しまくとぅば普及推進計画」を策定するとともに、平成26年度以降、次世代への「しまくとぅば」の継承を目的に、一括交付金（ソフト）を活用し、県民をはじめ、行政、県議会、文化団体、民間企業、教育機関等が参加する「しまくとぅば県民大会」を開催するなど、全県的かつ横断的な県民運動を行っている。

平成29年9月には、しまくとぅば普及の中核的機能を担う「しまくとぅば普及センター」を設置し、継承・普及促進のための人材養成講座や出前講座を開催している。しまくとぅば講座の受講者数は、平成28年度の2,259人から平成30年度の3,401人と大幅に増加している。

加えて、本県では、沖縄を発祥の地とし、「平和の武」として先人から受け継がれてきた空手の保存・継承・発展を図るため、一括交付金（ソフト）を活用し、平成29年3月に沖縄空手会館を開館したほか、同会館を拠点に「空手発祥の地・沖縄」を発信するとともに後継者の育成を図っている。

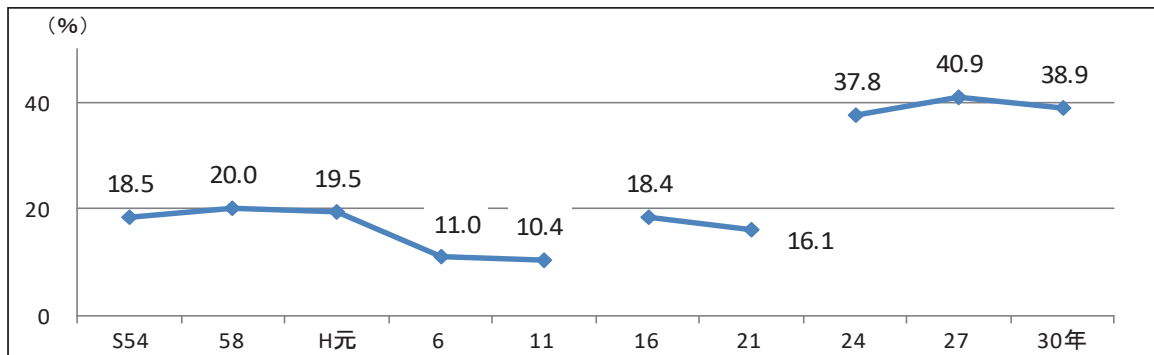
平成30年3月に20年後の目指すべき将来像を描いた「沖縄空手振興ビジョン」を策定し、平成31年3月には、ビジョンで定めた将来像を実現するための具体的な工程表となる「沖縄空手振興ビジョンロードマップ」を取りまとめた。現在、空手愛好家は、世界中に1億3千万人いるといわれるほど普及している。

このほか、本県の伝統的な食文化の継承を図るため、また、観光資源として活用するため、琉球料理を基盤とした沖縄の伝統的な食文化について、日本遺産を活用した情報発信や普及啓発を推進するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を進めている。

これらの取組などにより、県民意識調査の沖縄文化の保全・継承等に関する県民満足度は、昭和54年の18.5%から平成30年には38.9%と20.4ポイント向上している。

＜県民意識調査における県民満足度の推移＞

質問項目：魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること(問4(6))



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の()内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

注3：H16、H21の質問事項は、「びん型、やき物、琉舞、三味線などの伝統工芸や文化が盛んになること」。

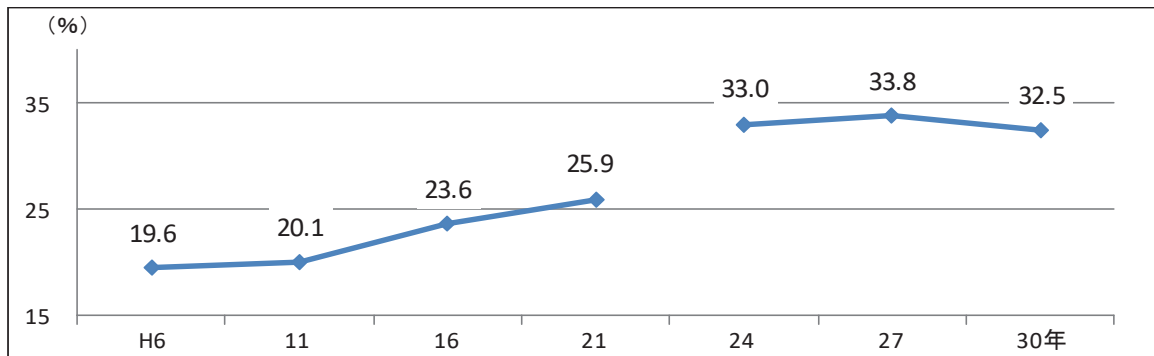
注4：S54～H11の質問事項は、「びん型、おり物、やき物などの伝統郷芸がさかんになること」。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」(平成31年3月)

また、県民意識調査の文化芸術に関する県民満足度は、平成6年の19.6%から平成30年には32.5%と12.9ポイント向上している。

＜県民意識調査における県民満足度の推移＞

質問項目：県民が文化芸術にふれる機会が増加していること(問4(7))



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の()内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

注3：H6～H21の質問事項は、「図書館や美術館などの文化施設が近くにあること」。

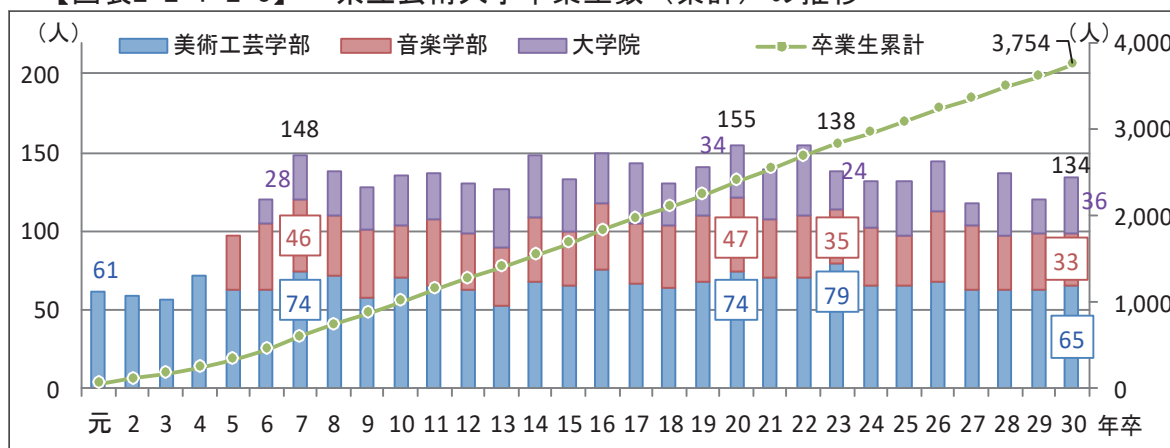
出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」(平成31年3月)

(a) 文化芸術の担い手育成

文化芸術の形成・発展を担う人材育成の拠点として、昭和61年4月に開学した県立芸術大学は、美術工芸学部、音楽学部、大学院（修士課程、博士課程）を開設している。

平成31年3月（平成30年度卒業）までの学部卒業生の累計は、美術工芸学部1,977人、音楽学部1,007人、全体で2,984人、大学院修了生は、修士課程751人、博士課程19人、全体で770人、学部卒と大学院卒の合計で3,754人となっており、国内外の文化芸術界で活躍する人材を輩出している。【図表2-2-1-2-3】

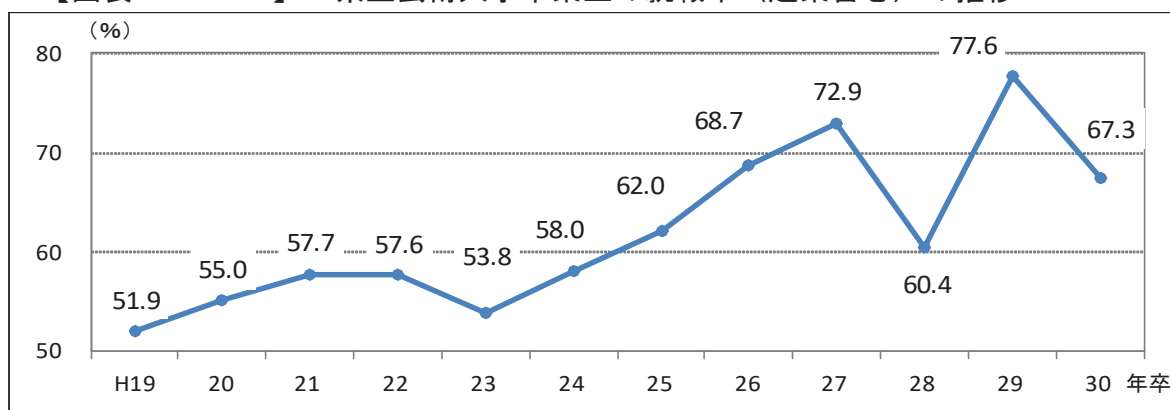
【図表2-2-1-2-3】 県立芸術大学卒業生数（累計）の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課調べ

また、県立芸術大学卒業生の就職率（起業含む）は、平成19年の約51.9%から平成30年の約67.3%と上昇している。【図表2-2-1-2-4】

【図表2-2-1-2-4】 県立芸術大学卒業生の就職率（起業含む）の推移



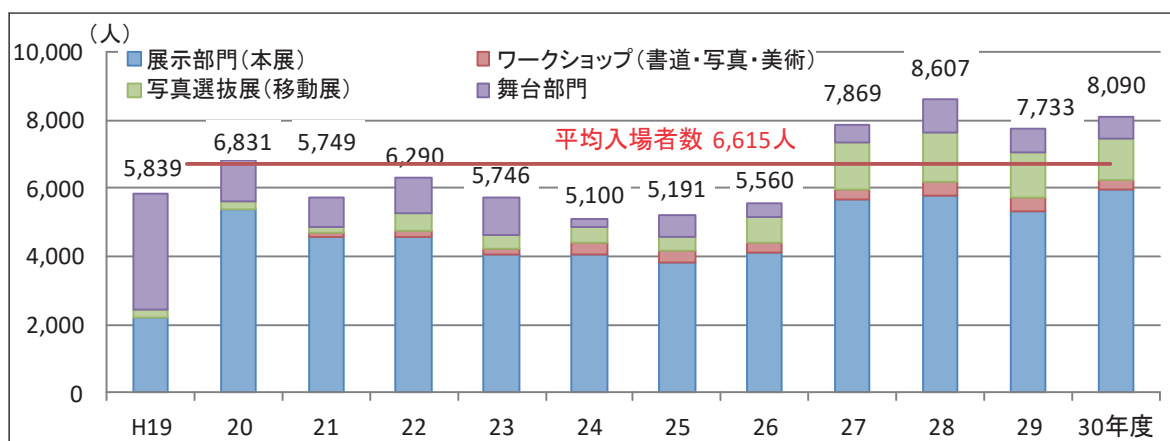
出典：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課調べ

(b) 沖縄県芸術文化祭

沖縄県芸術文化祭では、写真・書道・美術の公募展や写真の移動展、伝統芸能公演、ワークショップを開催している。

平成20年度から平成30年度までの平均入場者数は、約6,600人にのぼり、広く県民に対し、文化芸術鑑賞機会の提供が図られている。【図表2-2-1-2-5】

【図表2-2-1-2-5】 沖縄県芸術文化祭入場者数の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課調べ

(課題)

文化芸術の振興については、沖縄の豊かな文化芸術の伝統を受け継ぎ、新しい創造的文化芸術の形成及び発展を担う人材、さらには国際的に活躍できる人材を輩出することが重要である。このため、幅広い文化芸術を専門的に学ぶ教育機関である県立芸術大学について、芸術分野への就業や起業を促すカリキュラムを設置するなど教育機能を充実させる必要がある。

また、「しまくとうば」は、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層であり、次世代へ継承していくことが重要であるが、高齢化の進行に伴い、しまくとうばの語り手が少なくなっている。このことから、しまくとうばを聞く機会や話す機会を増やすなど、関係機関と連携し、保存・普及・継承に向けた取組を一層推進する必要がある。

さらに、沖縄空手は、後継者不足、道場の運営基盤の脆弱さ、県外における「空手発祥の地・沖縄」の認知度の低さ、海外から来訪する空手愛好家への対応等が課題となっている。このことから、次代を担う指導者・後継者の育成や道場の運営基盤強化を図る取組を行い、沖縄空手会館を拠点に「空手発祥の地・沖縄」を発信し、国内外から来訪する空手愛好家の受入体制を強化するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた気運の醸成を図る必要がある。

このほか、沖縄の伝統的な食文化は、伝統的な食文化を支える人材の高齢化により継承が困難となっていることから、担い手の育成や情報発信等を行い、継承に取り組む必要がある。

c 文化施設の整備

(現状)

本県では、文化財の保存・調査研究や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するため、また、文化を発信するための拠点として、種々の文化施設を整備した。

文化施設の整備については、平成12年4月に埋蔵文化財の調査研究及び保存を行い、埋蔵文化財の活用、教育、学術及び文化の発展に資することを目的として、沖縄県立教育機関設置条例に基づき、「沖縄県立埋蔵文化財センター」を設置した。

また、本土復帰の昭和47年に国の重要無形文化財に指定された組踊をはじめ、沖縄伝統芸能を公開し、技芸の正統な継承、伝承者養成、組織的な記録保存や調査研究を一元的に行い、沖縄伝統芸能の保存振興を図る拠点施設として、平成16年1月に「国立劇場おきなわ」を開場した。

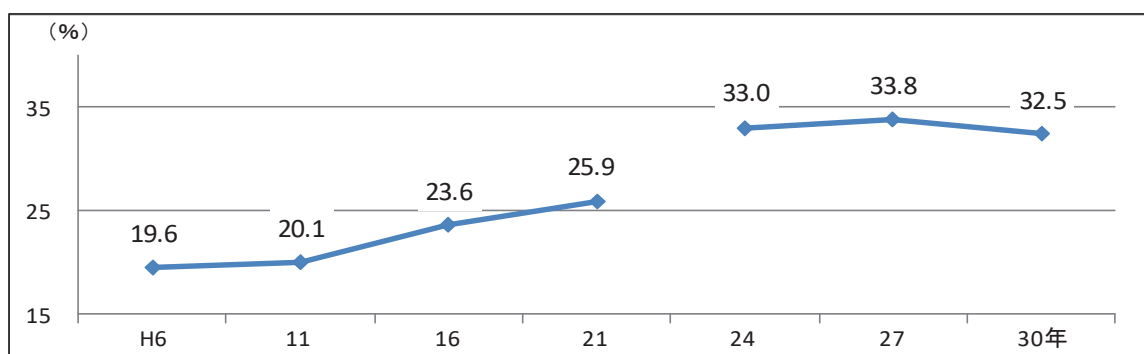
さらに、沖縄の歴史・文化を発信し、調査研究する拠点施設として、平成19年11月に博物館と美術館を併設した「県立博物館・美術館」を開館した。

加えて、沖縄空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させ、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信する拠点として、平成29年3月に「沖縄空手会館」を開館した。

これらの取組などにより、県民意識調査の文化芸術に関する県民満足度は、平成6年の19.6%から平成30年には32.5%と12.9ポイント向上している。

＜県民意識調査における県民満足度の推移＞

質問項目：県民が文化芸術にふれる機会が増加していること(問4(7))



注1：県民満足度は、「今のくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の()内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

注3：H6～H21の質問事項は、「図書館や美術館などの文化施設が近くにあること」。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

(a) 県立博物館・美術館の入場者数

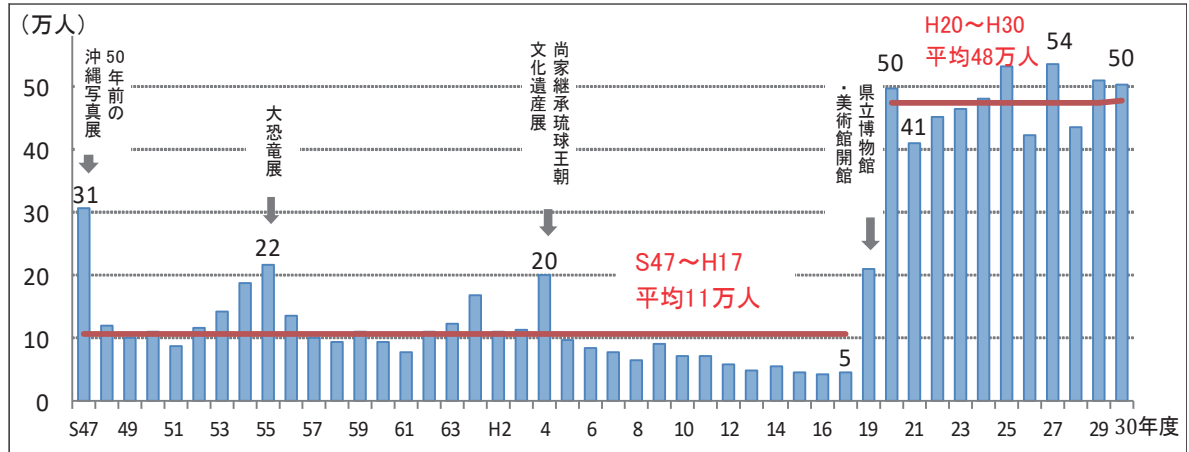
県立博物館は、昭和21年に米軍から沖縄民政府に移管された「東恩納博物館」と昭和22年に首里市から沖縄民政府に移管された「首里市立郷土博物館」をルーツとしている。この2館は昭和28年に統合され「沖縄民生府立首里博物館」となった後、昭和30年に「琉球政府立博物館」と改称され、昭和47年の本土復帰に伴い、「沖縄県立博物館」となった。その後、平成19年11月に美術館を併設した「沖縄県立博物館・美術館」として、那覇市おもろまちへ新築移転した。

県立博物館では、自然史・考古・民俗・歴史・美術工芸の各分野の資料を展示しているほか、関連イベントも開催しており、県立美術館では、沖縄の風土に育まれた、油画・水彩画・彫刻・版画・写真・映像等、近現代美術を中心に作品を展示している。平成30年度末現在、博物館は約10万100件、美術館は約5,600件の

資料を収蔵している。

入場者数は、開館した翌年度の平成20年度から平成30年度まで、年平均で約48万人となっており、県民が沖縄の自然、歴史、文化、芸術に触れる機会の充実が図られている。【図表2-2-1-2-6】

【図表2-2-1-2-6】 沖縄県立博物館・美術館の入場者数の推移



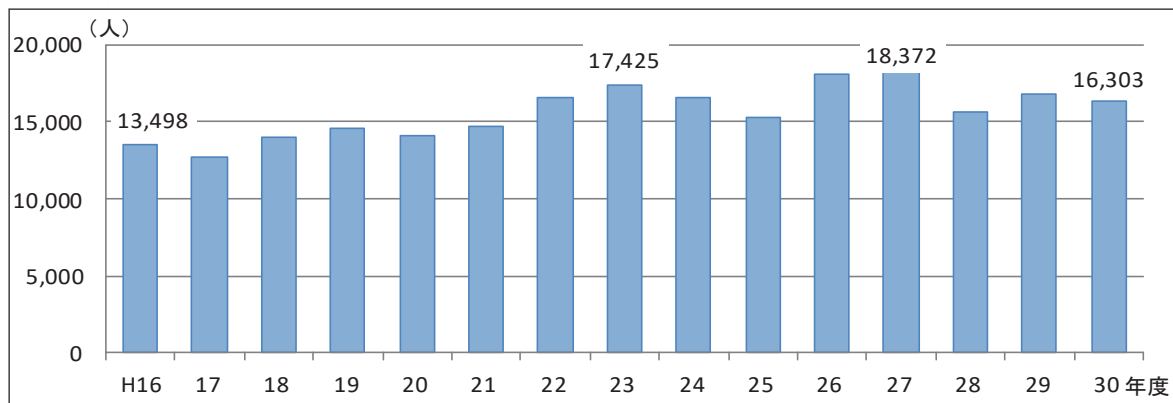
出典：沖縄県文化観光課「沖縄県立博物館・美術館年報」、沖縄県教育庁「沖縄県立博物館年報」

(b) 国立劇場おきなわ自主公演入場者数

国立劇場おきなわは、全国6番目の国立劇場として開場し、ユネスコ無形文化遺産「組踊」や国の重要無形文化財「琉球舞踊」のほか、三線音楽、沖縄芝居、民俗芸能などの公開等を行うことで沖縄伝統芸能の振興を図っている。

自主公演の入場者数は、平成16年度の1万3,498人から平成30年度の1万6,303人と増加しており、沖縄伝統芸能の保存振興が図られている。【図表2-2-1-2-7】

【図表2-2-1-2-7】 国立劇場おきなわ自主公演入場者数の推移



出典：公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団「令和元年度公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団要覧」

(課題)

文化施設の整備については、種々の施設を整備したことにより、県民が芸術・文化に触れる機会の充実が図られているものの、伝統文化及び創造的芸術文化の発展を担う人材を育成し、持続可能なものとするため、各文化施設の利用率を高めるための取組や広報を通じた効果的な集客、環境づくり等に取り組む必要がある。

(イ) 文化産業の創出・育成

a 伝統工芸産業の振興

(現状)

本県の伝統工芸品には、平成30年11月時点において、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が5種16品目、「沖縄県伝統工芸産業振興条例」に基づき指定された伝統工芸製品が6種26品目あり、その他指定外の工芸品として、小木工、金細工、ウージ染め・その他染織物等がある。【表2-2-1-2-8】

これら伝統工芸品等を製造する伝統工芸産業は、県内全域に製造産地が点在し、地域経済の活性化や雇用を創出する地場産業として、また、観光との有機的な連携による県経済への波及効果が期待できる産業として位置付けられており、伝統工芸産業の持続的な成長発展を図るための取組を推進してきた。

伝統工芸産業の振興については、伝統工芸品を生産する地場産業の振興を図るため、昭和48年に「沖縄県伝統工芸産業振興条例」を制定し、昭和54年には同条例に基づく「第1次沖縄県伝統工芸産業振興計画」を策定し、これまで8次にわたり、人材の育成確保や新規需要の開拓などの諸施策を講じてきた。これらの取組などにより、工芸産地や市町村の努力と相まって、工芸産業生産額の増加など一定の成果を上げてきた。

伝統工芸を担う人材を確保、育成するため、昭和47年度から各工芸産地組合が実施する研修事業に対する支援を行い、平成29年度までに約3,400人が研修を受講している。

また、昭和49年度には、伝統工芸指導所（現工芸振興センター）を設置し、染織物、木漆工分野の専門的な技術研修を行い、平成29年度までに約1,100人の工芸技術者を養成している。

平成11年度からは、県内で工芸品を製造し、優秀な技術・技法を保持する者を「沖縄県工芸士」として認定し、工芸品を製造する者に励みを与え技術・技法の維持向上と意欲の高揚を図ることで後継者の育成確保に努めている。

近年の消費者ニーズとして、「ゆとり」や「ゆたかさ」、量から質への志向の変化など、手作りの伝統工芸品の持つ素朴さや個性が見直されていることから、消費者ニーズに対応した製品づくりや販路開拓等の支援を行っている。

さらに、工芸産業の振興・発展を目的に、工芸品の展示・販売等の機能や人材育成、商品開発等の機能を備えた工芸産業振興拠点施設の整備（おきなわ工芸の杜）を進めている。これらの取組などにより工芸品生産額は、復帰後の昭和47年度の約13億6千万円から平成29年度には約40億2千万円と増加している。

【表2-2-1-2-8】 伝統工芸品一覧

| 国指定伝統的工芸品 | | 県指定伝統工芸製品 | | 製造されている主な地域 |
|-------------------------------|------------|----------------------------|-------------|---|
| 名称 | 指定日 | 名称 | 指定日 | |
| 1 久米島紬 | S50. 2. 17 | 1 久米島紬 | S49. 6. 11 | 久米島町 |
| 2 宮古上布 ^{じょうふ} | 〃 | 2 宮古上布 | 〃 | 宮古島市、多良間村 |
| 3 読谷山花織 ^{ゆんたんざ はなうい} | S51. 6. 14 | 3 読谷山花織 | 〃 | 読谷村 |
| 4 読谷山ミンサー | 〃 | 4 読谷山ミンサー | 〃 | |
| 5 壺屋焼 | 〃 | 5 壺屋焼 | 〃 | 那覇市、恩納村、読谷村 |
| 6 琉球絣 | S58. 4. 27 | 6 琉球絣 | 〃 | 那覇市、八重瀬町、南風原町 |
| 7 首里織 | 〃 | 7 首里絣 | H10. 6. 12 | 那覇市、西原町、南風原町 |
| | | 8 首里花織 | S49. 6. 11 | |
| | | 9 首里道屯織 ^{ろーとんおり} | 〃 | |
| | | 10 首里花倉織 ^{はなくらおり} | H10. 6. 12 | |
| | | 11 首里ミンサー | S49. 6. 11 | |
| 8 琉球びんがた | S59. 5. 31 | 12 琉球びんがた | 〃 | 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市 |
| 9 琉球漆器 | S61. 3. 12 | 13 琉球漆器 | 〃 | 那覇市、浦添市、糸満市、沖縄市、中城村、豊見城市、南風原町 |
| 10 与那国織 | S62. 4. 18 | 14 与那国花織 | H10. 6. 12 | 与那国町 |
| | | 15 与那国ドゥタティ | S49. 6. 11 | |
| | | 16 与那国カガンヌブー | H10. 6. 12 | |
| | | 17 与那国シダディ | S49. 6. 11 | |
| 11 喜如嘉の芭蕉布 ^{げしやうふ} | S63. 6. 9 | 18 喜如嘉の芭蕉布 | 〃 | 大宜味村 |
| 12 八重山上布 | H1. 4. 11 | 19 八重山上布 | 〃 | 石垣市、竹富町 |
| 13 八重山ミンサー | 〃 | 20 八重山ミンサー | 〃 | |
| 14 知花花織 | H24. 7. 25 | 21 知花花織 | H22. 3. 12 | 沖縄市 |
| 15 南風原花織 | H29. 1. 26 | 22 琉球焼 | H10. 6. 12 | 那覇市、浦添市、糸満市、宜野湾市、名護市、南城市、北中城村、中城村、読谷村、宮古島市 |
| 16 三線 | H30. 11. 7 | 23 八重山交布 ^{ぐんぼう} | 〃 | 石垣市、竹富町 |
| | | 24 南風原花織 | 〃 | 南風原町 |
| | | 25 琉球ガラス | 〃 | 糸満市、那覇市、読谷村 |
| | | 26 三線 | H24. 11. 30 | 那覇市、うるま市、沖縄市、糸満市、南城市、名護市、宜野湾市、浦添市、島尻郡、国頭郡、中頭郡 |

出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業振興施策の概要」

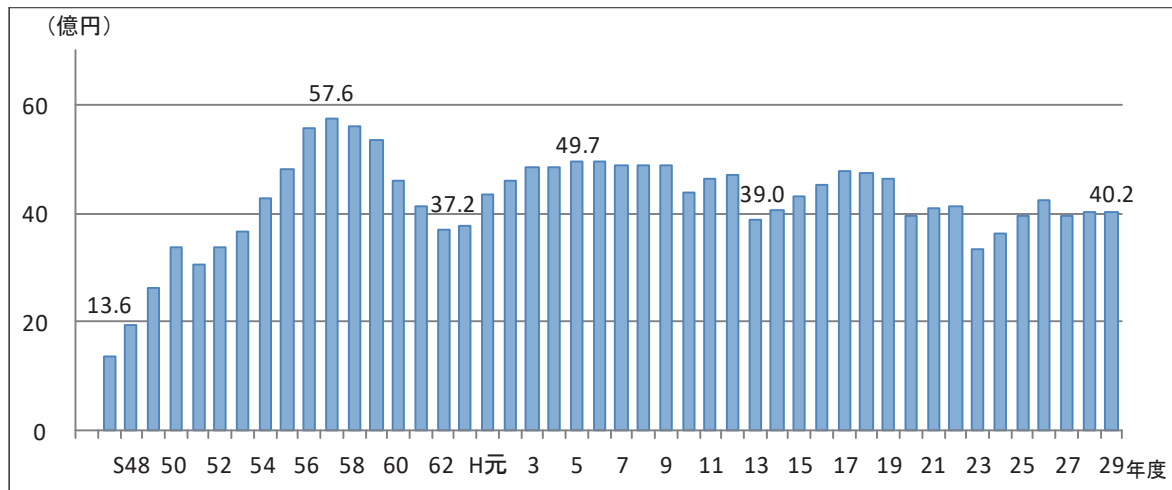
(a) 工芸産業生産額

工芸産業の生産額は、産地における事業協同組合の組織化や共同利用施設の建設などの取組などにより生産基盤の構築が図られ、昭和47年度の約13億6千万円から昭和57年度の約57億6千万円と4.2倍の伸びを示した。

また、この間、昭和49年に「伝統的工芸産業の振興に関する法律」が施行され、同法に基づく「伝統的工芸品」として、久米島紬、宮古上布、読谷山花織・ミンサー及び壺屋焼が早々と指定された。指定された産地においては、産地振興計画を策定し、経済産業大臣の認定を受け各種振興事業を実施した。復帰後10年間の生産額の伸びはこれらの取組が要因となっている。

昭和57年度の生産額は、約半数を織物が占めており、そのほとんどは県外に出荷された。

昭和50年代後半から、全国的な和装市場の低迷や消費者ニーズの変化により生産額は減少に転じ、昭和62年度に37億2千万円まで落ち込んだ。しかし、各産地における新規需要の開拓等の取組などにより、その後持ち直している。近年では、陶器や琉球ガラスが、観光需要を背景に堅調に推移していることもあり、工芸産業全体の生産額は40億円前後で推移している。【図表2-2-1-2-9】

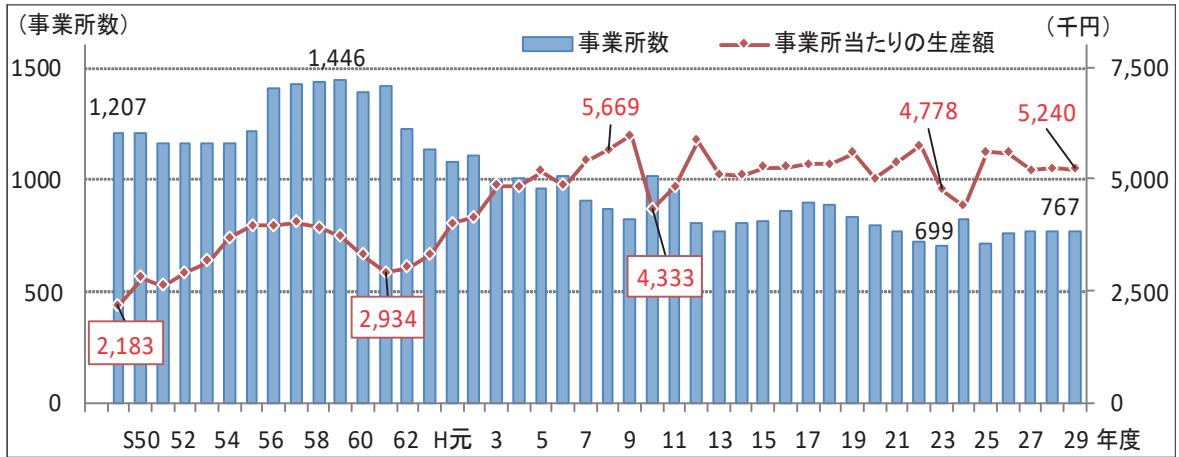
【図表2-2-1-2-9】 工芸産業生産額の推移

出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

工芸産業事業所数は、事業所の大半を占める織物において減少傾向にあり、昭和59年度の1,446事業所をピークに平成29年度は767事業所と減少している。

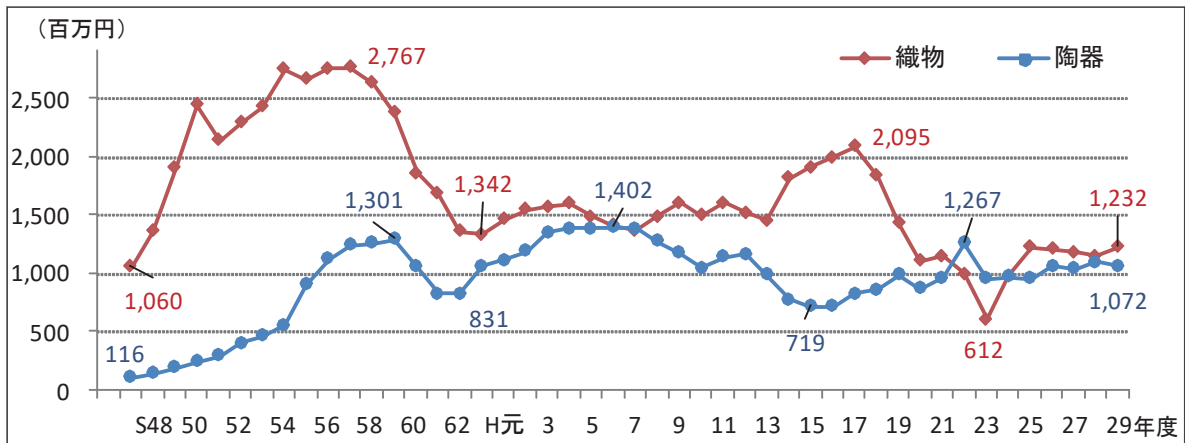
事業所当たりの生産額は、平成9年度をピークに、その後は、増加と減少を繰り返しながら約5百万円前後で推移している。【図表2-2-1-2-10】

【図表2-2-1-2-10】 工芸産業事業所数及び事業所当たりの生産額の推移



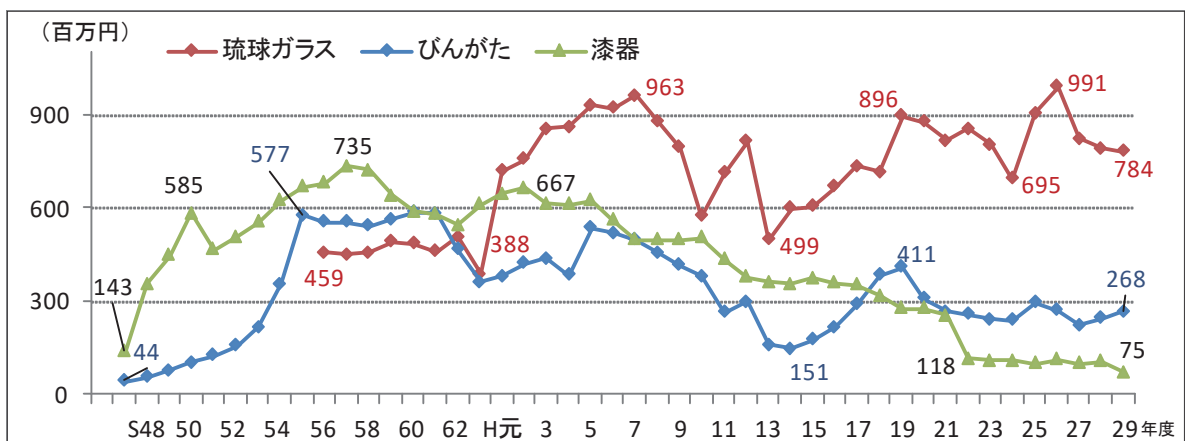
出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-11】 工芸品別生産額の推移①



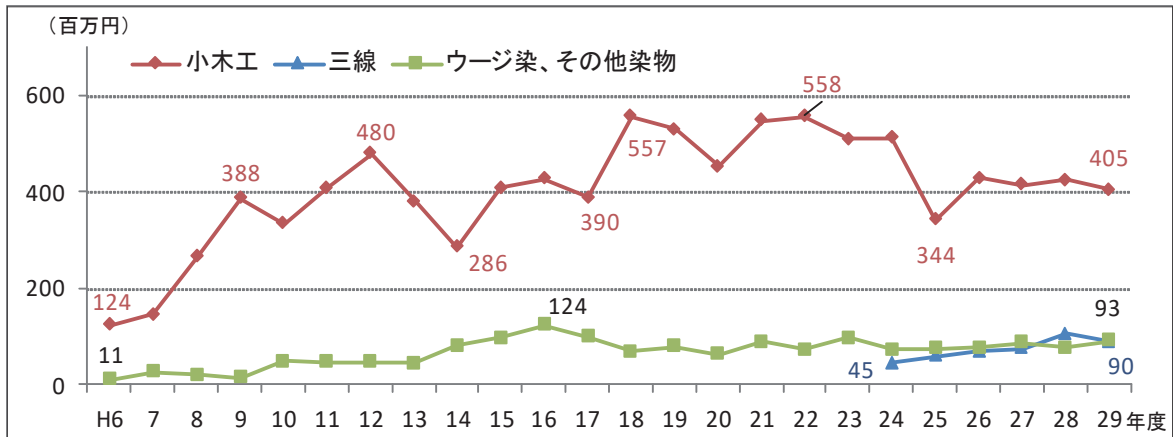
出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-12】 工芸品別生産額の推移②



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-13】 工芸品別生産額の推移③



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

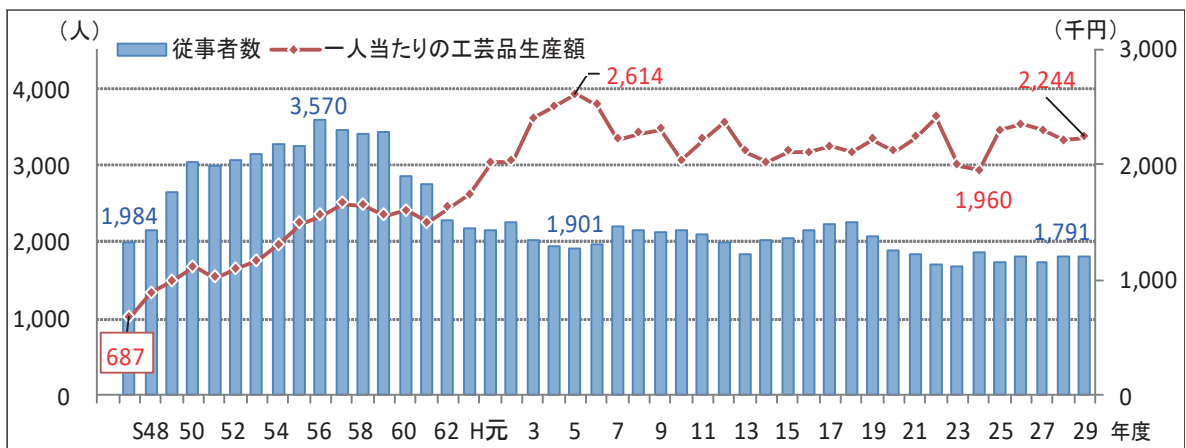
(b) 工芸産業従事者一人当たりの工芸品生産額

工芸産業の従事者一人当たりの工芸品生産額は、昭和47年度の約69万円から平成29年度の約224万円と増加している。

一人当たりの工芸品生産額の増加は、工芸産業生産額の増加と工芸産業従事者数の減少が要因となっている。

工芸産業従事者数は、昭和47年度に1,984人であったが、昭和56年度の3,570人をピークにその後は減少し、増加と減少を繰り返しながら平成29年度は1,791人となっている。【図表2-2-1-2-14】

【図表2-2-1-2-14】 工芸産業従事者数及び従事者一人当たりの工芸品生産額の推移



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

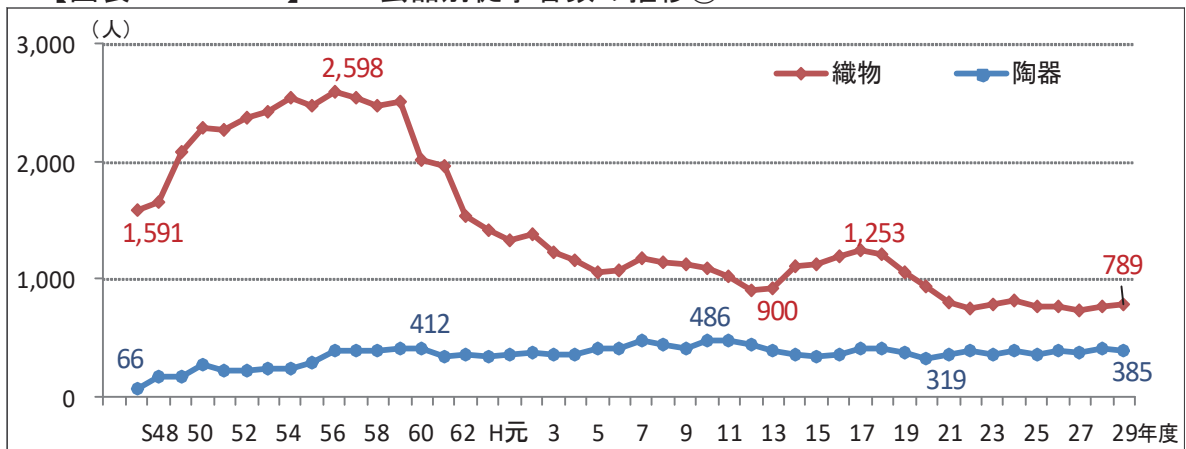
従事者数の減少は、従事者の高齢化による離職、技術・技法の習得に長期間を要することや十分な収入が得られないことにより、継続的に従事する人材の確保が困難なことが要因となっている。

織物と漆器の従事者数の減少が著しく、織物の従事者数は、ピーク時の3割程度、漆器の従事者数は、ピーク時の2割程度となり、大幅に減少している。

【図表2-2-1-2-15】

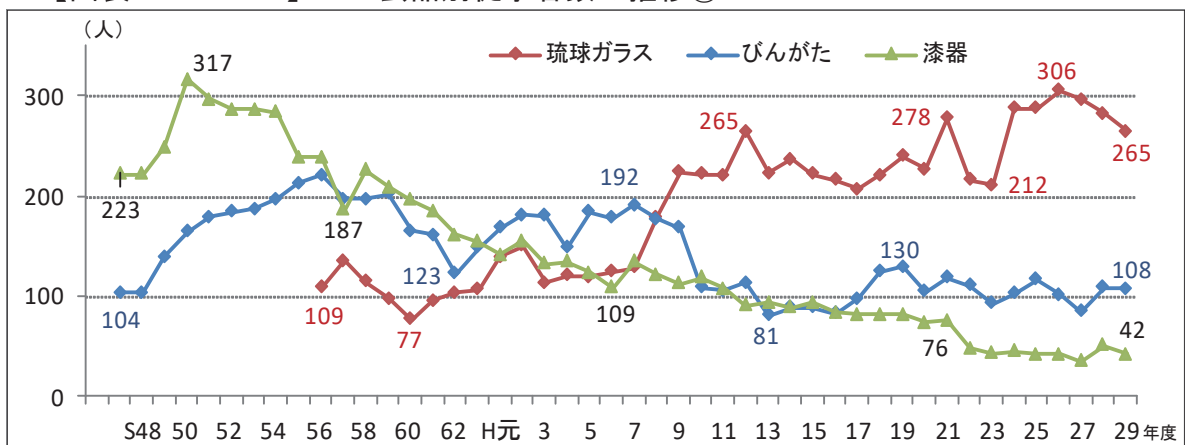
一方で、琉球ガラスの従事者数は、昭和56年度の109人から平成29年度の265人と約2.4倍に増加している。【図表2-2-1-2-16】

【図表2-2-1-2-15】 工芸品別従事者数の推移①



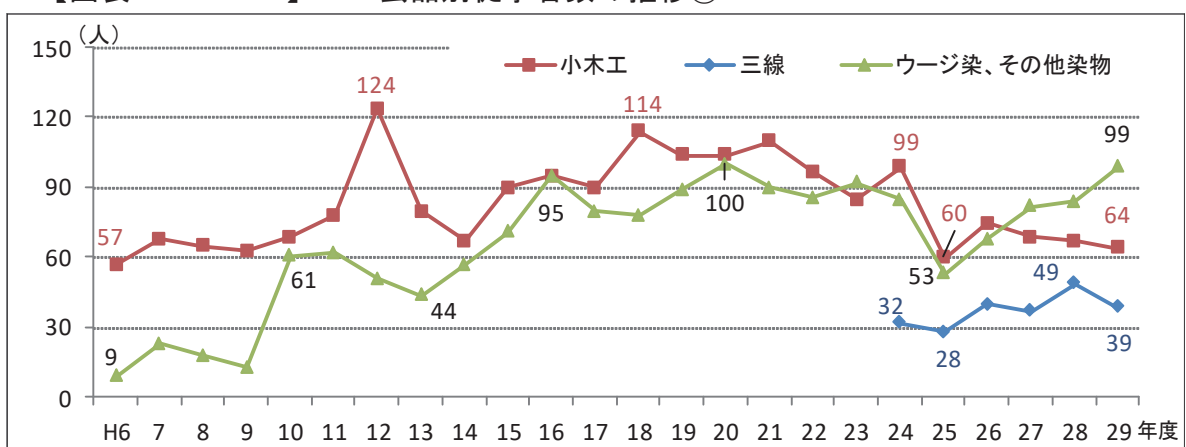
出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-16】 工芸品別従事者数の推移②



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-17】 工芸品別従事者数の推移③



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度工芸産業実態調査」

本県では、伝統工芸を担う人材を確保育成するため、工芸振興センターにおいて、織物、紅型、漆芸、木工芸の各分野における高度な技術研修を行い工芸技術者を養成するほか、技術者の技術向上を図るため技術指導や技術講習会を実施している。

従事者数は、ピーク時より大幅に減少しているものの、継続した人材育成の取組などによりここ数年は1,800人前後で推移している。

(課題)

伝統工芸産業は、本県の製造業全体に占める比重は小さいものの、製造産地は県全域に点在し、本県の歴史的、文化的及び自然的特性を生かした産業として特色ある地域づくりや就業の場の創出、また、観光との結びつきにより波及効果が高い側面があることから重要な産業である。

本県の伝統工芸産業は、零細性、経営基盤の脆弱性という課題を抱えていることから、伝統工芸事業者や産地組合の経営基盤の強化、マーケティング力の向上などの経営高度化を促進するとともに、組合機能の充実などの安定的な事業運営基盤の構築に取り組む必要がある。

また、伝統工芸産業従事者の高齢化による離職と継続的に従事する人材の確保が困難なことにより後継者が不足していることから、工芸振興センターが中心となり、教育機関等と連携することで後継者を確保するとともに、伝統的な技術・技法や新たな技術・技法を習得する研修事業等を充実させる必要がある。

そのほか、良質な原材料の安定的な確保、現代の生活に対応した消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発、ICTを活用した情報発信の強化や異業種、異分野等との連携による新たな販路開拓等の促進、ブランド戦略の構築、工芸産業の拠点施設の整備に取り組む必要がある。

ウ 健康長寿・保健医療

本県では、県民が健康・長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることができるよう、生活習慣の改善や生活習慣病の予防など、県民の健康づくり運動を推進してきた。県民の平均寿命は、復帰以降、延伸し続けているものの、全国と比べると伸びが小さいため、平均寿命の都道府県順位は男女ともに下がり続けている。

本県では、社会全体で健康づくりを総合的に推進し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、平均寿命日本一を目指している。

保健医療体制については、復帰後の立ち遅れた医療環境を改善するため、医療基盤の整備や医療従事者の確保等に取り組んできた。これらの取組などにより、人口当たりの病院病床数や医師数が全国水準並みとなるなど、一定の成果が現れている。また、離島・へき地においても、診療所の設置や医師の派遣等により、住民の医療の確保を図っている。

本県では、県内の全ての地域において、適切な医療サービスが提供されるよう、医療提供体制の充実に取り組んでいる。

(7) 健康・長寿おきなわの推進

a 健康づくりの推進

(現状)

本県は、戦後、保健医療従事者の不足や感染症の拡大、不十分な栄養状況など保健医療をめぐる環境が厳しい中、県民一体となった各種保健医療対策を推進してきた。これらにより、結核などの感染症の罹患者数・死亡者数の減少など、県民の健康の保持増進が図られ、その結果、県民の平均寿命は全国上位となって長寿県として知られるようになった。平成7年には、「世界長寿地域宣言」を行っている。

近年、これまで長寿を支えてきた伝統的な生活習慣の変化から、本県の長寿県としての地位が危うくなり、生活習慣の改善が課題となってきた。このことから、本県では、平成14年1月に早世の予防などを目的とした「健康おきなわ2010」（平成13年度～平成22年度）を策定し、生活習慣の改善や生活習慣病の予防対策等に取り組んできた。

その後、平成20年3月には、前計画の目的を引き継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画「健康おきなわ21」（平成20年度～平成29年度）を策定し、県民の行動指針を示すなど、県民一体の健康づくりを推進した。また、平成26年3月には、

「2040年までに平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）」（平成26年度～令和4年度）を策定し、官民約70団体で構成する「健康長寿おきなわ復活県民会議」を設置するなど、官民一体となった取組を行っている。

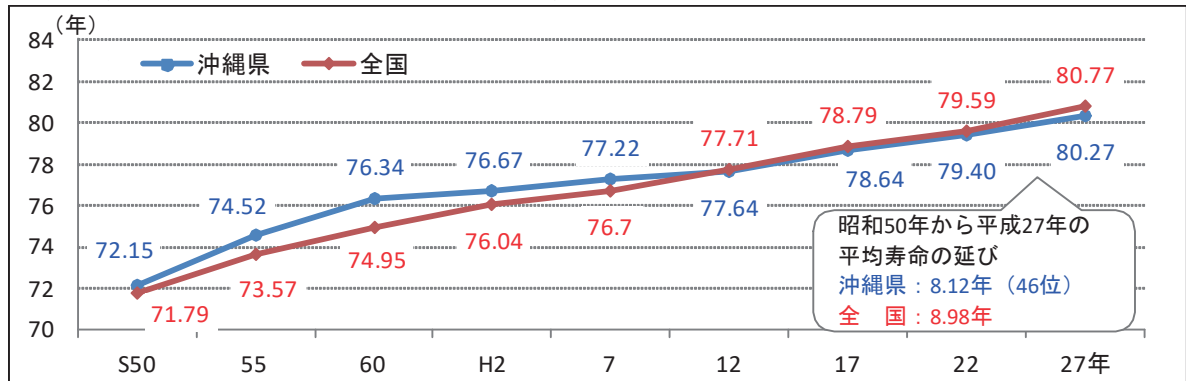
このほか、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、節度ある適度な飲酒量の周知や、がん検診受診勧奨などの健康課題や対策に関する広報、普及啓発を図るなど、平均寿命日本一を目指した取組を推進している。

本県男性の平均寿命の推移をみると、昭和50年から昭和60年にかけて全国を上回る伸びをみせていたが、昭和60年を境に伸びが鈍化し、全国との差が縮小していった。平成12年には、全国平均を下回り、その後も全国との差は拡大傾向にある。

昭和50年と平成27年の平均寿命を比較すると、全国平均が8.98年延伸しているのに対し、本県は8.12年にとどまっており、都道府県別の平均寿命の伸びは46位と

なっている。【図表2-2-1-3-1】

【図表2-2-1-3-1】平均寿命の推移（男性）



出典：厚生労働省「都道府県別生命表」

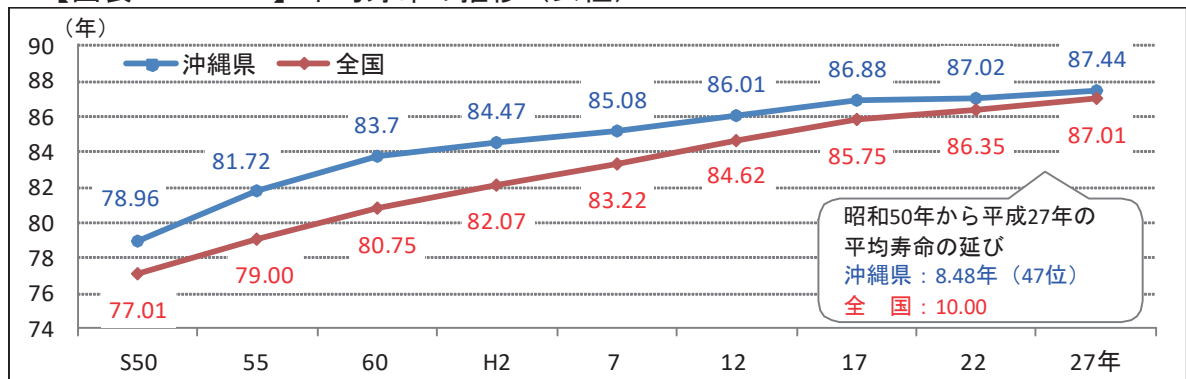
平均寿命の伸びが全国と比べて鈍くなった要因としては、20歳から64歳の働き盛り世代において肝疾患や虚血性心疾患、大腸がん、糖尿病等の死亡率が悪化しており、全国との差が拡大していること等が挙げられる。特に、アルコール性肝疾患による死亡率は全国との差が大きく、全国平均の約2倍となっている。

平均寿命の都道府県順位をみると、昭和55年、昭和60年と全国1位を維持していたが、平成に入ってから順位が下がり始め、平成12年には26位（26ショック）に大きく後退し、平成27年には36位まで順位を下げている。

女性の平均寿命の推移をみると、昭和50年から昭和60年にかけて全国平均を大きく上回っていたが、平成以降、伸びが鈍化しており、全国との差は徐々に縮小している。

昭和50年と平成27年の平均寿命を比較すると、全国平均が10.00年延伸しているのに対し、本県は8.48年にとどまっており、伸び幅では全国最下位となっている。平均寿命の伸びが鈍化した要因としては、肥満や多量飲酒、がん検診受診率・精密検査受診率の低さ等を背景とした働き盛り世代の子宮がん、大腸がん、肝疾患等の死亡率が悪化しており、全国との差が拡大していることや、心疾患や肝疾患、糖尿病等の死亡率の改善幅が全国より小さいこと等が挙げられる。【図表2-2-1-3-2】

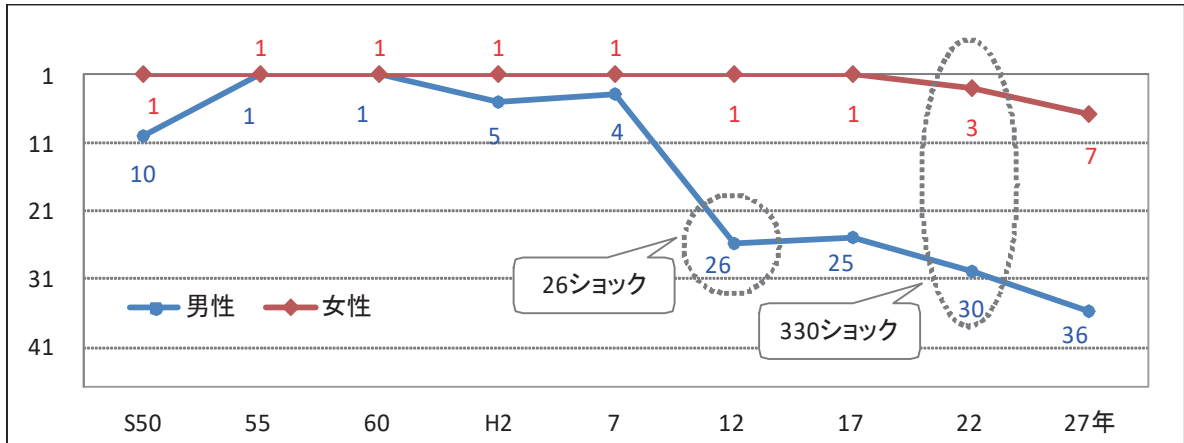
【図表2-2-1-3-2】平均寿命の推移（女性）



出典：厚生労働省「都道府県別生命表」

女性の平均寿命の都道府県順位の推移をみると、昭和50年以降1位を維持していたが、平成22年に3位（男性30位と合わせて330ショック）に順位を下げ、平成27年には7位と徐々に後退している。【図表2-2-1-3-3】

【図表2-2-1-3-3】 本県の平均寿命の都道府県順位



出典：厚生労働省「都道府県別生命表」

（課題）

本県の平均寿命の伸びが全国に比べて低い要因として、大腸がんや肝疾患、糖尿病等の死亡率が全国より高いことや、心疾患、脳血管疾患（男性）等の改善幅が小さいことなどが挙げられ、これらの改善が課題となっている。

また、全国と比べて男女ともに肥満率、メタボリックシンドローム該当者の割合が高いほか、健康診断やがん検診の受診率が低いことなどが課題となっている。

今後の平均寿命の延伸に向けては、生活習慣病の発症と重症化を予防すること、特に働き盛り世代の健康状態の改善が重要である。このことから、特定健診・がん検診の受診率の向上や肥満の改善、アルコール対策について取組を強化する必要がある。

(イ) 医療提供サービスの推進

a 医療提供体制の充実

（現状）

本県の医療提供体制は、復帰当時の昭和47年において、病院病床数が全国平均の約60%、医師数が約36%など、全国に比べて立ち遅れた状況であった。このため、本県では、県民の医療需要に対応するため、県立病院を中心に整備を進めてきた。

医療従事者については、医師の育成・確保を図るため、国費沖縄学生制度や県立病院における卒後医学臨床研修事業を実施してきた。昭和56年には、琉球大学に医学部が設置され、県内での医師の養成が推進されたことにより医師確保に大きな成果を上げている。

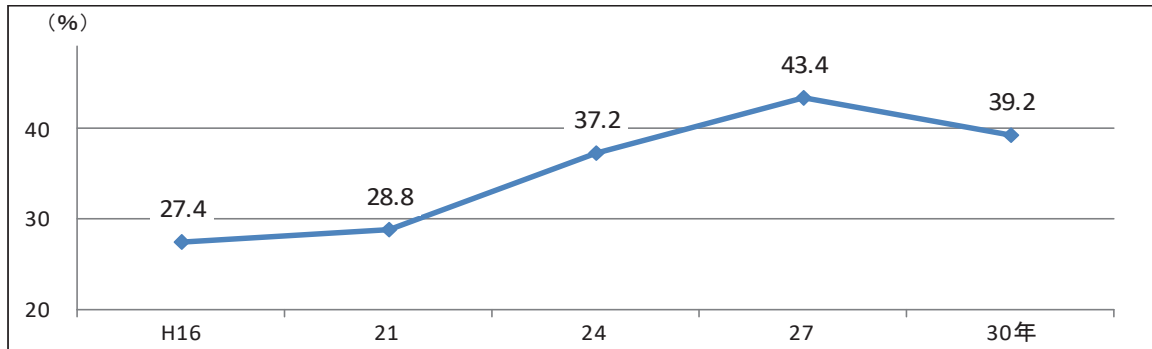
離島・へき地については、診療所の設置や運営支援のほか、県立病院等からの医師派遣、巡回診療を行い、地域住民の医療の確保を図っている。

これらの取組などにより、病院病床数や医師数が全国水準並みとなるなど、医療提供体制の向上に成果が現れている。

また、県民意識調査の「良質な医療が受けられること」に対する県民満足度は、平成16年の27.4%から平成30年には39.2%と11.8ポイント向上している。

＜県民意識調査における県民満足度の推移＞

質問項目：良質な医療が受けられること（問4（29））



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の（）内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

(a) 医療基盤の整備

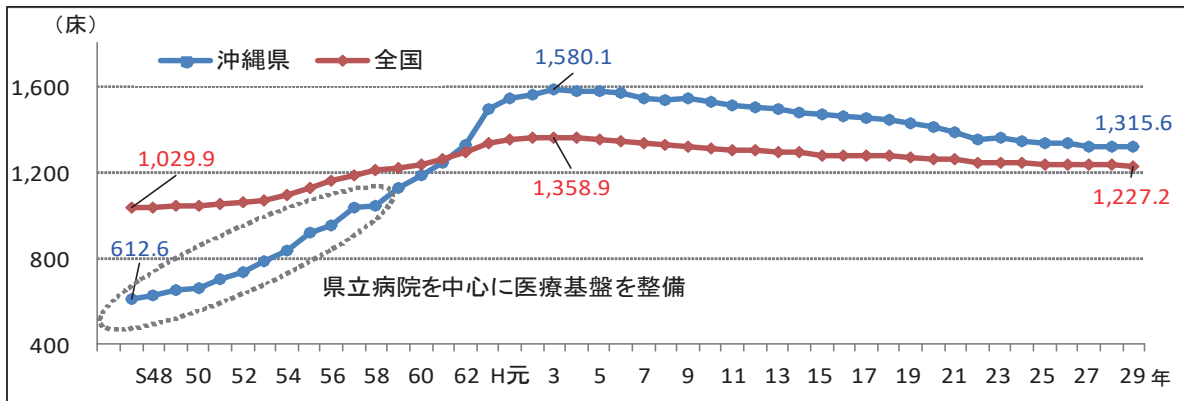
本県の医療提供体制は、復帰当時、全国と比べて大きく立ち遅れた状況にあり、県民の医療需要に早急に対処する必要があった。このため、本県では、復帰以降、県立病院主導で医療提供体制が整備され、現在においても県内病床数に占める県立病院病床数の割合が11.9%（平成28年現在、全国4位）と全国平均3.5%に比べて高い状況となっている。

県立病院については、復帰に伴い琉球政府から病院5か所（那覇病院、中部病院、名護病院（現：北部病院）、宮古病院、八重山病院）及び病院附属診療所32か所（13か所は休診）を引き継いで設置された。その後、昭和48年に精和病院を、昭和57年に南部病院を開設し、既存病院については新築移転や増床等の拡充を図った。平成18年には、南部病院を民間移譲し、那覇病院を廃止するとともに南部医療センター・こども医療センターを開設した。現在、県立病院は、6病院及び16附属診療所（総病床数2,160床：平成30年12月末）で構成されており、平成30年10月に、八重山圏域の中核的医療機能を担う八重山病院の新築移転が完了した。

民間においても医療施設に対する補助等により整備が進んだことから、県立病院を含む病院病床数は、昭和47年の5,936床（27病院）から昭和57年の1万1,676床（64病院）に、10年間で約2倍に増加するなど、医療基盤の整備が急速に進められた。

人口10万人当たりの病床数をみると、昭和47年において612.6床と全国平均の約60%であったが、昭和61年には全国平均と同水準となり、近年は全国水準を上回る病床数が確保されている。【図表2-2-1-3-4】

【図表2-2-1-3-4】人口10万人対病院病床数の推移



出典：厚生労働省「医療施設調査」、沖縄保健医療部「医務（医事）概要」

(b) 医療従事者の育成・確保

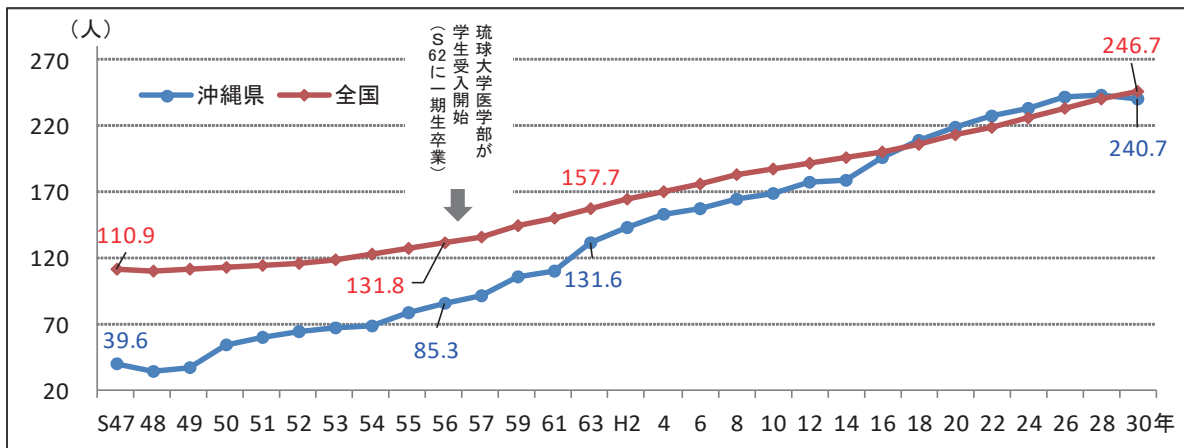
本県では、戦後の医師不足を解消するため、昭和28年度から国費沖縄学生制度（昭和61年度まで）による医学生の送り出しを実施してきた。昭和53年末において、県内医師の約3割が国費沖縄学生制度により養成された医師であり、同制度は医師確保の根幹をなしていた。その後、昭和42年度から県立中部病院における卒後医学臨床研修事業、昭和48年度から自治医科大学への学生派遣を実施するなど、医師の養成・確保を図ってきた。

また、昭和56年度に琉球大学医学部が設置され、毎年約100人の学生を受け入れており、卒業生が県内医療機関に勤務するなど、医師確保に大きな成果を上げている。

本県の医師数は、昭和47年当時384人と極めて少ない状況であったが、昭和57年に1,031人、平成8年に2,103人と増加し、平成30年には3,485人と昭和47年の約9倍となっている。

人口10万人当たりの医師数をみると、昭和47年は39.6人と全国平均の約36%だったが、取組の成果等によって着実に増加し、平成16年以降はおおむね全国と同水準で推移している。【図表2-2-1-3-5】

【図表2-2-1-3-5】人口10万人対医師数の推移（医療施設従事医師数）

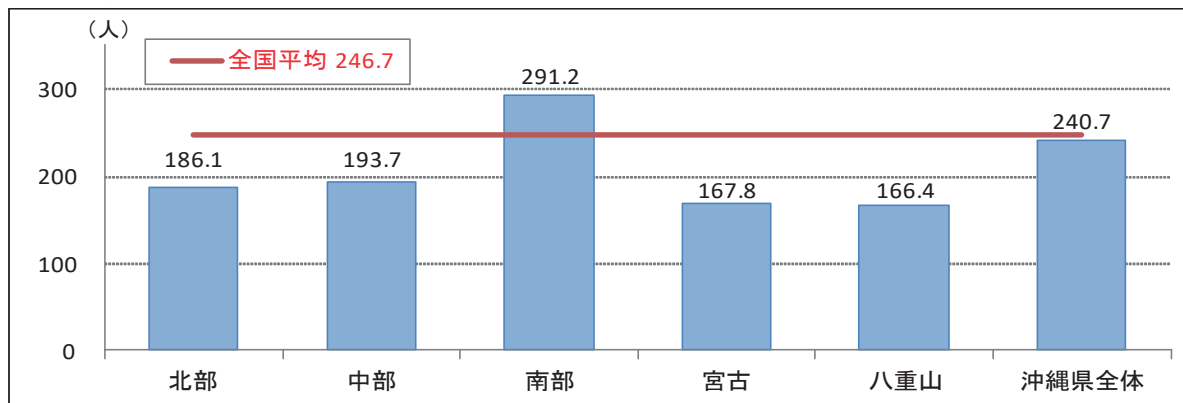


出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

県全体の医師数は着実に増加しているものの、人口10万人当たりの医師数を医療圏域ごとにみると、南部医療圏では全国平均を上回っているが、それ以外の圏域では全国平均を下回っている。

南部医療圏では、都市部のため医療機関が多く、また、大学病院をはじめ医師の多い病院が集中していることから医師数が多くなっている。【図表2-2-1-3-6】

【図表2-2-1-3-6】医療圏ごとの人口10万人対医師数(医療施設従事医師数)(平成30年)



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に沖縄県保健医療部保健医療総務課作成

看護職については、昭和47年の復帰時に5校あった看護師等教育機関により、毎年200～300人程度の看護職が養成されていたが、看護師数は全国平均の約65%と不足している状況であった。その後、昭和48年から昭和49年にかけて、病院・療養所付設の准看護師養成施設が2校設立され、昭和52年に県立浦添看護学校(平成24年に民間に委譲)を設立するなど、養成施設の整備が進められた。

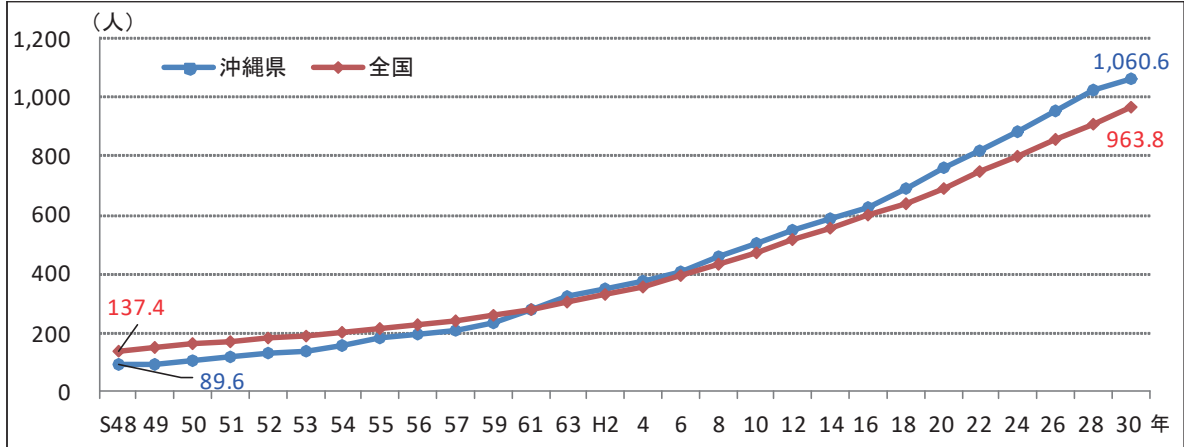
平成11年4月には、より質の高い看護職の育成を図るため、沖縄県立看護大学を開学しており、平成29年度までに1,214人の看護師を輩出した。平成20年4月には、県内の助産師不足の解消を図るため、同大学に別科助産専攻を開設した。別科助産専攻では、平成29年度までに185人の助産師を育成しており、母子保健医療の向上に貢献している。

このほか、県立看護大学は、本県の看護職育成の中核機関として、看護管理者や看護教育者、看護分野における教育研究者など、多様な人材育成に取り組んでいる。現在は、看護系3大学、民間の養成校5校で、毎年約700人の看護職が養成されている。

本県の看護師数は、昭和48年において892人だったが、養成施設の整備拡充等によって着実に増加し、平成30年には1万5,357人と約17.2倍となっている。

人口10万人当たりの看護師数は、昭和48年末に89.6人と全国平均の約65%だったが、養成施設の整備拡充等によって、昭和63年以降は全国平均を上回って推移している。【図表2-2-1-3-7】

【図表2-2-1-3-7】人口10万人対看護師数の推移



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」を基に沖縄県保健医療部保健医療総務課作成

(c) 離島・へき地医療の充実

離島・へき地については、昭和47年の復帰に伴い、琉球政府立病院であった宮古病院、八重山病院のほか、附属診療所（医科）32か所（13か所は休診）を引き継ぎ、地域住民の医療の確保を図ってきた。平成12年には、沖縄県と久米島町で構成する沖縄県離島医療組合が公立久米島病院を設置し、地域の中核病院として地域医療を担ってきたほか、市町村立診療所（医科）9か所（平成29年3月時点8か所が継続）の設置・運営についても支援してきた。

離島における医師確保については、県立病院医師による離島病院・診療所への勤務や県立病院における後期臨床研修医の派遣、自治医科大学卒業生医師の離島派遣などを行ってきた。平成19年度からは、離島・へき地での勤務を希望する医師の情報を登録し、同地域の医療機関に仲介する「ドクターバンク」の運営を開始し、医師確保に努めている。令和2年度以降には、琉球大学医学部地域枠制度により養成した医師による離島勤務なども見込まれている。

既存の診療所医師では対応が難しい専門診療科については、県立病院及び民間医療機関の専門医による巡回診療を実施している。診療所や巡回診療での対応が難しい疾患等については、島外医療施設への通院に係る交通費等を補助し、経済的負担の軽減を図っている。

このほか、へき地診療所で対応できない救急患者については、沖縄県ドクターヘリの活用や自衛隊、海上保安庁、添乗協力病院の協力を得た急患空輸体制を整備している。

(課題)

医療提供体制の充実については、高齢化の進展に伴う医療需要の増大に対応するため、限りある医療資源を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が求められている。このため、沖縄県医療計画に基づき、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るとともに、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、将来の医療提供体制の確保を図る必要がある。

北部医療圏においては、医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、県立北部病院と北部地区医師会病院の統

合による北部基幹病院の整備を図る必要がある。

医師の確保については、圏域や診療科における偏在が大きな課題となっている。

特に医師不足が深刻な北部及び離島地域については、自治医科大学及び琉球大学医学部地域枠による医師の養成や、県内外の医療機関から専門医等の派遣を推進し、医師の安定的な確保を図る必要がある。

看護職の確保については、医療機関からの採用需要に対応できていないことや、地域偏在、看護師等の離職等が課題となっている。このため、看護職員の養成支援、修学支援、沖縄県ナースセンターを活用した潜在看護師の復職支援などを実施するほか、勤務環境の改善などにより離職防止を図る必要がある。

また、医療の高度化、複雑化に伴って専門分化が進む中、特定の分野において専門の知識・技術を有する認定看護師や専門看護師など、多様化する医療ニーズに対応できる人材を育成する必要がある。

離島・へき地については、医療を安定的に提供する体制の充実に取り組むため、引き続き、診療所への施設及び設備の整備や運営に要する経費の補助を実施するとともに、へき地医療支援機構を中心に、へき地医療拠点病院、へき地診療所等による医療提供体制の確保や、関係機関・団体との連携の一層の強化を図る必要がある。医療従事者の確保については、医師の養成、確保に努めるほか、医師等が島を離れる際の代診医・代替看護師の派遣等を継続する必要がある。また、地域で十分な医療サービスが提供できない場合があるため、専門医による巡回診療を継続する必要がある。救急医療については、ドクターヘリ等の急患空輸体制を充実させるとともに、本島の医療機関と離島診療所等との連携体制を整備・拡充する必要がある。

また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症による社会リスクから県民の生命や財産を守るため、感染症の発生予防及びまん延防止の取組をより一層強化するとともに、拡大防止に向けた危機管理体制の強化等を図る必要がある。

エ 子育て・福祉

米軍統治下にあった本県では、保育所など子育てや高齢者福祉、障害者福祉の環境整備が遅れていた。

このような背景から、沖縄法による高率補助制度の活用などにより、保育所や福祉施設の整備、福祉サービスの提供など様々な施策を展開してきた。これにより、保育所や福祉施設の整備が進展し、全国との格差も縮小してきたものの、待機児童については依然と多い状況にある。

本県では、沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、年齢や障害の有無などに関わらず、県民だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指している。

(7) 子育て環境の充実

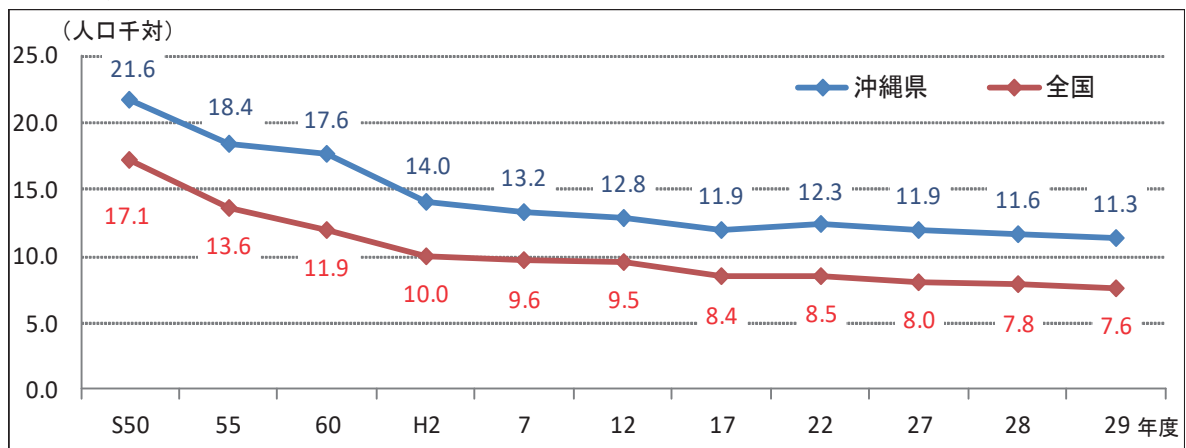
a 子どもの受入体制の整備

(現状)

全国が既に人口減少社会を迎えている中、本県は人口増加が続いているものの、少子高齢化が進行している。

本県の出生率は、復帰後の昭和50年に21.6（全国平均17.1）であったのが年々低下し、平成29年には11.3（全国平均7.6）となり、約40年間で10ポイント低下している。【図表2-2-1-4-1】

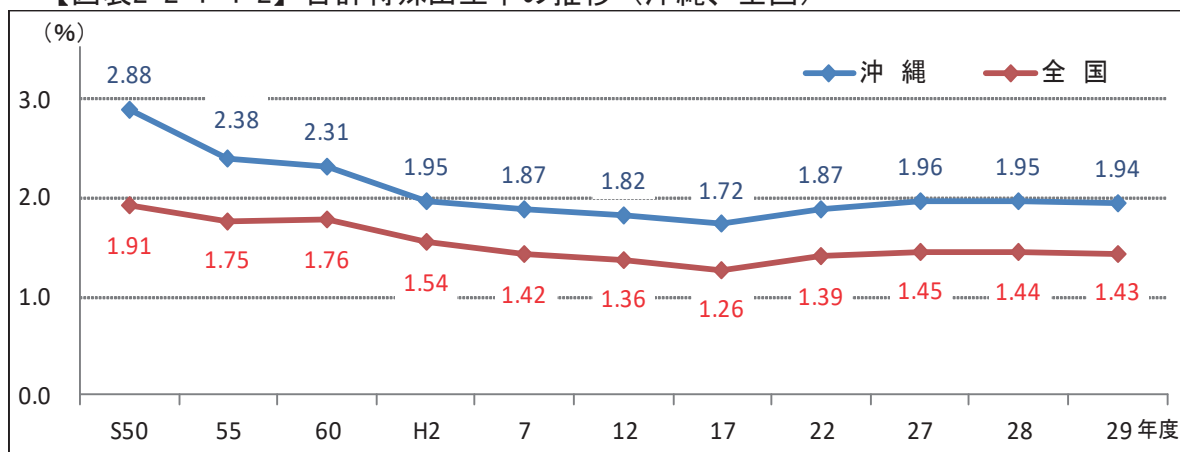
【図表2-2-1-4-1】出生率の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

また、合計特殊出生率は、昭和50年に2.88（全国平均1.91）であったのが年々低下し、平成17年には1.72（全国平均1.26）となり、その後は上昇傾向となり、平成29年に1.94（全国平均1.43）となっている。【図表2-2-1-4-2】

【図表2-2-1-4-2】合計特殊出生率の推移（沖繩、全国）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

本土においては、昭和22年に児童福祉法が制定され、保育所や保母、児童相談所、児童養護施設などが法的に位置付けられ、子どもの受入体制の整備が進んだ。

一方、米軍統治下にあった本県では、昭和28年に本土法を基本とした児童福祉法が制定されたほか、日本政府援助があったものの、公立保育所の設置主体である市町村の財政負担や用地確保の課題などもあり、昭和47年の保育所数は94か所（定員6,401人）で、当時の類似県平均の保育所数220か所（定員1万6,287人）の42.7%（定員39.3%）であるなど、子どもの受入体制の整備は遅れていた。

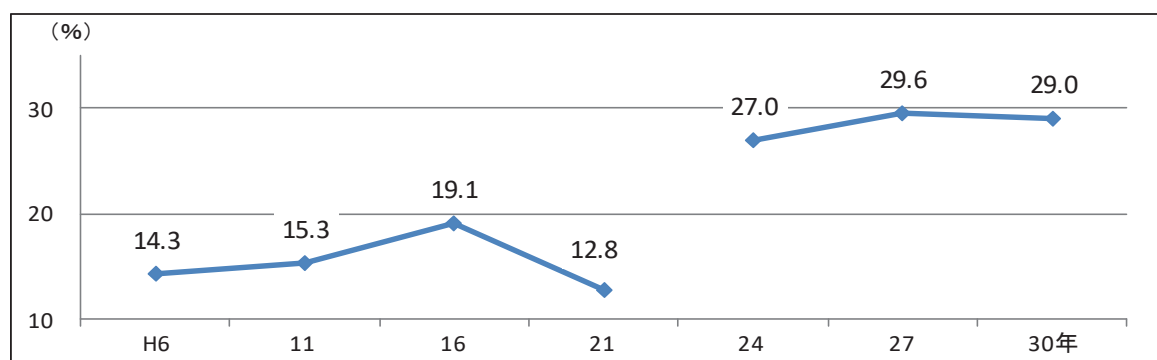
本県では、復帰以降、子育て・福祉関係の計画を策定し、市町村と連携して、保育所の整備や認可外保育施設の認可化移行等による要保育児童対策の推進、放課後児童クラブの整備等による放課後児童対策の推進、児童相談所等の整備による要保護児童対策の推進などを実施してきた。

また、平成24年度以降は、一括交付金（ソフト）を活用し、保育士の確保や認可外保育施設の認可化、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置、児童養護施設の専門性向上や体制強化などを推進し、子どもの受入体制の整備は進展している。

これらの取組などにより、県民意識調査の保育所等の利便性に関する県民満足度は、平成6年の14.3%から平成30年には29.0%と14.7ポイント向上している。

<県民意識調査における県民満足度の推移>

質問項目：保育所・学童保育所を利用しやすいこと（問4（19））



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

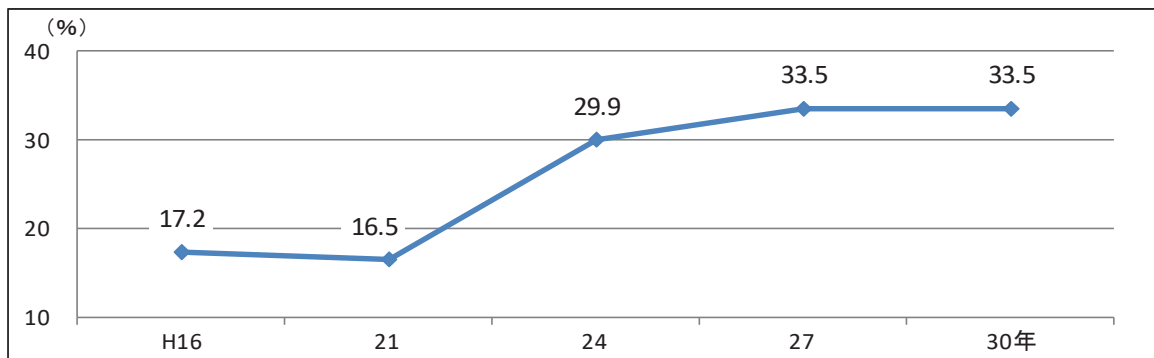
注2：質問項目の（）内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

注3：H6～H21の質問事項は、「施設や内容が整っている保育所（学童保育を含む）が近くにあって入りやすいこと」。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

また、県民意識調査の「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」に対する県民満足度は、平成16年の17.2%から平成30年には33.5%と16.3ポイント向上している。

質問項目：安心して子供を産み育てられる環境が整っていること（問4（18））



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の（）内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

出典：沖縄県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

(a) 保育所等の整備

保育所の整備について、昭和39年以降は、日本政府の援助もあり公立保育所の整備が進んだものの、昭和47年の保育定員は6,401人（94か所）で、保育所入所対象の要保育児童数1万8,000人を大きく下回っていた。

昭和47年以降は、市町村との連携を強化し、沖縄振興開発特別措置法の高率補助制度を活用した保育所整備に取り組んだ結果、昭和57年には2万1,617人（305か所）となり、昭和47年の約3.4倍（施設数で約3.2倍）まで拡充した。

その後も保育所の整備を進め、平成9年4月の保育定員は2万2,526人（326か所）となり、昭和57年と比べ909人（21か所）増加しているが、保育所整備を上回る保育ニーズがあり、待機率が13.4%とこれまでで最大となり、全国の2.5%と比べても高い水準であった。

このような背景から、社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、平成9年度に策定した「おきなわ子どもプラン（平成9年度～平成13年度）」に基づき、保育所の整備を推進したほか、平成10年度から保育定員を増やすことなく入所児童を増やすことができる保育定員の弾力化を実施した。

この結果、平成14年4月の保育定員は2万3,950人（322か所）と拡充し待機率は6.4%となった。

また、平成14年に策定した「新おきなわ子どもプラン（平成14年度～平成17年度）」では、目標として待機児童の解消を掲げ、更なる保育所の整備に取り組んだほか、平成17年に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援行動計画）（平成17年度～平成21年度）」では、潜在的待機児童の存在を考慮した待機児童の解消を掲げ、保育所の整備、公立幼稚園の預かり保育の推進などに取り組んだ。この結果、平成22年4月の待機率は5.1%まで改善した。

平成20年度から平成22年度には、厚生労働省の保育所入所待機児童解消対策特別事業費補助金を活用した10億円の「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」や、厚生労働省及び文部科学省等の子育て支援対策臨時特例交付金等を活用した約70億円の「沖縄県安心こども基金」を設置した。

これにより、保育所の整備、認可外保育施設の認可化を積極的に行った結果、平成24年4月の保育定員は3万3,517人（393か所）となったものの、保育ニーズは依然と高く、待機率は6.3%となった。

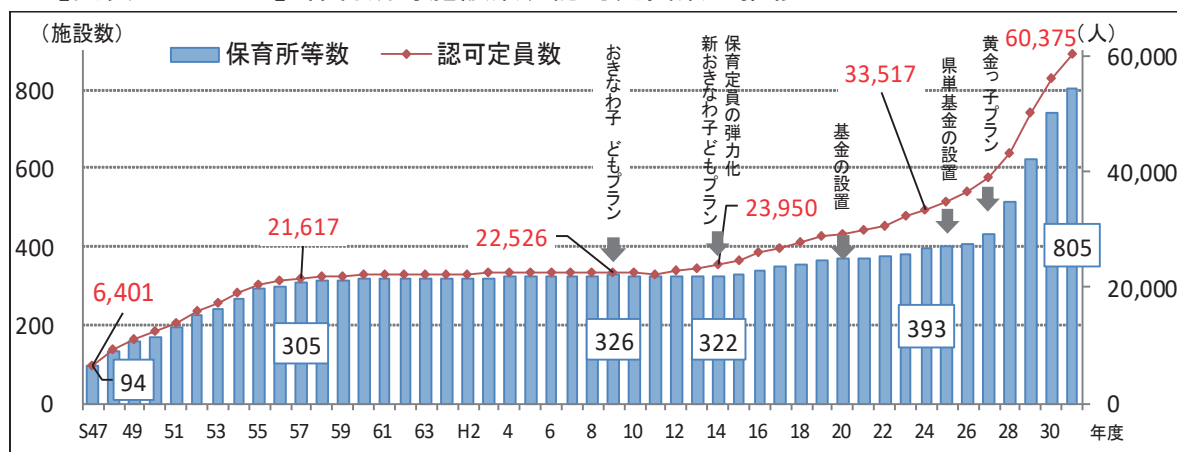
このため、待機児童の解消に向け、平成25年度に「沖縄県待機児童対策行動指針」を策定するとともに、県独自で30億円の「沖縄県待機児童解消支援基金」を設置した。

また、平成27年には教育・保育の提供体制を確保するための「黄金っ子（くがにっこ）応援プラン（平成27年度～令和元年度）」を策定し、市町村が行う保育所整備等の負担軽減の推進などにより、保育所等の整備を加速させた。

この結果、平成31年4月の保育定員は6万375人（805か所）と、昭和47年の約9.4倍（施設数で約8.6倍）に拡充した。また、平成31年4月の待機児童率は2.8%となり、平成9年の13.4%と比べ10.6ポイント改善している。

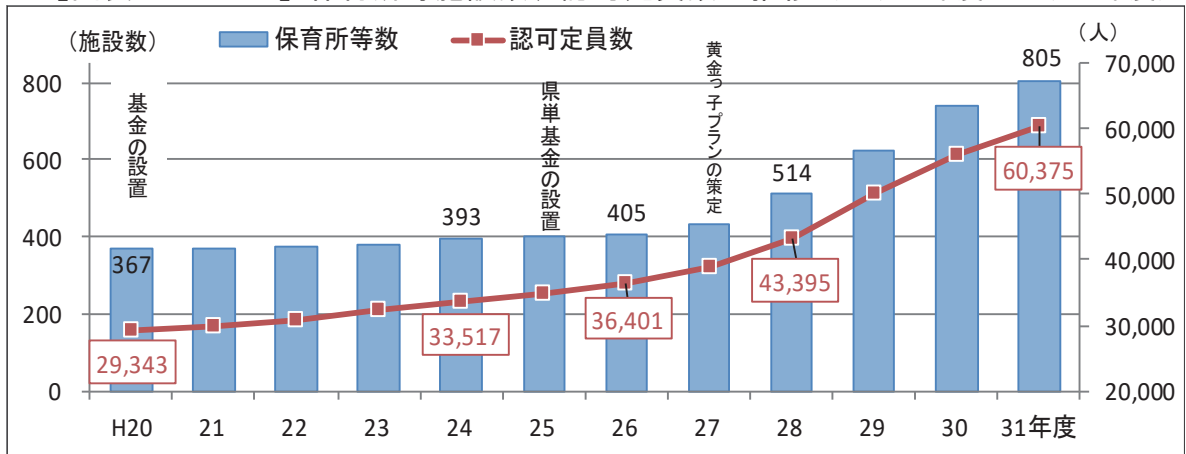
なお、本県では、復帰以降、出生率及び合計特殊出生率が全国一を維持していることや、女性の就業増加や核家族化の進展により、保育所整備のニーズは依然と高い状況である。【図表2-2-1-4-3】 【図表2-2-1-4-4】 【図表2-2-1-4-5】

【図表2-2-1-4-3】 保育所等施設数、認可定員数の推移



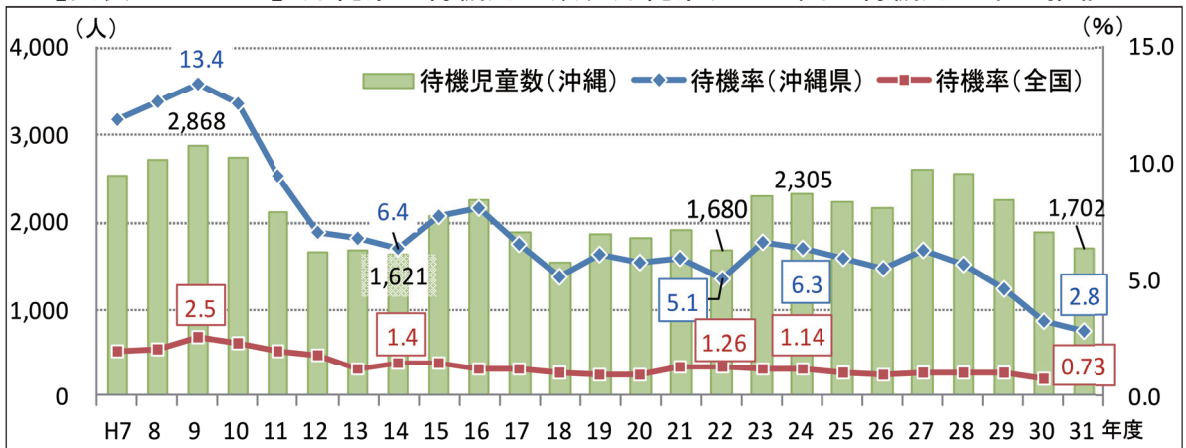
出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」を基に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課作成

【図表2-2-1-4-4】 保育所等施設数、認可定員数の推移（平成20年度～平成31年度）



出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」を基に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課作成

【図表2-2-1-4-5】 沖縄県の待機児童数、沖縄県及び全国の待機児童率の推移



注1：待機率は厚生労働省が実施する保育所等利用待機児童数調査による指標で、H29までは「待機率」：待機児童数/入所児童数とし、H30からは「待機児童率」：待機児童数/申込児童数に変更
 出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」を基に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課作成

認可外保育施設については、保育所の不足や夜間又は長時間保育などの社会的ニーズを背景に、施設数が多く、昭和49年度には169施設（利用児童数7,650人）あり、認可保育所等を補完する役割を担ってきた。

認可外保育施設はその後増加し、平成4年度には473施設（2万4,559人）となり、施設数及び入所児童数ともに認可保育所等322施設（2万2,570人）を上回っていた。同年度の認可保育施設と認可外保育施設を合わせた入所児童数に対する認可外保育施設入所率（以下、「認可外保育施設入所率」という。）は53.5%となった。【図表2-2-1-4-6】

平成9年度の認可外保育施設入所率は52.9%と依然として高いことから、同年度に策定した「おきなわ子どもプラン（平成9年度～13年度）」において、認可外保育施設の対策と充実を掲げ、入所児童を取り巻く環境を改善するための経費

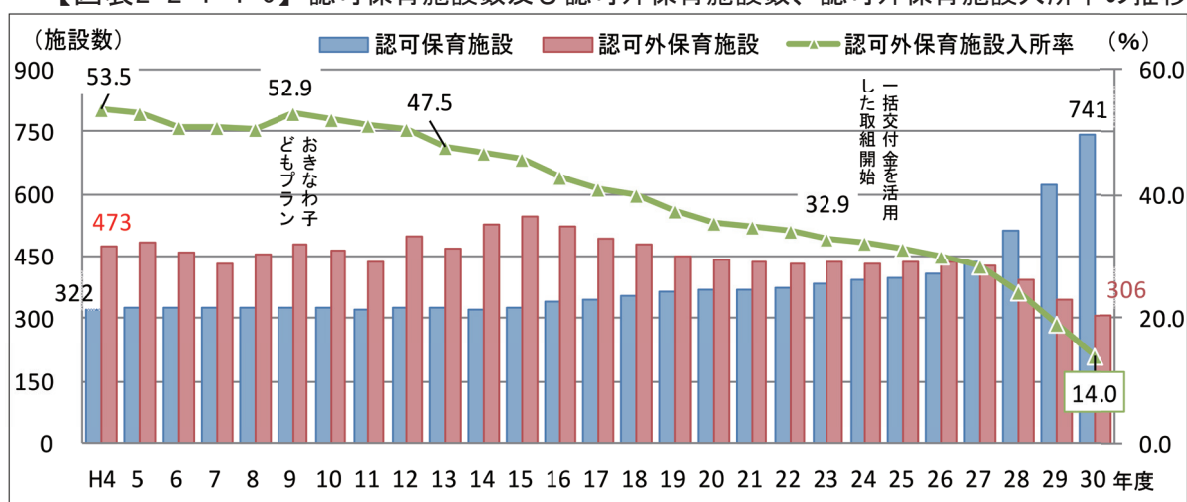
助成や職員の資質向上等、認可外保育施設の認可化の推進に向けた市町村に対する補助事業を開始した。

その後、認可保育所等の整備促進による定員の増加などから、平成13年度の認可外保育施設入所率は47.5%となり、平成23年度には32.9%まで減少した。

平成24年度からは、一括交付金（ソフト）を活用した認可外保育施設の認可化移行に向けた施設整備費の助成を実施したほか、児童を取り巻く環境の改善と職員の資質向上等の取組を行った。

この結果、平成30年度の認可外保育施設数は306施設、利用児童数は9,016人となり、認可外保育施設入所率は14.0%まで減少している。

【図表2-2-1-4-6】認可保育施設数及び認可外保育施設数、認可外保育施設入所率の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課調べ

(b) 保育士の育成・確保

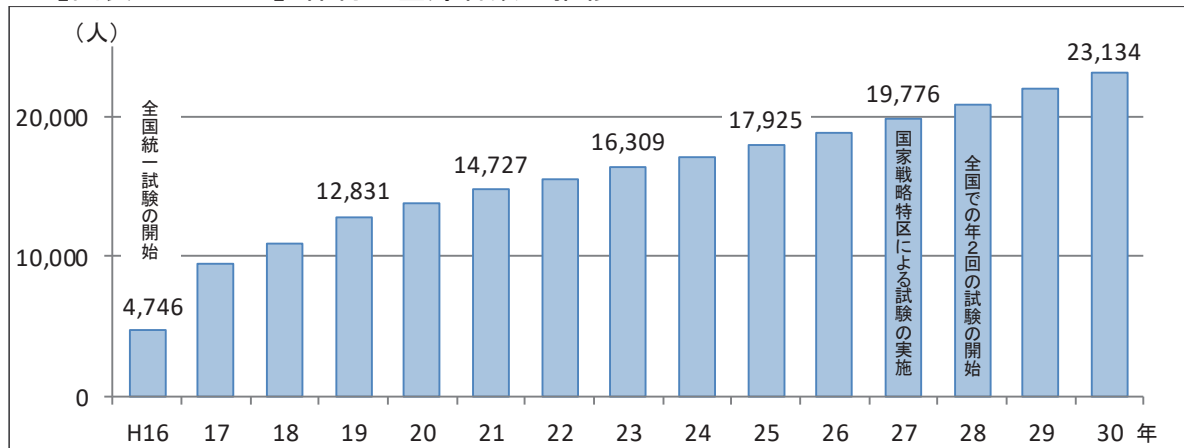
復帰前の本県の保育士制度については、昭和28年に本土の児童福祉法令を基本に制定した児童福祉法において、児童福祉施設の任用資格としての「保母」が位置付けられた。復帰後、児童福祉法の改正により、平成11年に従来の「保母」は男女を問わず「保育士」と改称され、平成13年には保育士の資格が任用資格から国家資格となったことにより、その地位は飛躍的に向上した。

本県の保育士の育成については、昭和40年の沖縄キリスト教短期大学の保母養成校指定に始まり、昭和44年には沖縄女子短期大学が指定された。その後、3つの専門学校が指定され、平成30年4月現在、指定保育士養成施設は5校、定員は計521人となり、平成15年の保育士登録義務化以降、これまでに3,784人の保育士を輩出している。

保育士試験については、平成16年から全国統一試験が年1回行われてきたことに加えて、本県においては、平成27年に国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士試験を独自に実施した。平成28年からは、全国統一試験が年2回行われることとなった。また、平成29年からは、沖縄本島の会場に加えて宮古島・石垣島での筆記試験を実施しており、これまでに2,053人（全科目免除者含む）が保育士試験に合格している。

このようなことから、本県の保育士登録者数は、平成16年4月時点の4,746人から平成19年以降は毎年1,000人程度の登録があり、平成30年4月には2万3,134人と増加している。【図表2-2-1-4-7】

【図表2-2-1-4-7】保育士登録者数の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課調べ

その一方で、本県の保育士の有効求人倍率は、平成28年1月の2.36倍から平成30年1月の3.33倍と0.97ポイント増加し、保育士の需要はますます高まっており、保育士不足が続いている。

また、処遇などの課題から保育士登録しているものの保育に従事していない、いわゆる潜在保育士が多く、保育士確保の課題となっている。

本県では、保育士の育成・確保に向け、修学資金や就職準備金の貸付け、市町村が行う保育士確保の取組の支援に取り組むとともに、保育士の処遇改善、労働環境改善に取り組んできた。

さらに、保育士の復職を促進するため、一括交付金（ソフト）を活用し、平成25年11月に沖縄県保育士・保育所総合支援センターを設置し、潜在保育士の就労ニーズに応じた復職支援を行っている。

この結果、保育従事者数は、平成21年4月時点の6,505人から平成30年4月には1万1,105人と増加している。

(c) 放課後児童クラブの整備

米軍統治の時代が長く続いた本県においては、社会福祉の基盤整備が進まず、放課後児童クラブは必要に迫られる形で保護者などが主体となって整備が進められてきた。

平成9年度には、児童福祉法の改正による放課後児童クラブの法定化に併せて、「おきなわ子どもプラン（平成9年度～平成13年度）」を策定し、市町村と連携した放課後児童クラブの運営費等に対する補助事業を開始した。

このようなことから、放課後児童クラブが急速に整備され、平成10年の84施設から平成16年には149施設と約1.8倍となった。

平成17年には、「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援

行動計画) (平成17年度～平成21年度)」を策定し、放課後児童クラブの設置促進に向け取り組んだ。この結果、平成22年5月には255施設(登録児童数1万124人)となり、平成10年と比べ約3倍となった。

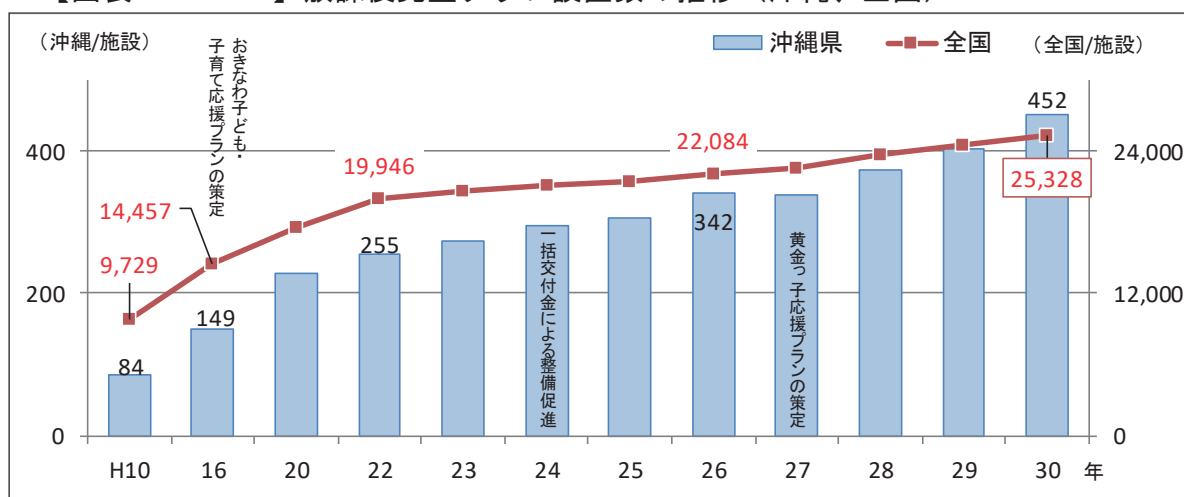
また、平成24年度より一括交付金(ソフト)を活用して、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備や環境改善等を推進したほか、平成27年には、「黄金っ子(くがにっこ)応援プラン(平成27年度～令和元年度)」を策定し、同プランに基づき、放課後児童クラブの設置を加速させた。

これらの取組などにより、放課後児童クラブ数は増加し、平成30年5月現在、452施設(登録児童数1万9,324人)と、平成10年の約5.4倍に拡充している。

【図表2-2-1-4-8】 【図表2-2-1-4-9】

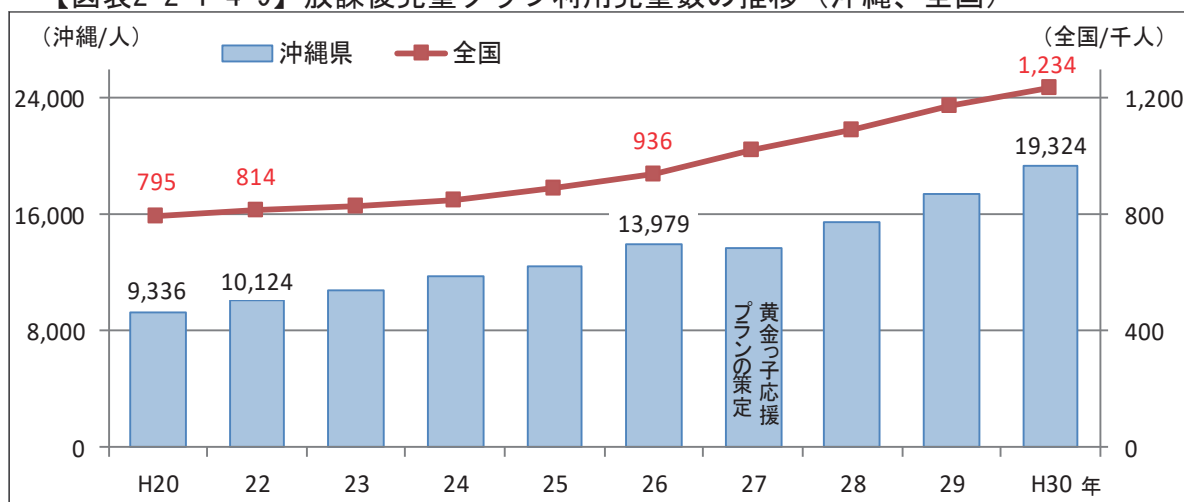
その一方で、全国と比較して公的施設活用割合が低く(平成30年:沖縄34.5%、全国84.0%)、利用料金が割高(平成30年:保育料8千円未満の割合 沖縄40.8%、全国71.5%)となっていることから、改善が必要である。

【図表2-2-1-4-8】 放課後児童クラブ設置数の推移(沖縄、全国)



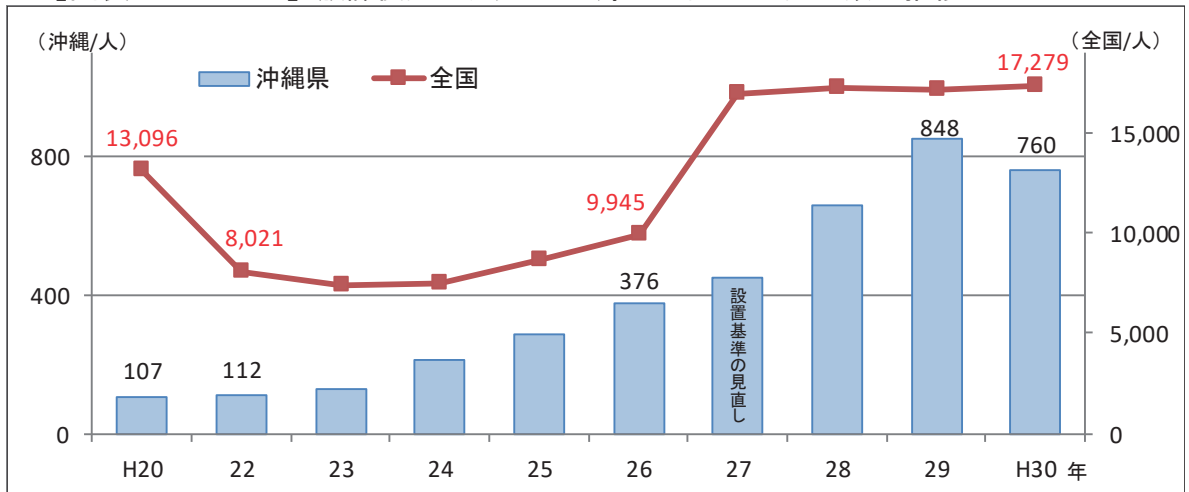
出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」を基に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課作成

【図表2-2-1-4-9】 放課後児童クラブ利用児童数の推移(沖縄、全国)



出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」を基に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課作成

【図表2-2-1-4-10】放課後児童クラブに登録できなかった児童数の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」を基に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課作成

(d) 要保護児童対策

要保護児童対策について、本県では、家庭、関係機関、子ども本人からの相談を受けるため、昭和29年に中央児童相談所を設置した後、復帰後は昭和47年にコザ児童相談所を設置した。

その後、平成19年に中央児童相談所八重山分室、平成23年にコザ児童相談所一時保護所、平成29年に中央児童相談所宮古分室を設置し、児童相談所の体制強化を図った。

平成17年には、虐待を受けた児童の安全を速やかに確保するため、24時間（休日を含む）体制の子ども虐待ホットラインを開設したほか、平成26年度までに、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための要保護児童対策地域協議会が県内全市町村に設置された。

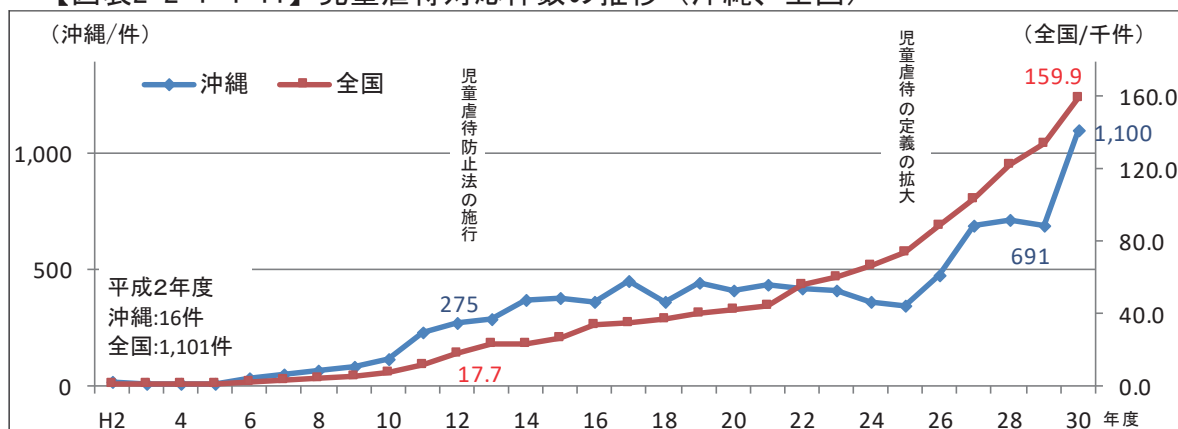
また、平成30年には、糸満市に児童心理治療施設が設置され、虐待等により心理的ケアを要する子どもにきめ細やかな支援を行っている。

保護者のない児童等が入所し養護を受けるための児童養護施設は、昭和46年には3施設（定員205人）が設置されており、その後順次、社会福祉法人による整備が進み、平成30年には8施設（定員392人）へと拡充している。

児童相談所における児童虐待の相談対応件数について、本県では、平成2年度の16件（全国1,101件）から児童虐待防止法が施行された平成12年度には275件（全国1万7,725件）と増加した。その後、児童虐待防止法の改正等に伴い、児童虐待の定義が拡大されたこと等により、平成30年度は1,100件（全国15万9,850件）となり、平成12年度と比べ約4倍（全国約9倍）となっている。

【図表2-2-1-4-11】

【図表2-2-1-4-11】児童虐待対応件数の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」を基に沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課作成

(e) 子どもの貧困対策

我が国における子どもの貧困率の高さが国際的に高いということが社会問題となり、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が決定された。

平成27年度、本県では全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した結果、子どもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。

これを受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育機会の確保を図るため、平成28年3月、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定した。

同計画に基づき子どもの貧困対策を推進するため、30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置し、同基金を活用して市町村が実施する就学援助の充実や放課後児童クラブの利用料負担軽減を行っている。

また、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金を活用して、市町村においては子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所づくりに取り組み、県においては子供の貧困対策支援員への研修や、子供の居場所への学生ボランティア派遣、県立高等学校での居場所づくり支援等を行っている。

そのほか、困窮世帯の児童生徒の進学等を支援するため、平成24年度から一括交付金（ソフト）を活用して県内各地に拠点を設置し、無料で学習支援を行っているほか、平成30年度からひとり親家庭の高校生等に対するバス通学費の支援を行っている。

さらに、県民一体となった子どもの貧困対策を推進するため、平成28年6月、県内各界の115団体（令和元年6月現在）から構成する「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し、児童養護施設を退所する者等を対象とした給付型奨学金事業等を実施するなど、県民運動として対策に取り組んでいる。

なお、平成31年3月に、沖縄県子どもの貧困対策計画を改定し、母子健康包括支援センターの全市町村での設置促進や子供の居場所のネットワークづくりの推進などの施策を加えるとともに、雇用の質の改善に向けた取組を新たに柱立てするなど、子どもの貧困問題の解消に向けた取組を強化している。

(課題)

保育所等の整備については、復帰以降、高率補助制度を積極的に活用して進展した結果、保育定員は拡充している。

一方、本県は、出生率の高さや女性の就業増加、保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりから、依然として待機児童が発生している。

また、認可外保育施設について、認可化移行の促進等により、認可外保育施設入所率が減少しているものの、全国と比べ高い状況にある。

このため、保育所の整備や認可外保育施設の認可化移行を更に推進し、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスの提供体制の整備に向け、病児保育や障害児保育などに取り組む必要がある。

また、待機児童の解消に必要な保育士数については、平成27年度から31年度までの5年間で約3,600人と見込んでおり、その育成、確保が課題である。

このため、引き続き、修学資金や就職準備金の貸付け、市町村が行う保育士確保の取組への支援、潜在保育士の復職支援等に取り組むほか、保育士の処遇改善、労働環境改善に向け取組を強化する必要がある。また、市町村の取組をより効果的なものとするため、広域的な協議会を設置して取り組む必要がある。

さらに、乳幼児期は豊かな人格形成の基礎を培う重要な時期であり、保育所、認定こども園、幼稚園など、どの就学前施設においても質の高い教育・保育が提供されることが求められているため、教育・保育の実践及び保育士等の専門性の向上を図るための研修の実施に取り組む必要がある。

放課後児童クラブ数については、着実に増加しているものの、夫婦共働き世帯の増加等を背景とした利用ニーズの高まりにより、登録できない児童が発生している。

また、本県では、放課後児童クラブの公的施設の活用割合（平成30年：沖縄34.5%、全国84.0%）が低いため、利用料が全国と比べ高い状況にあり、利用料の低減が課題である。

このため、公的施設を活用した放課後児童クラブの施設整備や運営費等に対する支援を推進し、登録できなかった児童の解消、利用料の低減などに取り組む必要がある。また、市町村や関係機関と連携し、小学校など公的施設の整備計画なども踏まえながら、計画的・効率的な整備を促進する必要がある。

放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっていることから、支援員の処遇改善やキャリアアップの取組を推進する必要がある。

要保護児童対策について、本県の児童虐待対応件数は増加傾向にあり、虐待の未然防止や迅速な対応、虐待を受けた児童への養育支援体制の充実が課題となっている。このため、児童相談所の専門性の向上や体制強化、市町村の体制整備の支援等を行うとともに、社会的養護が必要な児童が可能な限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託の推進や施設の小規模化、地域分散化を進める必要がある。

子どもの貧困対策については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、市町村及び県において様々な事業を展開しているが、設置期限が令和3年度までとなっており、その後の事業のあり方について検討が必要となっている。

また、子供の居場所や子供の貧困対策支援員については、設置数や配置人数を拡大してきたところであるが、県内小学校区の約6割に居場所が1か所も設置されておらず、子供の貧困対策支援員の配置がない自治体もあるなど、支援が十分でない地域もある。

さらに、困窮世帯の児童生徒に対する学習支援により、高等学校・大学等への進学や自己肯定感の向上等に一定の成果を上げているところであるが、児童生徒個々の進学希望等に対応した柔軟な支援が行えるよう、支援内容を検討していく必要がある。

加えて、教育と福祉との連携や保護者の可処分所得の向上、県民一体となった対策の推進など、一層取り組むべき課題もある。

このため、国及び市町村と連携の上、効率的な取組の横展開を図るとともに、貧困問題解消に向けて必要な体制を整備していく必要がある。

また、離島及びへき地などの特別な事情を含め、地域の実情に即した対策に取り組むほか、子どもの学びの機会を拡充するなど、支援の量の拡大及び質の向上を図る必要がある。

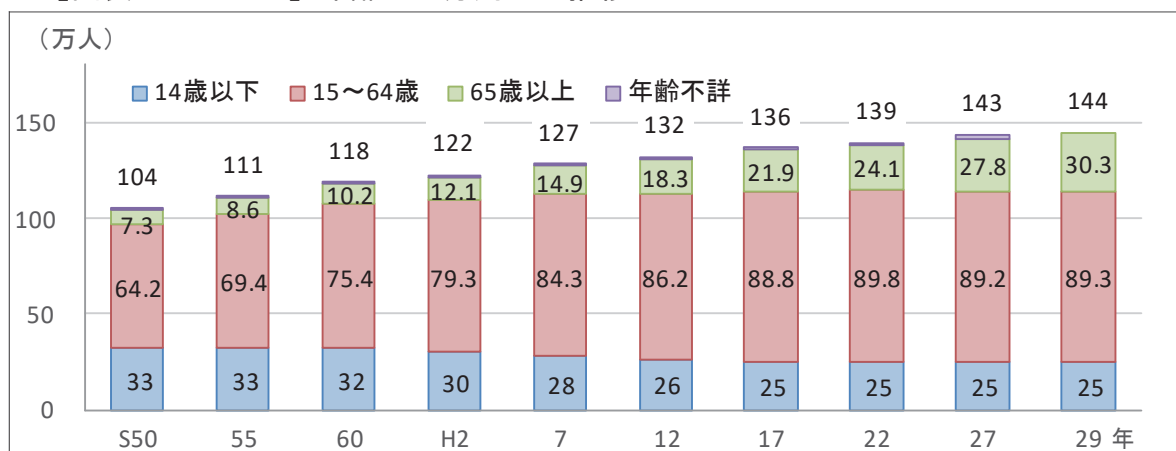
さらに、教育と福祉の連携を図るための関係者の理解促進や、国、市町村、関係団体、法人、NPO、民間企業等と緊密な連携を図り、広く県民の理解と協力を得ながら、県民一体となった対策を推進する必要がある。

(イ) 福祉の充実

a 高齢者・障害者の受入体制の整備 (現状)

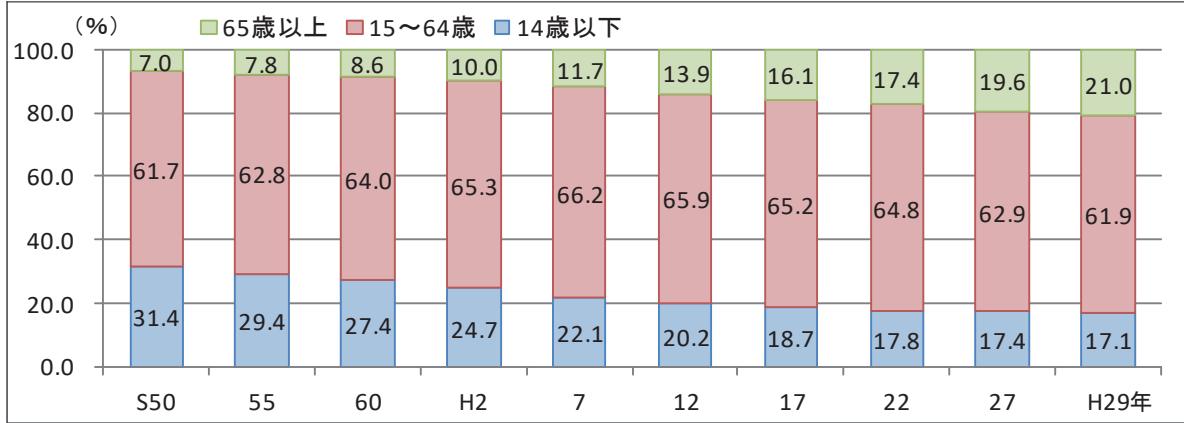
本県の高齢者人口は、昭和50年の約7万3千人から平成30年3月には約30万3千人とおおよそ4.2倍に増加し、高齢化率も7.0%から21.0%となっており、全国と同様に、超高齢社会へ突入した。【図表2-2-1-4-12】 【図表2-2-1-4-13】

【図表2-2-1-4-12】 年齢3区分別人口推移



出典：1975年～2015年：総務省「国勢調査」、2017年：総務省「推計人口」

【図表2-2-1-4-13】 総人口に対する割合の推移



出典：1975年～2015年：総務省「国勢調査」、2017年：総務省「推計人口」

本県の特別養護老人ホームの整備状況については、復帰前の昭和46年は定員280人（5か所）となっていたが、復帰後整備を進め、昭和53年には定員1,217人（14か所）となり、全国と同水準となった。その後も、高齢化の進展にあわせ施設整備を進めてきた。

他方、全国的な高齢化の進展により要介護者が増加する中、平成12年度以降は、介護保険に基づく介護を社会全体で支え合う仕組みの構築や、介護予防、自立支援を重視した施策展開が推進されるようになった。その後、平成23年に介護保険法が改正され、地域全体で高齢者の生活を支えていく地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村と連携し取り組んでいる。

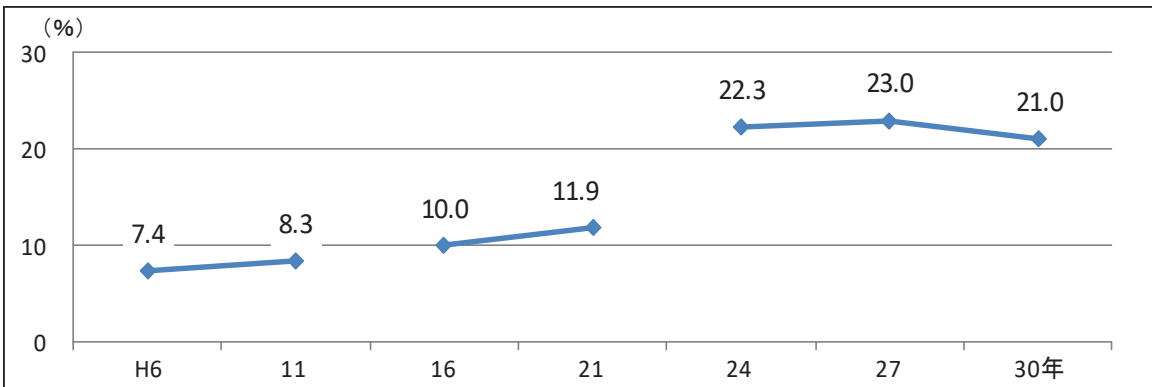
また、本県の心身障害者（児）に係る手帳交付数は、社会環境の変化や諸制度の拡充等により、平成30年度に11万9,722人となっている。これを平成12年度と比べると、身体障害者手帳は約1.5倍、療育手帳は約2倍、精神障害者保健福祉手帳は約10倍の増加となっている。

障害者福祉施設の整備状況について、復帰前の昭和46年時点、知的障害者更生施設や知的障害児施設の定員は、類似県平均を大きく下回る水準であったが、復帰後整備を進め、昭和53年には知的障害者更生施設が類似県平均の145.1%となるなど進展した。

これらの取組などにより、県民意識調査の介護サービスに関する県民満足度は、平成6年の7.4%から平成30年には21.0%と13.6ポイント向上している。

＜県民意識調査における県民満足度の推移＞

質問事項：介護サービスが充実し、利用しやすいこと（問4（27））



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の（）内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

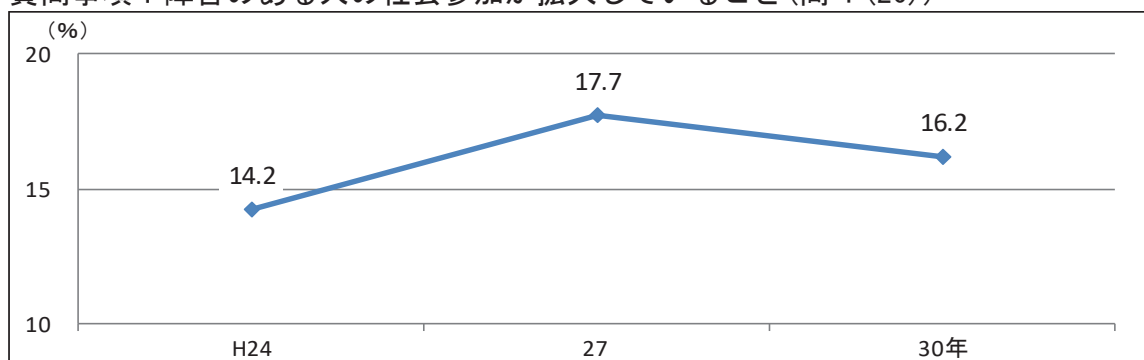
注3：H16、H21の質問事項は、「介護が必要な高齢者や心身障害者及びその家族が安心してらせるような施設や支援システムが整っていること」。

注4：H6、H11の質問事項は、「寝たきり老人とか心身障害児及びその家族が安心してらせるような施設や支援システムが整っていること」。

出典：沖繩県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

また、県民意識調査の「障害のある人の社会参加が拡大していること」に対する県民満足度は、平成30年に16.2%となっており、平成24年以降おおむね15%前後で推移している。

質問事項：障害のある人の社会参加が拡大していること(問4(26))



注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

注2：質問項目の（）内は、質問番号と75の質問項目の整理番号。

出典：沖繩県企画部「第10回県民意識調査報告書」（平成31年3月）

(a) 高齢者福祉施設の整備

要介護高齢者が身体介護や生活支援を受けて居住するための特別養護老人ホームの整備については、昭和46年は定員280人(5か所)であったが、本土復帰以降、沖振法に基づく高率補助制度等を活用し、昭和47年に定員330人(6か所)、昭和53年に定員1,217人(14か所)となり、全国平均の1,214人(15.9か所)の同水準まで拡充した。

昭和63年には、本県における望ましい長寿社会を構築するために策定した「かりゆしプラン(計画期間：おおむね10年)」において、特別養護老人ホーム等の計画的な整備の推進を掲げて取り組み、平成4年の定員は3,275人となった。

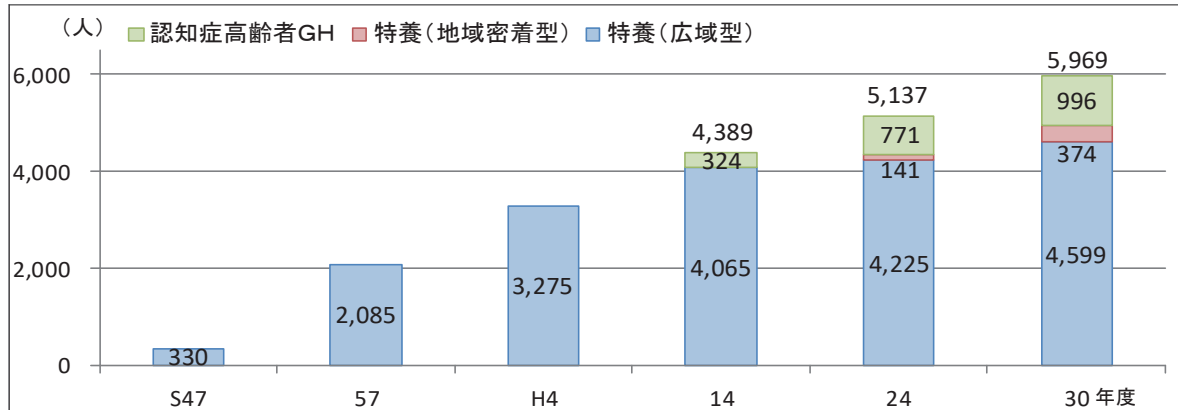
その後は、平成6年に高齢者を支える保健福祉サービス提供体制の強化、生きがいと健康づくりを目指した総合的なプログラムとして策定した「沖繩県老人保健福祉計画(平成6年度～平成11年度)」や、平成12年の介護保険制度の創設以降3年おきに策定する「沖繩県高齢者保健福祉計画」に基づき、施設整備に取り組み、平成14年度の定員は4,065人となり、昭和47年の約12倍まで拡充した。

第6期沖繩県高齢者保健福祉計画(平成27年度～平成29年度)により、特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)の目標定員を5,002人と設定して取り組んだ結

果、平成30年度の定員は4,973人となり、昭和47年の約15倍と拡充している。

また、平成12年の介護保険法により創設された、認知症高齢者が小規模介護施設で共同生活を行う認知症高齢者グループホームについては、平成14年度末時点の定員は324人であった。その後、第6期沖縄県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）により目標定員を1,041人と設定し、施策を推進してきた結果、平成30年度の定員は996人となった。【図表2-2-1-4-14】

【図表2-2-1-4-14】 特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム定員数の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課調べ

現在進行中の第7期沖縄県高齢者保健福祉計画（平成30年度～令和2年度）においても、高齢化の進展に合わせ、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）を定員5,227人、認知症高齢者グループホームを定員1,212人まで拡充することとし、市町村と連携した計画的な施設整備に取り組んでいる。

平成23年の介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供するため、市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進している。当該ケアシステムの中核的な役割として、地域包括支援センターが位置付けられ、制度開始当初の平成18年度末時点の40か所から、平成30年4月現在では77か所に拡大している。

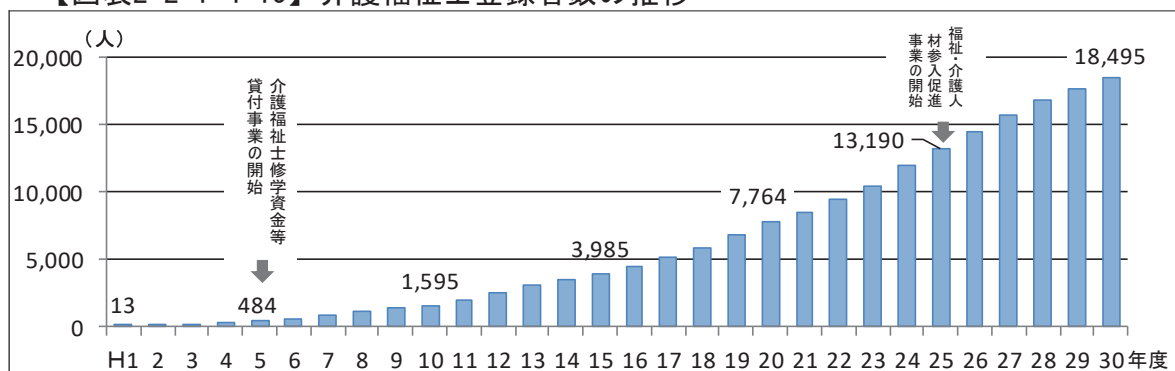
(b) 介護人材の育成・確保

介護人材の育成・確保については、我が国における急速な高齢化の進展を受け、昭和62年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、専門的知識及び技術をもって介護等を行うことを業とする介護福祉士の資格が定められた。

本県では、介護福祉士を育成・確保するため、平成5年からの介護福祉士修学資金等貸付事業の実施に加え、平成27年度から福祉・介護人材のすそ野を広げるための取組を支援する福祉・介護人材参入促進事業を実施した。

この結果、本県の介護福祉士登録者数は年々増加し、平成30年度には1万8,495人となっている。【図表2-2-1-4-15】

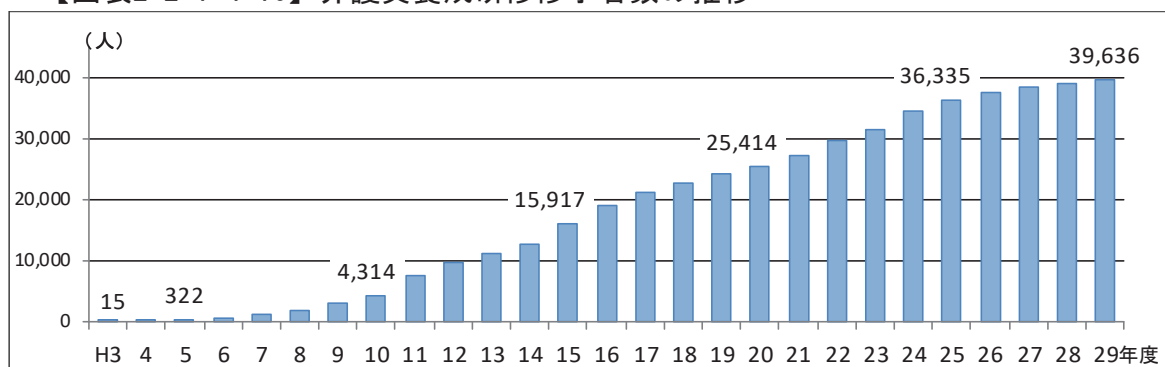
【図表2-2-1-4-15】介護福祉士登録者数の推移



出典：沖縄県「平成22年4月 第4次沖縄振興計画等総点検報告書」、公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士・精神福祉士の都道府県別登録者数」を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

また、介護人材を確保するため、平成3年より介護員養成研修を実施しており、平成29年度までに3万9,636人の介護人材を養成している。【図表2-2-1-4-16】

【図表2-2-1-4-16】介護員養成研修修了者数の推移

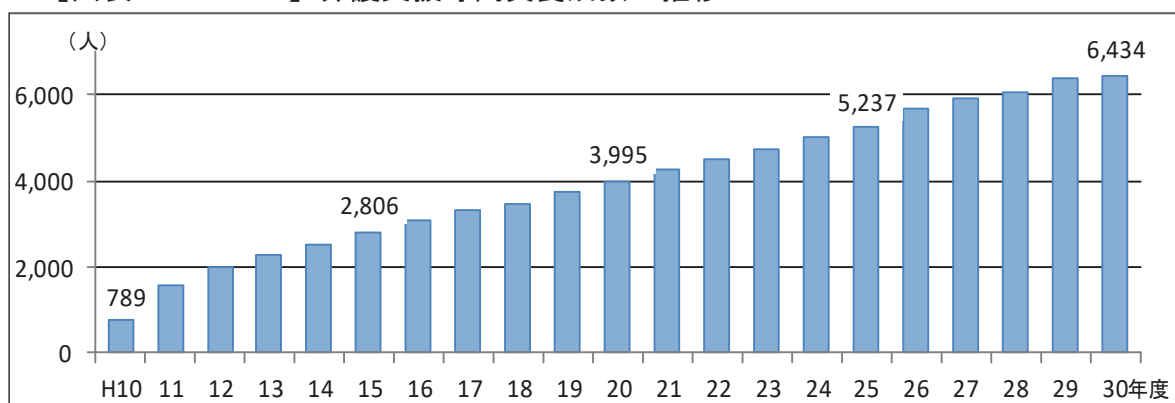


出典：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課調べ

さらに、要介護者が尊厳を持って自立した日常生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントを行う介護支援専門員を確保するため、平成10年から介護支援専門員実務研修を実施しており、平成30年度までに6,434人を養成した。

【図表2-2-1-4-17】

【図表2-2-1-4-17】介護支援専門員養成数の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課調べ

(c) 障害者福祉施設の整備

本県の心身障害者福祉施設については、復帰前から各種整備されていた。昭和46年時点、肢体不自由者更生施設が1施設（定員40人）、身体障害者授産施設が1施設整備され、類似県平均の1施設（定員40人）、0.6施設（定員19人）と同水準以上に整備されていた。一方で、知的障害者更生施設については、1施設（定員40人）、知的障害児施設が3施設（定員132人）と、類似県平均2.6施設（定員199人）、5.4施設（定員325人）を大きく下回る水準であった。

このため、本県では、復帰後から沖縄振興開発特別措置法に基づく高率補助制度を活用し施設整備を進め、昭和53年には知的障害者更生施設の定員は505人となり、類似県平均の145.1%、知的障害児施設定員は240人となり、類似県平均の75.2%と拡充してきた。

また、昭和53年までに、重度身体障害者授産施設、身体障害者療護施設及び知的障害者授産施設を新たに整備し、昭和56年の身体障害者更生援護施設の定員は480人で、昭和47年の約3.1倍、知的障害者援護施設の定員は710人で、昭和47年の約18倍となるなど、施設を拡充してきた。

本県では、障害者に対する総合的かつ計画的な施策を展開するため、昭和58年に国の「障害者対策に関する新長期計画（昭和57年策定）」と連動した「沖縄県障害者対策長期行動計画（昭和58年度～平成4年度）」を策定し、施設整備等に取り組んできた。

その後も、国内法の制定・改正、障害者のニーズの多様化や自立意識、社会的意識の向上などの情勢変化に対応し、障害者施策を総合的に推進するため、平成6年の「沖縄県障害者福祉長期行動計画（平成6年度～平成15年度）」から現行の「第4次沖縄県障害者基本計画（平成26年度～令和3年度）」まで策定し、施設整備等に取り組んできた。

平成7年には、精神保健福祉法の改正に伴い、精神障害者の自立・社会復帰を促すための精神障害者社会復帰施設が整備され、同施設の定員は、平成13年度までに385人となった。

平成18年には、障害の種類にかかわらず、共通した福祉サービスを共通の制度により提供することで、障害者の自立支援を目指す、障害者自立支援法が施行された。これに伴い、本県では、障害者の地域生活への移行に向けた推進等のため沖縄県障害者基本計画の実施計画となる「沖縄県障害福祉計画」を、第1期（平成18年～平成20年度）から第5期（平成30年度～令和2年度）まで策定し、障害者の地域移行や施設整備等に取り組んでいる。

また、障害者自立支援法に基づき、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設のほとんどは、障害者支援施設等に移行し、児童福祉施設（障害児関係）は障害児入所施設等へ移行した。

このようなことから、平成30年度時点、障害者支援施設等の定員は3,204人、障害児入所施設等の定員は620人となっている。今後は、障害者の地域移行を進めながら、計画的な施設整備を推進する。【図表2-2-1-4-18】

【図表2-2-1-4-18】障害者福祉施設の整備状況の推移

| 種別 | 昭和47年5月 | | 昭和56年度 | | 平成3年度 | | 平成13年度 | | 平成23年度 | | 平成30年度 | |
|-----------------|---------|-----|--------|-----|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 |
| 1 身体障害者更生援護施設 | 6 | 155 | 15 | 480 | 50 | 840 | 20 | 1,012 | 12 | 608 | 3 | - |
| 2 障害者支援施設等(注1) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 83 | 3,204 |
| 3 知的障害者援護施設 | 1 | 40 | 11 | 710 | 28 | 1,530 | 42 | 2,190 | 34 | 1,768 | - | - |
| 4 精神障害者社会復帰施設 | - | - | - | - | - | - | 18 | 385 | 8 | 170 | - | - |
| 5 児童福祉施設(障害児関係) | 8 | 592 | 10 | 690 | 10 | 750 | 9 | 470 | 12 | 690 | - | - |
| 6 障害児入所施設等(注2) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 12 | 620 |

注1：平成24年度より「1. 身体障害者更生援護施設」「3. 知的障害者援護施設」、「4. 精神障害者社会復帰施設」の多くは、「2. 障害者支援施設等」に移行

注2：平成24年度より「5. 児童福祉施設(障害児関係)」の多くは、「6. 障害児入所施設等」に移行

出典：沖繩県子ども生活福祉部「子ども生活福祉行政の概要」を基に沖繩県子ども生活福祉部障害福祉課作成

(課題)

高齢者福祉施設等の整備については、高齢化は今後も進行すると見込まれていることから、引き続き、沖繩県高齢者保健福祉計画に基づき、市町村と連携し、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の計画的な整備が必要である。

また、介護を社会全体で支え合う仕組みや、高齢者を含む地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築が課題である。

このため、沖繩県高齢者保健福祉計画に基づき、市町村と連携した施設整備に取り組むとともに、地域全体で高齢者の生活を支えていく地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進する必要がある。また、在宅療養期において医療的ケアが必要となる要介護者等に対する訪問看護機能の充実・強化が重要となっており、これを踏まえた在宅医療介護連携を推進する必要がある。

介護人材の育成・確保について、介護人材は平成27年時点で1万6,668人が業務に従事していると推計される(介護支援専門員を除く)。一方、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)には2万1,899人の介護従事者が必要になると推計されているところ、現行の供給ペースでは、4,501人の不足が見込まれている。

また、本県における平成29年の介護職の離職率は27.6%となっており、全国平均の16.2%より約11ポイント高い状況である。さらに、介護福祉士については、介護福祉士養成施設への入学者数が年々減少傾向にある。このため、引き続き、介護従事者の資質向上や労働環境・処遇改善に向けた取組を行うとともに、介護福祉士修学資金の貸付けや高校生等に対する介護人材参入促進事業等の実施による介護従事者の確保に取り組む必要がある。

障害者福祉施設の整備について、本県では、沖繩県障害福祉計画に基づき、福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行、障害福祉サービス事業所から一般就労への移行等を推進してきた。

一方で、現在入所している障害者の高齢化や重度化、また、地域移行先となる共同生活援助事業所(グループホーム)の必要量が確保されていないこと等から、入所者の地域移行者数は減少傾向となっている。

このため、障害者の地域生活への移行促進に向け、圏域アドバイザーを配置するなど相談支援体制の充実・強化を図り、また、民間賃貸住宅においても障害特性に配慮されたグループホームとして住まいの場を確保し、指定障害福祉サービス事業所等に従事する人材の養成・確保などに取り組む必要がある。